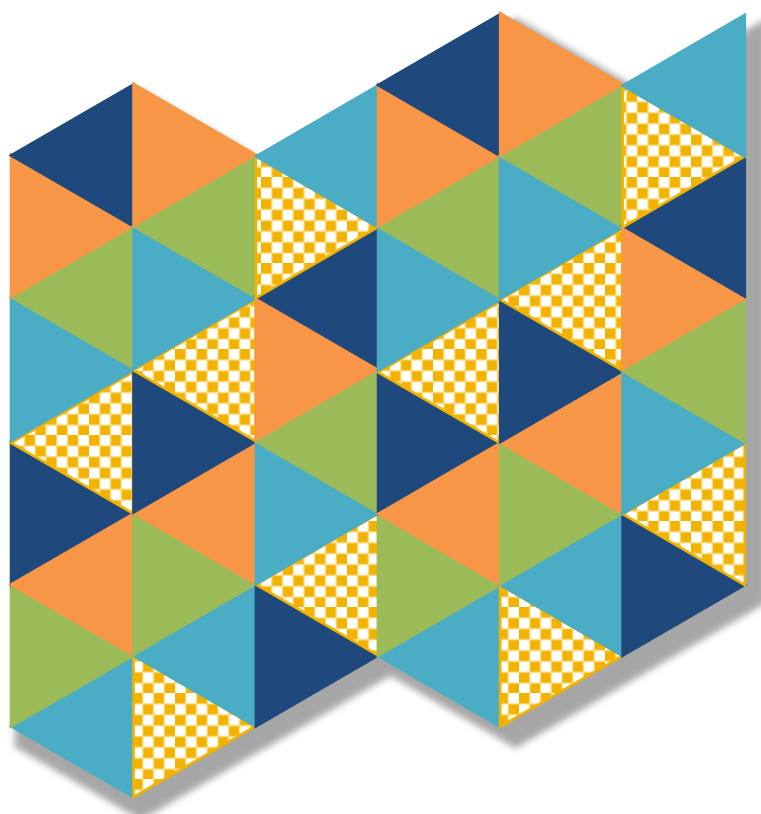


令和3年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

**地域共生社会に向けた
地域コミュニティづくりの拠点に関する調査研究事業
報告書**



令和4（2022）年3月

一般財団法人日本総合研究所

本報告書について

本報告書は、2040年に向け、特に後期高齢者人口の増加が見込まれる関東信越厚生局管内（以下「管内」という）において、誰もが暮らしやすくその人らしい役割を發揮できる地域共生社会の実現に向けた、住民が主体となった地域コミュニティづくりの拠点（以下「拠点」という）の活動（以下「拠点活動」という）実態を調査し、拠点活動推進に向けた方策をとりまとめたものです。

「Ⅰ」では、拠点活動が、多様な「拠点」（本事業では『公民館』『集会所（町内会館）』『空き家』『空き店舗』『学校』『道の駅』『農地』を対象）において展開されているであろうことを踏まえ、各省庁が所管する拠点の活用支援に向けた取組および主な活動事例を概観しました。

「Ⅱ」では、本事業で想定した拠点の活用状況や、拠点活用に関する自治体、社会福祉協議会（以下「社協」という）、地域包括支援センター（以下「包括」という）における拠点活動の実態および情報共有の実態等を明らかにすることを目的として、管内450自治体等を対象に実施したアンケート調査の結果をまとめました。

「Ⅲ」では、団体が活動展開プロセスにおいて直面するであろう課題を、「拠点の確保<場所>」「活動を続けるための体制づくり<人・ノウハウ・物・お金>」「地域とのつながりづくり<情報>」の3つの場面と仮定し、管内12か所の拠点活動の実態と、自治体、社協、包括によるサポートの実態を明らかにしたヒアリング調査の結果をまとめました。

「Ⅳ」では、拠点活動を支える主体の1つである自治体、社協、包括を「支援者」とし、「住民の拠点活動立ち上げに向けた基盤を整える（日常業務）」場面および「住民による活動の立ち上げを支える（拠点活動に関する相談対応）」場面において、期待される役割と今後の検討課題をまとめました。

なお本事業では、主に拠点活動を支援する自治体・社協・包括の方を読み手として想定した報告書（本書）と、主に「Ⅲ」で得られた成果をもとに、拠点活動推進の後押しを目的とした、これから拠点活動を始めたい人（地域住民）および拠点活動を支援する人（自治体、社協、包括）向けのパンフレット「地域で拠点活動を始めたい人 拠点活動を立ち上げから支えたい自治体等の人のためのヒント集」を作成しました。

本書とパンフレットが、地域の拠点活動の更なる推進の一助となれば幸いです。

言葉の使い方

「活動者」：拠点活動運営主体（拠点活動を立ち上げたい地域住民も含む）

「支援者」：自治体、社協、包括

■ ■ 目 次 ■ ■

事業概要

I. 各省庁が実施する拠点に関する多様な制度や取組の整理

1. 本事業で想定する「拠点」の所管部署および関連法令..... I-1
2. 各省庁における取組..... I-8
3. 地域コミュニティづくりの主な活動事例..... I-16

II. 多様な拠点における住民主体の活動実態と

拠点活用等に向けた今後の意向（管内基礎自治体等アンケート調査より）

1. アンケート調査実施概要..... II-1
2. 結果..... II-4
 - 2-1. 回答者の基本情報..... II-4
 - 2-2. 住民の活動実績を把握している拠点の種類..... II-8
 - 2-3. 活用可能な拠点や住民による活動の情報整理と活用場面..... II-16
 - 2-4. 今後活用したい拠点..... II-29
 - 2-5. 今後拠点で推進したい活動..... II-35
 - 2-6. 社協の関与や支援により異なる拠点同士が接点・つながりをもったケース..... II-44
 - 2-7. 事例の提供 ※参考..... II-48
3. アンケート結果のポイント..... II-49

III. 拠点活動の展開および自治体等のサポートの実態

（活動者・自治体等へのヒアリング調査より）

1. ヒアリング調査実施概要..... III-1
2. 結果..... III-6
 - 2-1. 活動拠点の確保＜場所＞..... III-6
 - 2-2. 活動を続けるための体制づくり＜人・ノウハウ・物・お金＞..... III-9
 - 2-3. 地域とのつながりづくり＜情報＞..... III-15
3. ヒアリング結果のポイント..... III-18
 - 3-1. 拠点活動の各場面において明らかになった活動者と自治体等の支援者の動き.. III-18
 - 3-2. 活動者が活動イメージを思い描くことの重要性..... III-19
 - 3-3. 支援者による効果的なサポートの例..... III-21

IV. 拠点活動を支える人たちに期待される役割と今後の検討課題

1. 調査結果を踏まえて.....	IV-1
2. 住民の拠点活動立ち上げに向けた基盤を整える（日常業務）.....	IV-2
2-1. 情報を収集する（支援者⇔支援者、支援者⇔活動者）.....	IV-2
2-2. 情報を共有する（支援者⇔支援者）.....	IV-3
2-3. 情報を発信する（支援者⇒活動者、新たに活動を始めたい住民）.....	IV-4
2-4. 活動者と地域がつながる仕組みをつくる.....	IV-5
3. 住民による活動の立ち上げを支える（拠点活動に関する相談対応）.....	IV-7
3-1. 活動者の拠点確保を支援する.....	IV-7
3-2. 活動を続けるための体制づくりを支援する.....	IV-9
3-3. 地域とのつながりづくりを支援する.....	IV-13
3-4. 大切にしたいマインド.....	IV-15
4. 今後に向けた検討課題.....	IV-16

参考資料

1. アンケート調査結果集計表.....	参考-1
2. アンケート調査票.....	参考-20
3. ヒアリング調査個票（活動主体ベース）.....	参考-62
#1 「おしゃべり農園」（栃木県那須烏山市）.....	参考-62
#2 「みんなの居場所 ひなたぼっこ」（群馬県高崎市）.....	参考-66
#3 「オレンジカフェ よりみち」（埼玉県さいたま市）.....	参考-70
#4 「BABA lab さいたま工房」（埼玉県さいたま市）.....	参考-73
#5 「コミュニティカフェ『茶論』（千葉県柏市）.....	参考-78
#6 「美まもりやまカフェ」（東京都世田谷区）.....	参考-83
#7 「ほっとスペースさくらさくら」（東京都町田市）.....	参考-87
#8 「平塚市豊田地区町内福祉村」（神奈川県平塚市）.....	参考-92
#9 「南三世代交流プラザ 三世代交流のつどい」（新潟県上越市）.....	参考-97
#10 「子育てサロン かりんの木」（長野県塩尻市）.....	参考-100
#11 「まちの駅『ふじや』（長野県箕輪町）.....	参考-104
#12 「遊休農地を活用した取り組み」（長野県王滝村）.....	参考-108

事業概要

1. 背景・問題意識

2040年に向け、特に後期高齢者人口の増加が見込まれる管内では、誰もが暮らしやすくその人らしい役割を發揮できる地域コミュニティづくりに向け、高齢者等をはじめとした多様な住民の力を、より積極的に生かすことが不可欠である。

地域には、住民の参加や活動、地域づくりを後押しする拠点¹（以下「拠点」という）として、通いの場（いわゆる「居場所」「サロン」等）をはじめ、公民館や空き家、空き店舗、廃校、道の駅等様々なものが存在する。これら「拠点」は住民にとって、学び、新たな出会い、小商いや発信等、インプットからアウトプットまで様々な機会・要素を含んでいる。

他方、暮らしの基盤となる地域社会に目を向けると、地域の人間関係・社会関係性の希薄化が進んでいるとの指摘もある。社会環境が変化する中で、住民の力を生かした地域共生社会²を実現するには、多様な手法による地域社会と個人の関係づくり（ソーシャル・キャピタル³）を醸成・蓄積・循環させることが不可欠であり、地域に点在するこれら「拠点」の役割・機能等を明らかにし、「拠点」間の機能の好循環を創り出していくことが、住民および地域にとって有効ではないかと考えられる。特に、地域共生社会の実現に向けては、これまで以上に「拠点」が孤立防止等に寄与していくことも期待される。

拠点には各省庁が所管するもの、民間の営利・非営利のもの、地域組織等によるもの等、様々である。今後は、これら拠点が展開される基礎自治体が、共生の地域コミュニティづくりに向けて、「拠点」を有機的に活用・展開する視点を持てるかが重要となろう。特に、重層的支援体制整備の促進に向けても、これら「拠点」が大きな役割を果たすことが期待される。⁴

管内は、都市部と地方部との人口規模・資源等に大きな差があり、また基礎自治体の中でも、中心部と郊外部・山間部での人口や資源の集積状況は異なる。各自治体には、それぞれの地域の実情や将来像を見据えたアプローチが求められる。

¹ ここでは住民にとって「安心できる居場所（自分らしくいられる場）」、「活動・参加する場」、「はたらく場、活動を提供する場」等、住民にとって何らかの拠り所として機能している場を指す。拠点で展開されている具体的な活動内容は多様であり、参加者層も限定しない。

² 制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとり、多様な人生観や生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられて、地域や社会の中で役割を發揮できる社会。

³ 「人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、『信頼』『互酬性の規範』『ネットワーク』といった社会組織の特徴」と定義される（ロバート・パットナム）。「ソーシャル・キャピタル」は、その意義や有用性として「健康の増進、教育成果の向上、近隣の治安の向上、経済発展等の有益な成果をもたらす、社会や個人の繁栄にとって、その蓄積が重要とされる」ことが指摘されている。

⁴ 令和2年6月の改正社会福祉法により、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設。

2. 目的

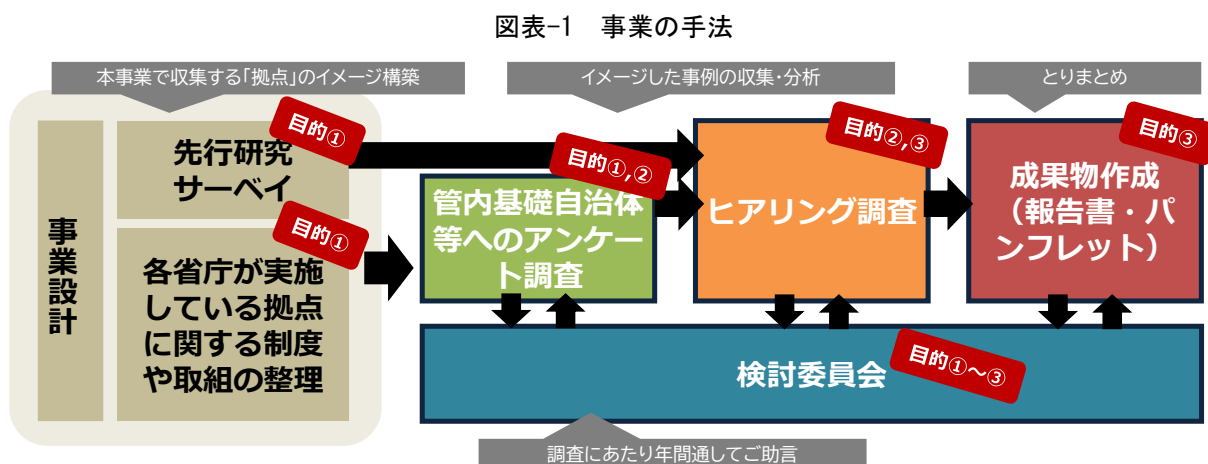
以上の背景、問題意識のもと、本事業では以下の成果を得ることを目的とした。

- ①個々の「拠点」の活動実態や、住民にとっての意味（機能）、特に、地域共生社会に向けて、地域の中で果たしている役割を把握する
- ②多様な拠点における活動がもたらす地域住民への影響（孤立防止、社会参加促進、地域コミュニティ形成等）について検討する
- ③今後、これら拠点の活動・展開が、より多様な住民の孤立防止、社会参加と暮らしやすい地域コミュニティづくりに生かされるための方策等を検討・提案する

※本事業は、主に関東信越厚生局管内を対象エリアとして実施した。

3. 手法

上記目的を達成するため、以下の手法により調査研究を行った（図表-1）。



次頁からは、各手法について詳細に記述する。

3-1. 検討委員会の設置

(1) 検討体制

学識者、自治体職員、事業者等から構成される検討委員会を設置した(図表-2)。

図表-2 委員名簿(敬称略、50音順、◎委員長)

氏名	所属
◎川越 雅弘	埼玉県立大学大学院保健医療福祉学研究科 教授
桑原 静	合同会社バブラボ 代表
高瀬 顕功	大正大学社会共生学部公共政策学科 地域構想研究所 専任講師
手塚 翔太	川崎市健康福祉局地域包括ケア推進室 企画調整担当係長
目崎 智恵子	高崎市 第1層生活支援コーディネーター

■オブザーバー(敬称略)

厚生労働省関東信越厚生局健康福祉部

地域包括ケア推進課	課長	熊野 将一
	課長補佐	青木 修
	地域支援事業係長	酒井 健之
	地域支援事業係	有川 千恵子

■事務局

一般財団法人日本総合研究所

(2) 検討委員会の開催日時および主要議事

検討委員会は4回開催した(図表-3)。

図表-3 検討委員会の開催日時および主要議事

第1回検討委員会 令和3年10月8日(金) 10:00~12:00	①成果物(報告書およびパンフレット)について ②事例収集の考え方・事例の見せ方について ③アンケート調査について
第2回検討委員会 令和3年11月10日(水) 10:00~12:00	①第1回委員会振り返り ②アンケート調査について ③事例整理の方法およびヒアリング調査について
第3回検討委員会 令和4年2月21日(月) 15:00~17:00	①第1回、第2回委員会振り返り ②本調査研究事業のまとめに向けて ③成果物(報告書およびパンフレット)の目次構成および内容について
第4回検討委員会 令和4年3月15日(火) 9:30~11:30	①第3回委員会振り返り ②パンフレットについて ③報告書について

3-2. 各省庁が実施する拠点に関する多様な制度や取組の整理

地域共生社会は、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものであり、「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定） 4.（4）地域共生社会の実現」では地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティの必要性が述べられている。

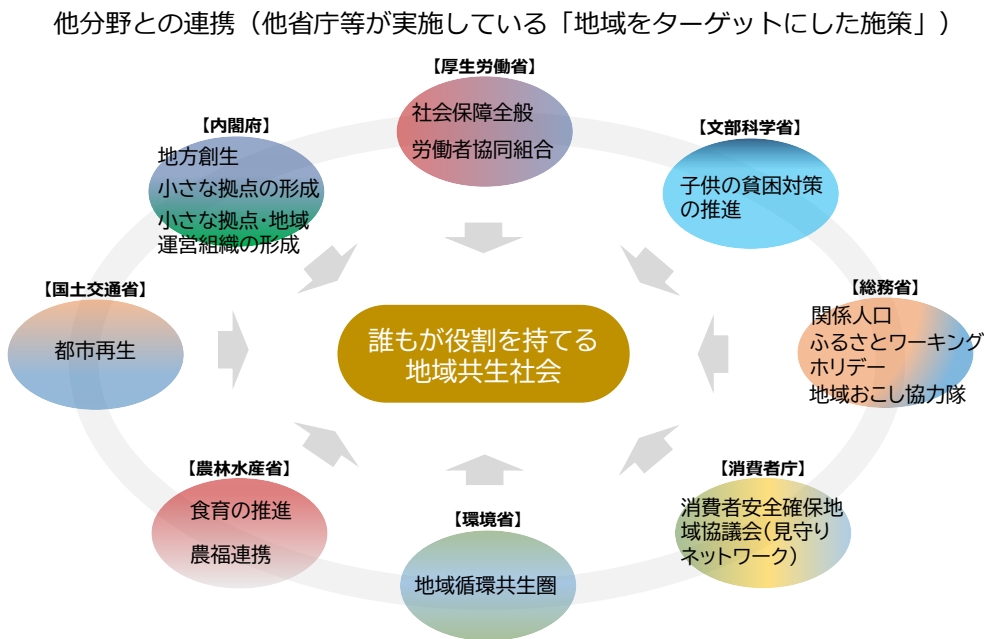
本事業では、地域共生社会の実現に資する地域コミュニティづくりの取組において多様な「拠点」が活用されているであろうことを踏まえ、『公民館』『集会所（町内会館）』『空き家』『空き店舗』『学校』『道の駅』『農地』を「地域共生社会に向けた地域コミュニティづくりの拠点」として想定し、以下の観点で各省庁が実施する拠点に関する多様な制度や取組の整理を行った。

（1）本事業で想定する「拠点」の所管部署および関連法令

本事業で想定する『公民館』『集会所（町内会館）』『空き家』『空き店舗』『学校』『道の駅』『農地』の拠点について、所管部署および関連法令を整理した。

また、「地域共生社会」の実現に向けた他分野との連携イメージを整理した（図表-4）。

図表-4 「地域共生社会」の実現に向けた他分野との連携イメージ



（2）各省庁における取組

地域コミュニティづくりの活動を後押しすると考えられる各省庁における主な取組を「補助金・交付金」や「活動事例の発信」（表彰含む）に大別し、整理した（図表-5）。

図表-5 地域コミュニティづくりの活動を後押しすると考えられる各省庁における主な取組

省庁	主な取組	区分
文部科学省	優良公民館表彰	# 活動事例の発信
	～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト	# 活動事例の発信
国土交通省	人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業	# 補助金・交付金 # 活動事例の発信
	社会資本整備総合交付金（市街地住宅等整備事業）	# 補助金・交付金
	地域居住機能再生推進事業	# 補助金・交付金
	特定テーマ型モデル「道の駅」選定	# 活動事例の発信
	「道の駅」第 3 ステージの推進	# 補助金・交付金
経済産業省 中小企業庁 エネルギー資源庁	地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業）	# 活動事例の発信
	電源立地地域対策交付金	# 補助金・交付金
農林水産省	農山漁村振興交付金	# 補助金・交付金 # 活動事例の発信
総務省	地域運営組織等に関する地方財政措置	# 補助金・交付金
所管省庁を問わない拠点づくり、活動支援	過疎地域遊休施設再整備事業	# 補助金・交付金
	「小さな拠点」づくり	# 補助金・交付金 # 活動事例の発信

（3）地域コミュニティづくりの主な活動事例

各省庁の「活動事例の発信」（表彰含む）の中から、地域コミュニティづくりの主な活動事例を整理した（図表-6）。

図表-6 地域コミュニティづくりの主な活動事例

省庁	表彰・事例集など	活動事例
文部科学省	優良公民館表彰	笠間公民館（かさま志民大学）
	廃校施設活用事例集	旧蜂巢小学校（ヒカリノカフェ）
国土交通省	人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業 HP 事例検索	グループリビング「ももとせ」改修・整備事業
中小企業庁	はばたく中小企業・小規模事業者 300 社・「はばたく商店街 30 選」2021	ひらがな商店街
農林水産省	農福連携事例集	農福連携（埼玉福興株式会社）
総務省	過疎地域持続的発展 優良事例表彰	与布土地域自治協議会
所管省庁を問わない拠点づくり、活動支援	平成 28 年度住民サービス部門モデル「道の駅」【6 駅】 「小さな拠点」づくり事例集～取組概要と形成プロセス～	道の駅「鯉が窪」・「きらめき広場・哲西」

3-3. 管内基礎自治体等へのアンケート調査

(1) 調査目的

以下の3点を目的としてアンケート調査を実施した。

- ①管内基礎自治体における多様な「拠点」の実態把握および活動事例の把握
- ②拠点活用に向けた庁内体制（情報共有、住民周知）の実態把握
- ③「3-3. ヒアリング調査」対象選定の参考

(2) 調査票の種類および調査対象

- ①地域包括ケア推進担当部署向け調査票
- ②自治体向け調査票 ※①以外の自治体各部署
- ③社会福祉協議会向け調査票
- ④地域包括支援センター向け調査票

*①～④いずれも管内10都県市区町村が対象。

*調査票への回答は「住民主体の活動や地域づくりの業務に携わり地域の状況を把握あるいは直接関与されている方」に依頼（各調査票共通）。

(3) 方法

- ①Excel 調査票を用いたメールでの回答・回収

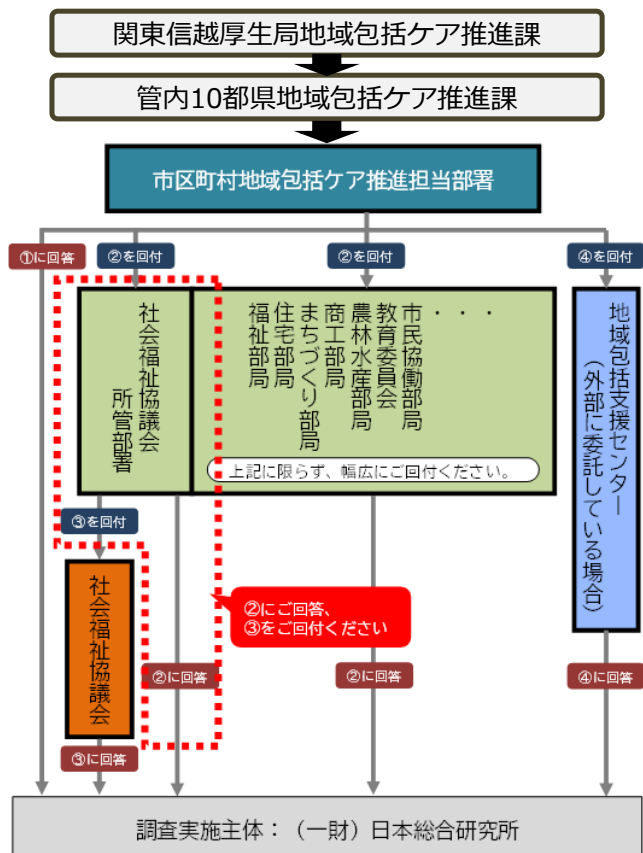
回収
 関東信越厚生局および管内都県地域包括ケア推進課を通じて対象者に調査票を送付。

詳細な調査実施フローは図表-7のとおり。

- ②WEB 調査フォームでの回答・回収

依頼状および Excel 調査票に WEB フォームの URL を記載。

図表-7 調査実施フロー



(4) 期間

令和3年11月17日(水)～令和3年12月20日(月)

(5) 回収結果・有効回答

都県別有効回答、都県別回答自治体数および回収率（①ケア課）は図表-8、図表-9 のとおり。

- ①地域包括ケア推進担当部署向け調査票：回収数 217（うち有効回答 216）
- ②自治体向け調査票：回収数 399（うち有効回答 379）
- ③社会福祉協議会向け調査票：回収数 180（うち有効回答 174）
- ④地域包括支援センター向け調査票：回収数 803（うち有効回答 780）

※回収数については、Excel 調査票と WEB フォームの両方から回答があったものも含む。

図表-8 都県別有効回答数

	基礎自治体数	①ケア課	②他部署	③社協	④包括	合計
茨城県	44	18	27	10	33	88
栃木県	25	15	30	13	34	92
群馬県	35	18	22	16	57	113
埼玉県	63	33	45	24	128	230
千葉県	54	29	79	21	102	231
東京都	62	35	61	31	178	305
神奈川県	33	16	44	14	143	217
新潟県	30	18	23	11	52	104
山梨県	27	10	20	10	12	52
長野県	77	24	28	24	41	117
合計	450	216	379	174	780	1,549

図表-9 都県別回答自治体数および回収率（①ケア課）

	基礎自治体数	①ケア課	②他部署	③社協	④包括	回収率 (①ケア課)
茨城県	44	18	20	10	17	40.9%
栃木県	25	15	13	13	15	60.0%
群馬県	35	18	14	15	19	51.4%
埼玉県	63	32	23	24	33	50.8%
千葉県	54	29	25	21	32	53.7%
東京都	62	34	33	30	33	54.8%
神奈川県	33	16	19	14	20	48.5%
新潟県	30	18	17	11	15	60.0%
山梨県	27	10	10	10	8	37.0%
長野県	77	24	25	21	22	31.2%
合計	450	214	199	169	214	47.6%

※②～④回収率について

- ・ 地域包括ケア推進担当部署に回付を依頼したため母数の把握ができず、純粋な回収率を算出することが難しい。そのため、現状では①ケア課のみで回収率を示している。
- ・ ①ケア課は2つの市で2部署より回答があり、③社協は5つの市で区レベルの社協より回答があったため、都県別回収数と都県別返送のあった自治体数に差異が生じている。

3-4. ヒアリング調査

(1) 調査目的

拠点活動の展開上生じた課題に対する「活動者自身が行った工夫」や「自治体、社協、包括によるサポートの実態」を整理することを目的に、ヒアリング調査を実施した。

(2) 調査手法

オンラインによる聞き取り調査および訪問による聞き取り調査

(3) 調査対象

管内基礎自治体等アンケート調査回答者等および活動者（拠点活動運営主体）

(4) 対象の抽出方法

アンケート調査回答者より提供のあった活動事例から、活動分野のバランスに留意しつつ、下記の方針をもとに抽出した。

※なお実際は、必ずしも全てに合致しない活動事例もある。

- ①「当該拠点活動を運営している・活動に参加している人」に高齢者がおり、かつ高齢者以外の主体も挙げられていること
- ②「当該活動の主体となる住民に、関与・支援している主体」が複数であること
- ③活動頻度として、月に1回程度はあること
- ④取組開始後、一定年数（3年程度）が経過した事例を優先する
- ⑤回答内容に「コロナ禍で活動休止中」とあるものは除外

(5) 調査期間

令和4年1月～令和4年3月

(6) 主な調査項目

- ①活動事例について
 - ・活動のテーマ（目的）、頻度、参加者数、運営スタッフの人数および年齢層
 - ・活動の沿革（アンケート調査回答者：活動における関与、支援の内容）
 - ・活動継続、展開に向けての課題や期待、抱負
- ②地域の活用可能な拠点の情報や拠点活動情報の整理、情報共有の状況について
 - アンケート調査回答者への質問（回答があった機関のみ）
- ③今後アンケート調査回答者が活用したいと考える拠点について

(7) 実施日程等

図表-10 ヒアリング調査の対象・実施日・方法（実施日順）

対象の活動事例およびヒアリング先（名称はヒアリング実施時のもの）	実施日	方法
<u>まちの駅「ふじや」（長野県箕輪町）</u> [活動者] 木下に新しい居場所を作ろう実行委員会 [アンケート回答者] 箕輪町社会福祉協議会	R4.1.21 ※同日開催	オンライン
<u>ほっとスペースさくらさくら（東京都町田市）</u> [活動者] 町田・ワーカーズまちの緑がわ小山田桜台 [アンケート回答者] 町田市いきいき生活部 高齢者福祉課介護予防係	R4. 2.4 R4. 1.21	オンライン オンライン
<u>BABA lab さいたま工房（埼玉県さいたま市）</u> [活動者] BABA lab さいたま工房 [活動支援者] さいたま市保健福祉局長寿応援部 高齢福祉課生きがい事業係 [活動支援者] 埼玉県産業労働部人材活躍支援課 ※活動支援者は、いずれも活動者より紹介を受けた。	R4.1.24 R4.1.27 R4.2.1	オンライン 訪問 オンライン
<u>オレンジカフェ よりみち（埼玉県さいたま市）</u> [活動者] 埼玉福祉保育医療専門学校 [アンケート回答者] 大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑	R4.1.26 ※同日開催	オンライン
<u>みんなの居場所 ひなたぼっこ（群馬県高崎市）</u> [活動者] 任意団体 虹の架け橋 [アンケート回答者] 高崎市社会福祉協議会	R4.1.28 ※同日開催	オンライン
<u>南三世代交流プラザ 三世代交流のつどい（新潟県上越市）</u> [活動者] 南三世代交流プラザ運営協議会 [アンケート回答者] 上越市健康子育て部こども課	R4.2.3 ※同日開催	オンライン
<u>コミュニティカフェ「茶論」（千葉県柏市）</u> [活動者] 多世代交流コミュニティ実行委員会 [アンケート回答者] 柏市沼南地域包括支援センター	R4.2.18 R4.2.3	オンライン オンライン
<u>子育てサロン かりんの木（長野県塩尻市）</u> [活動者] かりんの木代表者（個人） [アンケート回答者] 塩尻市社会福祉協議会	R4.2.4 R4.2.16	オンライン オンライン
<u>遊休農地を活用した取り組み（長野県王滝村）</u> [活動者] 王滝村社会福祉協議会、地域住民 [アンケート回答者] 王滝村社会福祉協議会	R4.2.15	オンライン
<u>平塚市豊田地区町内福祉村（神奈川県平塚市）</u> [活動者] 平塚市豊田地区町内福祉村 [アンケート回答者] 平塚市福祉部福祉総務課	R4.2.28 ※同日開催	訪問
<u>おしゃべり農園（栃木県那須烏山市）</u> [活動者] ワンチーム落合 [アンケート回答者] 那須烏山市社会福祉協議会	R4.3.15 ※同日開催	オンライン
<u>美まもりやまカフェ（東京都世田谷区）</u> [活動者] 世田谷区社会福祉協議会 地域福祉推進員 地区サポーター他 [支援者] 世田谷区社会福祉協議会北沢地域社協事務所 新代田地区事務局 [アンケート回答者] 新代田あんしんすこやかセンター	R4.3.18 ※同日開催	オンライン

3-5. 成果物の作成

上記調査の結果を通じて得られた結果を、本報告書およびパンフレットにとりまとめた。パンフレットの概要は以下のとおり。

①想定している読み手

- ・これから拠点活動を立ち上げたいと考えている地域住民（⇒活動者）
- ・拠点活動を立ち上げから支援したいと考えている自治体、社協、包括（⇒支援者）

②内容

調査結果および検討委員会での議論を踏まえ、特に拠点活動の「展開プロセス」に焦点を当て、活動者に向けては「どのように拠点活動を立ち上げ、継続していくか」、自治体、社協、包括に向けては「どのように拠点活動を支援するか」ということについて、ヒアリング調査における活動事例の結果からエッセンスを抽出。

また、参考資料として、活動者の「活動のイメージづくり」の一助となるよう、活動目的や内容、対象者、拠点のイメージ等から構成される「拠点活動ことはじめシート」を掲載。仲間や支援者への活動イメージの共有や相談を促している。

* 「拠点活動ことはじめシート」の原案については、桑原委員より提供を受けた。

③活用場面

地域住民を対象に、自治体、社協、包括が開催する「活動を始めたい人向け説明会」等での配布を想定した。

I . 各省庁が実施する拠点に関する 多様な制度や取組の整理

1. 本事業で想定する「拠点」の所管部署および関連法令

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指すものである（図表 I-1）。

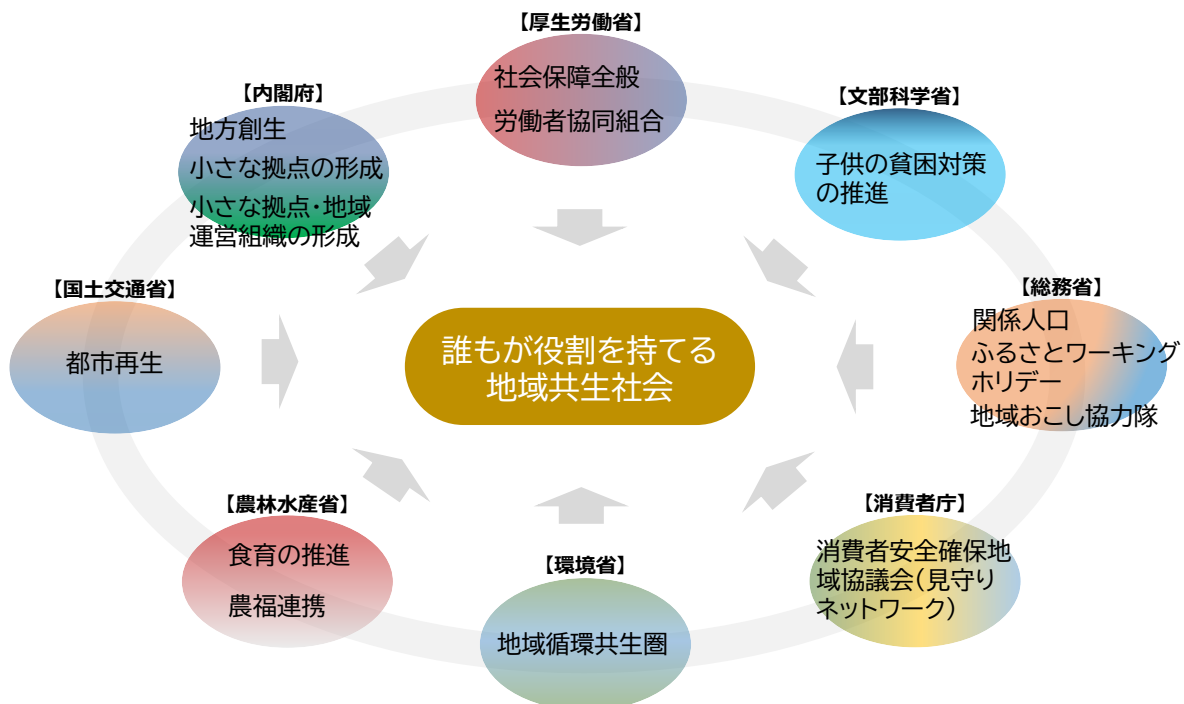
図表 I-1 「地域共生社会」イメージ



出典：厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」 地域共生社会とは
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/#tiikikyosei>

厚生労働省では、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）に基づいて、その具体化に向けた取組を進めている。取組の推進に向けては、福祉分野の政策だけでなく、地方創生、まちづくり、教育など、地域の持続性を高める他分野の施策との連携が進められている（図表 I-2）。

図表 I-2 「地域共生社会」の実現に向けた他分野との連携イメージ
他分野との連携（他省庁等が実施している「地域をターゲットにした施策」）



出典：地域共生社会のポータルサイト 他分野との連携
<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/renkei/>を元に事務局加工

また、「ニッポン一億総活躍プラン（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定） 4.（4）地域共生社会の実現」では、地域共生社会の実現に向けた地域コミュニティの必要性について、以下のように記している。

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

そこで本事業では、地域共生社会の実現に資する地域コミュニティづくりの取組において多様な「拠点」が活用されているであろうことを踏まえ、『公民館』『集会所（町内会館）』『空き家』『空き店舗』『学校』『道の駅』『農地』を「地域共生社会に向けた地域コミュニティづくりの拠点」として想定した。

これらの拠点は基本的には文部科学省、農林水産省等各省庁が所管しており、施設の有効的な活用に向け、整備（ハード面）や活動支援（ソフト面）の両面において、様々な支援制度を創設している。

ここでは、本事業で想定する上記の拠点について、所管部署および関連法令を整理する。

(1)「公民館」

公民館は1949年(昭和24年)に成立した「社会教育法」第二十条に規定されている文部科学省所管の施設である。

同法第二十条の目的にあるとおり、基本的には「教育、学術及び文化に関する各種の事業」を行うが、同法第二十二条第一項第六にあるとおり、「住民の集会その他の公共的利用に供する」事業も行われている。

法	社会教育法
条 (抜粋)	<p>第五章 公民館</p> <p>(目的)</p> <p>第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>(公民館の設置者)</p> <p>第二十一条 公民館は、市町村が設置する。</p> <p>2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人(以下この章において「法人」という。)でなければ設置することができない。</p> <p>3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。</p> <p>(公民館の事業)</p> <p>第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。</p> <p>一 定期講座を開設すること。</p> <p>二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。</p> <p>三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。</p> <p>四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。</p> <p>五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。</p> <p>六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p>

出典：e-Gov 法令検索 社会教育法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000207>

(2)「集会所（町内会館）」

集会所（町内会館、自治会館等）は「自治会」「町内会」「町会」など、町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（任意団体・地縁団体）の拠点である。戦前に組織化され始めたため、厳密な所管部署はない。

集会所は地域コミュニティの拠点として活用されているが、近年、集会所の土地や建物の登記が会長名義や役員による共同名義になっていることにより、名義人の転居や相続等でトラブルがみられはじめた。そうしたことから、総務省では地縁団体が法人格を取得し団体名義で資産登記ができるよう、平成3年に地方自治法改正を行った。

法	地方自治法
条 (抜粋)	<p>第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。</p> <p>② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。</p> <p>一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。</p> <p>二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。</p> <p>三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。</p> <p>四 規約を定めていること。</p>

出典：e-Gov 法令検索 地方自治法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324AC0000000207>

(3) 「空き家」

近年、空き家の増加が社会課題となっている。国土交通省では、平成26年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行し、空き家等の適切な管理、自治体等による解体が行われている。また、公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的として、市町村による空家等対策計画の作成等を推進している。

法	空家等対策の推進に関する特別措置法
条 (抜粋)	(目的) 第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

出典：e-Gov 法令検索 空家等対策の推進に関する特別措置法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000127_20150801_00000000000000

(4) 「空き店舗」

シャッター商店街をはじめとする空き店舗についても、空き家と同様に社会課題となっている。経済産業省・中小企業庁では平成21年7月15日公布、同年8月1日施行の「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(地域商店街活性化法)」を用いて、商店街が「地域コミュニティの担い手」として行う地域住民の生活の利便性を高める試みを支援している。

法	商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律
条 (抜粋)	(目的) 第一条 この法律は、商店街が我が国経済の活力の維持及び強化並びに国民生活の向上にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、中小小売商業及び中小サービス業の振興並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に寄与してきた商店街の活力が低下していることを踏まえ、商店街への来訪者の増加を通じた中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るために商店街振興組合等が行う地域住民の需要に応じた事業活動について、経済産業大臣によるその計画の認定、当該認定を受けた計画に基づく事業に対する特別の措置等について定めることにより、商店街の活性化を図ることを目的とする。

出典：e-Gov 法令検索 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=426AC1000000127_20150801_00000000000000

(5)「学校」

学校は学校教育法第一条に規定され、文部科学省が所管する施設である。地域コミュニティづくりの拠点として、学校の余裕教室や廃校が活用されている。

学校は国庫補助金を受けて整備が進められているため、廃校を学校教育以外の用途で活用する場合には国庫補助相当額を国庫に納付する手続き（財産処分手続き）が必要とされていたが、令和2年12月9日付「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」において、一定の要件を満たせば国庫納付を要さず、報告書の提出をもって手続きできるようになり、今後、より廃校を活用した地域コミュニティの拠点として活用されると思われる。

法	学校教育法
条 (抜粋)	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第十二章 雑則</p> <p>第百三十七条 学校教育上支障のない限り、学校には、社会教育に関する施設を附置し、又は学校の施設を社会教育その他公共のために、利用させることができる。</p>

出典：e-Gov 法令検索 学校教育法

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=322AC0000000026>

(6)「道の駅」

道の駅は、道路利用者への安全で快適な道路交通環境の提供と地域の振興や安全の確保に寄与することを目的に、24時間利用可能な駐車場・トイレ、情報提供施設、地域振興施設からなる道路施設である。道路管理者と市町村長等で整備する「一体型」と市町村で全ての整備を行う「単独型」があり、平成5年4月に「道の駅」制度創設以降、令和4年2月9日時点で1,194駅が登録されている。

要綱	「道の駅」登録・案内要綱
内容 (抜粋)	<p>(目的)</p> <p>1. この要綱は、一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内することにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成、並びに地域の振興に寄与することを目的とする。</p>

出典：国土交通省 HP

<https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/pdf/guidance.pdf>

(7)「農地」

近年、農業従事者の高齢化にともない、耕作放棄地が増加している。他方で障害者の方々の生きがいつくりや社会参画を実現するための「農福連携」も推進されており、多世代交流や伝統継承など地域コミュニティの維持にも寄与している。農福連携は、生きがいつくりや就労をはじめ社会参画の場を創出するのみならず、農業従事者の広がりにつながる可能性も含んでいる。

「農地」は農林水産省所管ではあるものの、農地を活用した取組は省庁横断的に行われており、とくに内閣官房では、内閣総理大臣を本部長とする「農林水産業・地域の活力創造本部」を設置して、農林水産業の推進を通じた地域活性化を図っている。

要綱	農林水産業・地域の活力創造本部の設置について
内容 (抜粋)	1. 農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を地域の視点に立って幅広く検討するため、内閣に、農林水産業・地域の活力創造本部（以下「本部」という。）を設置する。

出典：首相官邸

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/index.html>

2. 各省庁における取組

各省庁においては、拠点の整備（ハード面）や活動支援（ソフト面）に関する種々の取組が展開されている。ここでは各省庁が所管する拠点において、地域コミュニティづくりの活動を後押しすると考えられる主な取組を「補助金・交付金」と「活動事例の発信」（表彰含む）に大別し、以下に整理する。

（1）文部科学省

文部科学省においては、今後の公民館活動の充実・振興に資することを目的とした「優良公民館表彰」を行っている。

■優良公民館表彰 #活動事例の発信

今後の公民館活動の充実・振興に資することを目的に、公民館やその他公民館と同等の社会教育活動を行う施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰。

出典：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/mext_00479.html

廃校については、全国の廃校施設情報を集約・発信、廃校活用マッチングイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を「みんなの廃校」プロジェクトとして行っている。

■～未来につなごう～みんなの廃校プロジェクト #活動事例の発信

活用用途を募集している全国の廃校施設情報を集約・発信する取組や廃校活用マッチングイベントの開催、廃校活用事例の紹介等を通じて、廃校施設の活用を推進。

出典：文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

(2) 国土交通省

国土交通省は都市計画・街づくりの一環として、地域コミュニティづくりのための拠点整備に向けた取組を行っている。

■人生 100 年時代を支える住まい環境整備モデル事業

#補助金・交付金 #活動事例の発信

【目的・趣旨】

人生 100 年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して暮らせる住環境の整備を促進するため、モデル的な取組に対して支援を行う。

【事業概要】

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、先導性が認められた事業の実施について、その費用の一部を支援するもの

※新たな技術やシステムの導入に資するものであること又は多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであることが要件

出典：国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/common/001267515.pdf>

■社会資本整備総合交付金（市街地住宅等整備事業） #補助金・交付金

コミュニティ施設（集会所、子育て支援に資する施設、高齢者生活相談設置及び情報板）や生活支援施設（住替支援施設、生活サービス拠点施設、交通関連施設）が含まれる整備事業。

出典：国土交通省都市局市街地整備課

https://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000213.html

とくに高度成長期において整備された大規模団地・ニュータウンでは、住民の高齢化が進んでおり、地域の居住機能を再生するため、多様な主体の連携・協働による子育て支援施設や福祉施設等の整備を進めている。

■地域居住機能再生推進事業 #補助金・交付金

大規模な公的賃貸住宅団地を含む高齢化の著しい地域において、多様な主体の連携・協働により、居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する。

出典：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/content/001423852.pdf

平成26年には、道の駅自体が目的地となり「まち」の特産物や観光資源を生かして「ひと」を呼び、地域に「しごと」を生み出す存在になりつつあったことを踏まえ、国土交通省において、「道の駅による地方創生拠点の形成」を支援する取組が展開された。また、同省では道の駅の質的向上に向けて、特定のテーマに応じた取組を行っているところをモデルとして認定している。平成28年は地域福祉向上や生活支援、小さな拠点の形成や公共の福祉増進を目的とした住民サービス向上に資する取組を認定基準とした「住民サービス」がテーマとなった。

■特定テーマ型モデル「道の駅」選定 #活動事例の発信

平成28年度、『住民サービス部門モデル「道の駅」』（中山間地域及び漁村等における高齢化 社会に対応した地域福祉向上のめ取組、課題に対応した住民生活支援のめ取組、小さな拠点形成を目指した取組等、公共の福祉増進的とした地域住民へのサービス向上に資する取組）として国土交通省が6駅を選定。

出典：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/juten_eki/theme_model01.html

さらに令和元年には、新「道の駅」のあり方検討会より『「道の駅」第3ステージ 道の駅が地方創生・観光を加速する拠点へ』という提言が出された。この中に「あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターに」という項目が含まれている。地域の多主体協働による地域活性化プロジェクトや子育て支援、移動支援など、あらゆる世代が道の駅で活躍するための環境を提供することが掲げられている。こうしたことから、地域コミュニティづくりの拠点としての側面を強めていることが窺える施設である。

■「道の駅」第3ステージの推進 #補助金・交付金

“「地方創生・観光を加速する拠点」へ+「ネットワーク化で活力ある地域デザインにも貢献」”をコンセプトに、第3ステージとして「2025年」を目指す3つの姿を提言。

1. 「道の駅」を世界ブランドへ
2. 新「防災道の駅」が全国の安心拠点に
3. あらゆる世代が活躍する舞台となる地域センターに

出典：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/third_stage_03.html

(3) 経済産業省・中小企業庁・エネルギー資源庁

経済産業省・中小企業庁では、空き店舗の活用を目指し、地域住民のニーズに沿った施設の導入に向けた取組を実施している。

■地域の持続的発展のための中小事業者等の機能活性化事業（地域商業機能複合化推進事業） #補助金・交付金 #活動事例の発信

中小事業者等のグループが商店街等において行う、地域住民のニーズに沿った新たな需要を創出する施設等の導入や最適なテナントミックスの実現に向けた実証事業を地方公共団体が支援する場合に、国がその費用の一部を補助します。

【ソフト事業】

中小事業者等のグループが、空き店舗等を活用した創業支援などにより、最適なテナントミックスに向けた来街者の消費動向等の調査分析を行うモデル事業を補助します。※国庫補助上限額 4,000 千円

【ハード事業】

中小事業者等のグループが、商店街等を取り巻く環境や現況を調査・分析した上で、商店街等にはない新たな機能の導入に係る空き店舗の改修等を行い、その効果を分析するモデル事業を補助します。※国庫補助上限額 40,000 千円

出典：経済産業省

<https://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20210326/summary.pdf>

資源エネルギー庁では、発電用施設の立地地域・周辺地域が対象ではあるものの、社会福祉施設や教育文化施設等の公共用施設整備や住民福祉の向上に資する事業に対して交付金の交付が行われている。

■電源立地地域対策交付金 #補助金・交付金

発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備や、住民福祉の向上に資する事業に対して交付金を交付することで、発電用施設の設置に係る地元の理解促進等を図ることを目的として、当該都道府県・市町村等へ交付されます。

出典：経済産業省中部経済産業局

<https://www.chubu.meti.go.jp/d41denji/kofukin/index.html>

(4) 農林水産省

農林水産省では、農山漁村振興交付金を用いて、様々な取組への交付が行われている。

■農山漁村振興交付金 #補助金・交付金 #活動事例の発信

<対策のポイント>

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を取組の発展段階に応じて総合的に支援し、農林水産業に関わる地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しします。

1. 農山漁村地域での取組への支援

① 地域活性化対策

地域活性化のための活動計画づくりやコミュニティ維持の取組等を支援します。

② 中山間地農業推進対策

中山間地域での収益力向上に向けた取組やモデル構築を支援します。

③ 山村活性化対策

振興山村での地域資源を用いた地域経済の活性化の取組を支援します。

④ 最適土地利用対策

農地の粗放的利用によるモデル的な取組等を支援します。

⑤ 農泊推進対策

観光コンテンツ開発や滞在施設等の整備、国内外へのPR等を支援します。

⑥ 農福連携対策

農林水福連携の推進に向け、障害者等に配慮した施設整備等を支援します。

⑦ 農山漁村活性化整備対策

地方公共団体策定の活性化計画に基づき行う施設整備を支援します。

⑧ 情報通信環境整備対策

インフラ管理や地域活性化等に必要な情報通信環境の整備を支援します。

2. 都市部での取組への支援

① 都市農業機能発揮対策

都市農業への関心の喚起や多様な機能の発揮に資する取組を支援します。

出典：農林水産省

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

(5) 総務省

自治会や町会などの取組については、総務省による地方財政措置が実施されており、市区町村を通じて交付されている。

■地域運営組織等に関する地方財政措置 #補助金・交付金**1. 地域の暮らしを支える住民共助の仕組みづくり【市町村】****(1) 地域運営組織の運営支援**

- ①運営支援に関する経費（運営交付金等）・・・普通交付税
- ②形成支援に関する経費（施設改修、ワークショップ^o開催等）・・・特別交付税

(2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

地域における住民同士の支え合いによる生活支援の取り組み（高齢者交流、声かけ見守り、買い物支援、弁当配達、預かり保育、子ども食堂等）に係る所要の経費・・・普通交付税

2. 地域運営組織の経営力支援【都道府県及び市町村】

地域運営組織の運営体制強化に関する収益事業の起業等に係る経費（研修、設備導入、販路開拓等）・・・特別交付税

出典：総務省

https://www.soumu.go.jp/main_content/000744097.pdf

(6) 所管省庁を問わない拠点づくり、活動支援

過疎地域に関しては、遊休施設の有効活用を目的に、施設の所管省庁を問わない補助を実施している。

■過疎地域遊休施設再整備事業 #補助金・交付金

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興、地域課題解決に資する施設や都市住民等との地域間交流を促進するための農林漁業等体験施設、生産加工施設、地域芸能・文化体験施設等の整備事業に対して補助

出典：総務省

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain11.htm

「小さな拠点づくり」は、内閣府や内閣官房、総務省、国土交通省等、関係省庁の様々な支援制度を活用して取り組まれている。

■「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業（国土交通省）

#補助金・交付金 #活動事例の発信

人口減少や高齢化が進む中山間地域等において、基幹集落に複数の生活サービスや地域活動の場を集め、周辺集落とネットワークで結ぶモデル的な「小さな拠点」の形成を推進するため、遊休施設を活用した既存施設の再編・集約に係る改修に所要の補助を行い、もって地方における集落の活性化に資することを目的としています。

事業概要

- 1) 対象地域：過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域（都市計画区域等の一定の地域を除く。）
- 2) 補助対象：廃校舎等の遊休施設を活用した既存公共施設の再編・集約に係る改修費に対して補助。このほか、生活圏の維持・再生に必要な機能を施設の再編・集約と併せて導入することや、再編・集約に伴う廃止施設の除却等についても補助。
- 3) 事業主体：[1]市町村等、[2]NPO法人等（間接補助）
- 4) 補助率：[1]市町村等 1／2以内、[2]NPO法人等 1／3以内（間接補助）

出典：国土交通省

https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html

内閣府・内閣官房による「小さな拠点・地域運営組織の形成に関する関係府省庁の主な支援制度」では、前述の農林水産省「農山漁村振興交付金」や総務省「地域運営組織等に関する地方財政措置」も含め、省庁横断的に財政支援制度等が用いられている。

厚生労働省による財政支援制度としては、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」および「生活支援体制整備事業」、その他の支援制度としては「生活支援コーディネーター」があげられている。

図表 I-3 「小さな拠点」づくりの取組イメージと活用可能な財政支援制度等



出典：内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」HP

小さな拠点・地域運営組織の形成に活用可能な主な財源支援制度一覧（令和2年度予算）

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiiisanakyoten/index.html> を元に事務局作成

3. 地域コミュニティづくりの主な活動事例

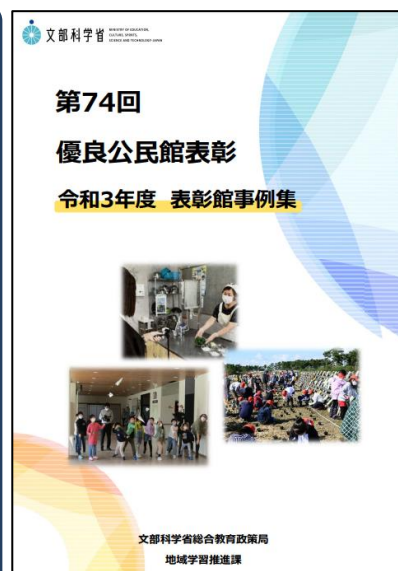
前項「2」で整理した各省庁の「活動事例の発信」（表彰含む）の中から、地域コミュニティづくりの主な活動事例を整理する。

（1）文部科学省 優良公民館表彰

■茨城県笠間市 笠間公民館（かさま志民大学）

笠間市内の3つの公民館で行われていた従来の公民館講座をリニューアルし、3つの公民館をキャンパスと見立てた「かさま志民大学」を創設。講座の内容は、県内大学や企業などと連携して質の向上を図り、講座で学んだことを地域に生かすことのできる内容としている。

新型コロナウイルス感染拡大によりオンライン講座をスタート。地元産の野菜を使用した「免疫力UPクッキング」や「おうち時間で気軽にストレッチ」などコロナ禍における市民の健康維持につながるものや、レジ袋有料化に伴う「風呂敷ハンカチ活用術」など、社会の流れを捉えたコンテンツの充実を図っている。



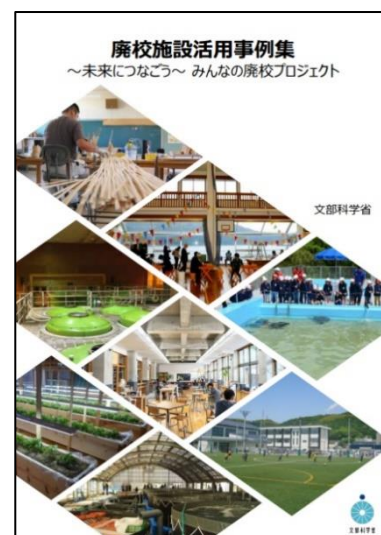
出典：文部科学省”第74回優良公民館表彰 令和3年度表彰館事例集”

https://www.mext.go.jp/content/20220210-mxt_chisui01-000005456_1.pdf

（2）文部科学省 廃校施設活用事例集

■栃木県大田原市 旧蜂巢小学校（ヒカリノカフェ）

2012（平成24）年度末で廃校となった旧蜂巢小学校を活用し、「hikari no café 蜂巢小珈琲店」を社会福祉法人が2016（平成28）年4月にオープン。多機能型障害福祉サービス事業所としてカフェの運営、珈琲豆・焼き菓子等の販売を行っている。また、また、カフェスペース以外の教室・体育館・音楽室・家庭教室では地域の方々によるギャラリーやワークショップの開催、コンサート・サークル活動で利用されている。また、校庭ではグラウンドゴルフや地域のお祭りなど幅広く利用されている。



出典：文部科学省”廃校施設活用事例集 ~未来につなごう~みんなの廃校プロジェクト”平成31年3月発行、令和2年4月更新

https://www.mext.go.jp/content/20210310-mxt_sisetujo-000010166_02.pdf

(3) 国土交通省 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業 HP 事例検索

■千葉県成田市 グループリビング「ももとせ」改修・整備事業

NPO 法人が運営するグループリビング「ももとせ」は、高齢者が集住する住まいであり、併設する「アトリエ」では、地元社会福祉協議会と連携した地域に開いた高齢者サロンを開設。

他方で、周辺地域は近年開発が進んだ住宅地であり、地域との馴染みが少ない子育て世帯が多く住んでいることから、高齢者と地域住民との交流・多世代交流の拠点に向けて「アトリエ」を改良し、近隣の大学のボランティアサークルと連携した高齢者カフェ、子ども食堂等を開設。



出典：人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業 HP
<http://100nen-sw.jp/search/47>

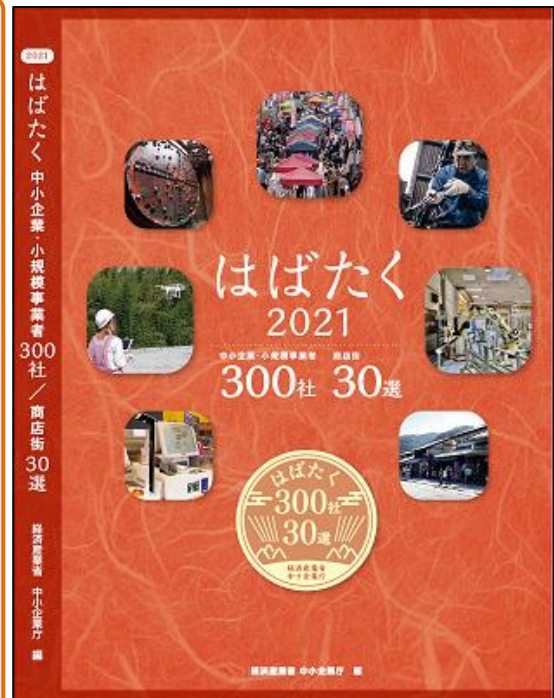
(4) 中小企業庁 「はばたく中小企業・小規模事業者300社」・「はばたく商店街30選」2021

■神奈川県横浜市 ひらがな商店街

横浜市中区にある「ひらがな商店街」では、空き店舗を借り上げ、地域の情報発信と地元住民同士が交流できる「マーケットテラスカフェ石川町」を2017年3月にオープン。

カフェでは、町内会のイベントや商店街の店舗が提供するスイーツ会等を実施している。また、地域のアーティストが自作の商品を販売できる小スペース「小箱ショップ」や子供向けのセミナーや各種教室が開催されるレンタルスペースもあり、家族揃って楽しめる場を提供している。

商店街内には青年部を設け、町内会とも協力体制を築いており、イベント開催は共同運営を行っている。若い世代の意見も積極的に取り入れ、次世代のリーダー育成にも力を入れている。



出典：中小企業庁 「はばたく中小企業・小規模事業者300社」・「はばたく商店街30選」2021
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/monozukuri300sha/index2021.html>

(5) 農林水産省 農福連携事例集

■埼玉県熊谷市 農福連携（埼玉福興株式会社）

工業生産の海外進出により、下請作業とともに障害者の仕事が減少。食に関わる農業であれば、仕事がなくなることはないと考え、障害者が取り組める農業の研究を開始し、2003年に農福連携を開始。

就労継続支援B型事業所やグループホームを運営し、農業を通じて障害者の就労から生活支援まで取り組む。ソーシャルファームの理念のもと誰も排除しない組織として、触法障害者、ニート、引きこもりなど社会的支援を必要とする人を積極的に受け入れている。



出典：農林水産省 農福連携事例集（ver.3）

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-89.pdf>

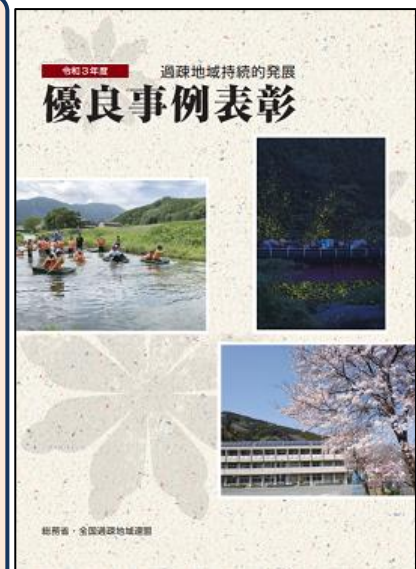
(6) 総務省 過疎地域持続的発展 優良事例表彰

■兵庫県朝来市 与布土地域自治協議会

与布土地域自治協議会は、「かえるの郷部会」、「ごくらくの郷部会」等の6つの部会からなり、6つの部会が役割分担をしながら活力のある地域づくりを進めている。

少子高齢化等による地域住民の急速な減少に伴う地域活力の低下が進み、農地管理が困難になる中、①若者の移住・定住促進、②高齢者の福祉対策、③農業振興・観光対策を重点目標として掲げ、それぞれの目標について取組を続けるとともに、災害時の電源確保や自主財源の確保のための太陽光発電のエネルギーの地産地消の取組も併せて行っている。

会の活動は若者にも開かれており、年代を超えて価値観を共有し、マルシェやカフェ等の地域における若者の取組を会全体で支えることにより、若い世代の移住や関係人口が増加している。



出典：総務省 過疎地域持続的発展 優良事例表彰

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain7.htm

(7) 国土交通省 平成 28 年度住民サービス部門モデル「道の駅」、内閣府 「小さな拠点」づくり事例集～取組概要と形成プロセス～

■岡山県新見市 道の駅「鯉が窪」、「きらめき広場・哲西」

平成 13 年に旧哲西町が町民生活の総合拠点「きらめき広場・哲西」を、既設の道の駅「鯉が窪」に隣接する敷地に整備。

「きらめき広場・哲西」は、市支局（旧町役場）、診療所、図書館、保健福祉センター、生涯学習センター、文化ホール、認定こども園からなる複合施設で、町内の地域公共交通の全路線の発着拠点として集落をネットワーク化。道の駅には、農産加工・体験・販売施設、文化伝習館、郷土料理レストランがあり、都市農村交流とともに地域住民の生活利便施設を確保。

平成 17 年には住民主体の NPO 法人を設立し、図書館の指定管理業務を受託、福祉有償運送事業や中間支援機能（高齢者見守り、子育て支援等）も実施。



平成28年度 住民サービス部門 モデル「道の駅」



出典：国土交通省 平成 28 年度住民サービス部門モデル「道の駅」【6 駅】

https://www.mlit.go.jp/road/Michi-no-Eki/juten_eki/theme_model01.html

出典：内閣府地方創生推進事務局 「小さな拠点」づくり事例集

https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chiiisanakyoten/chiiisanakyoten_jirei_process.pdf

**Ⅱ．多様な拠点における住民主体の活動実態と
拠点活用等に向けた今後の意向
(管内基礎自治体等アンケート調査より)**

1. アンケート調査実施概要

(1) 調査目的

以下の3点を目的としてアンケート調査を実施した。

- ①管内基礎自治体における多様な「拠点」の実態把握および活動事例の把握
- ②拠点活用に向けた庁内体制（情報共有、住民周知）の実態把握
- ③ヒアリング調査対象の選定

(2) 調査票の種類および調査対象

- ①地域包括ケア推進担当部署向け調査票
- ②自治体向け調査票 ※①以外の自治体各部署
- ③社会福祉協議会向け調査票
- ④地域包括支援センター向け調査票

*①～④いずれも管内10都県市区町村が対象。

*調査票への回答は「住民主体の活動や地域づくりの業務に携わり地域の状況を把握あるいは直接関与されている方」に依頼（各調査票共通）。

(3) 方法

- ①Excel 調査票を用いたメールでの回答・回収

関東信越厚生局および管内都県地域包括ケア推進課を通じて対象者に調査票を送付。

※詳細な調査実施フローは図表Ⅱ-1（次頁）のとおり。

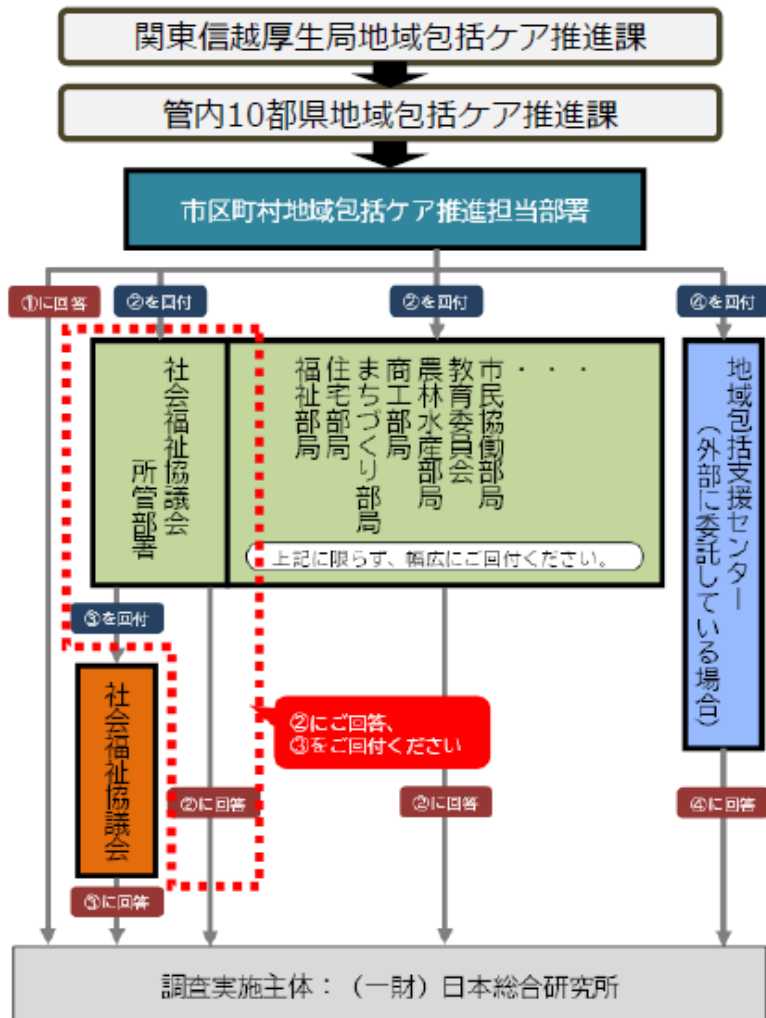
- ②WEB 調査フォームでの回答・回収

依頼状および Excel 調査票に WEB フォームの URL を記載。

(4) 期間

令和3年11月17日～令和3年12月20日

図表 Ⅱ-1 調査実施フロー



(5) 回収結果

- ①地域包括ケア推進担当部署向け調査票 回収数 217 (うち有効回答 216)
- ②自治体向け調査票 回収数 399 (うち有効回答 379)
- ③社会福祉協議会向け調査票 回収数 180 (うち有効回答 176)
- ④地域包括支援センター向け調査票 回収数 803 (うち有効回答 780)

注) 回収数には Excel 調査票と WEB フォームの両方から回答があったものも含まれている。

※調査票について以下の通り表記する。

- ①地域包括ケア推進担当部署向け調査 ・ ・ ・ ①ケア課
- ②自治体向け調査票 ・ ・ ・ ②他部署
- ③社会福祉協議会向け調査票 ・ ・ ・ ③社協
- ④地域包括支援センター向け調査票 ・ ・ ・ ④包括

1) 都県別有効回答数

都県別の有効回答数は図表Ⅱ-2のとおりである。

図表Ⅱ-2 都県別有効回答数

	基礎自治体数	①ケア課	②他部署	③社協	④包括	合計
茨城県	44	18	27	10	33	88
栃木県	25	15	30	13	34	92
群馬県	35	18	22	16	57	113
埼玉県	63	33	45	24	128	230
千葉県	54	29	79	21	102	231
東京都	62	35	61	31	178	305
神奈川県	33	16	44	14	143	217
新潟県	30	18	23	11	52	104
山梨県	27	10	20	10	12	52
長野県	77	24	28	24	41	117
合計	450	216	379	174	780	1,549

2) 都県別回答自治体数および回収率(①ケア課)

①地域包括ケア推進担当部署向け調査票の配布数 450 に対し、回答自治体数は 214 であった(回収率は 47.6%)。なお、②～④については、地域包括ケア推進担当部署に回付を依頼したため母数の把握ができず、純粋な回収率を算出することが難しいため、①ケア課のみで回収率を示している。(図表Ⅱ-3)

図表Ⅱ-3 都県別回答自治体数および回収率(①ケア課)

	基礎自治体数	①ケア課	②他部署	③社協	④包括	回収率 (①ケア課)
茨城県	44	18	20	10	17	40.9%
栃木県	25	15	13	13	15	60.0%
群馬県	35	18	14	15	19	51.4%
埼玉県	63	32	23	24	33	50.8%
千葉県	54	29	25	21	32	53.7%
東京都	62	34	33	30	33	54.8%
神奈川県	33	16	19	14	20	48.5%
新潟県	30	18	17	11	15	60.0%
山梨県	27	10	10	10	8	37.0%
長野県	77	24	25	21	22	31.2%
合計	450	214	199	169	214	47.6%

注) ①ケア課は2つの市で2部署より回答があり、③社協は5つの市で区レベルの社協より回答があったため、(1) 都県別有効回答数と(2) 都県別回答自治体数に差異が生じている。

2. 結果

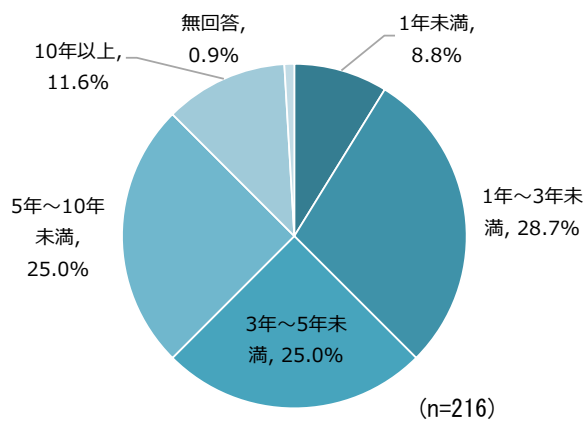
2-1. 回答者の基本情報

(1) 回答者の現在の部署の経験年数

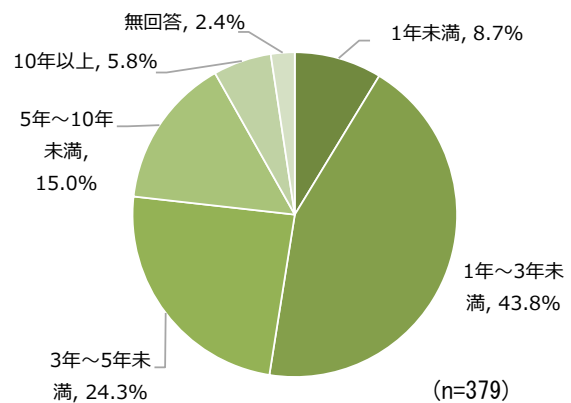
【回答対象者：①ケア課、②他部署、③社協】

・①ケア課、②他部署は「1年～3年未満」の割合が最も高く、③社協は「10年以上」の割合が最も高かった。

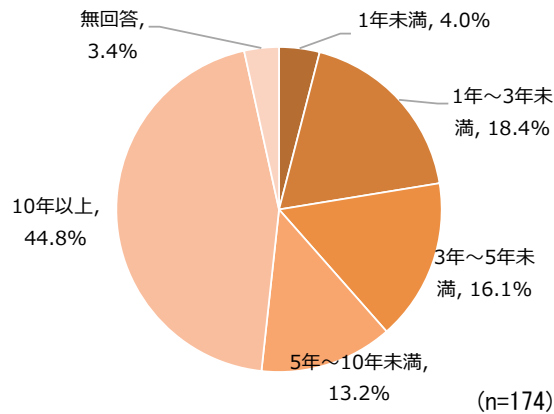
図表Ⅱ-4 現在の部署の経験年数（①ケア課）



図表Ⅱ-5 現在の部署の経験年数（②他部署）



図表Ⅱ-6 現在の部署の経験年数（③社協）

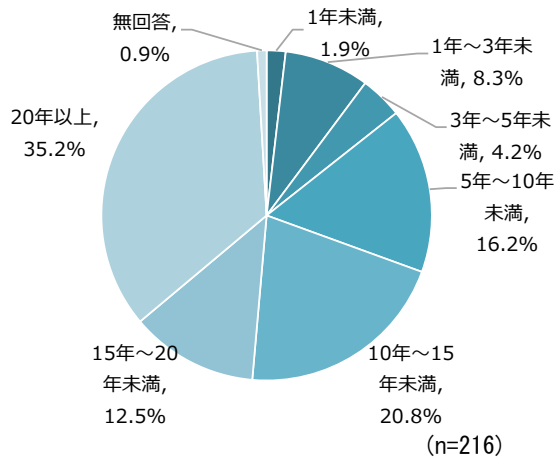


(2) 回答者の通算業務経験年数

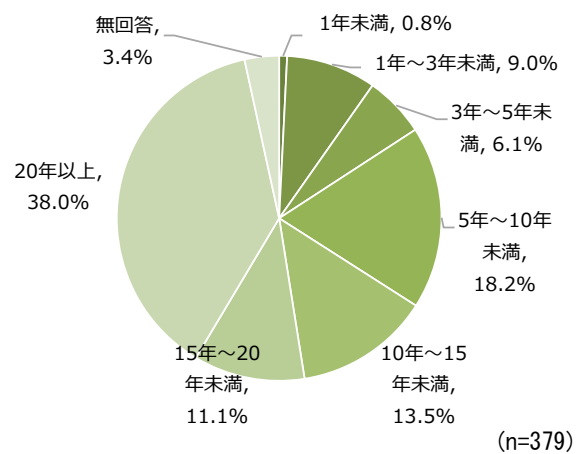
【回答対象者：①ケア課、②他部署、④包括】

・①ケア課、②他部署ともに「20年以上」の割合が最も高く、④包括は「5年～10年未満」の割合が最も高かった。

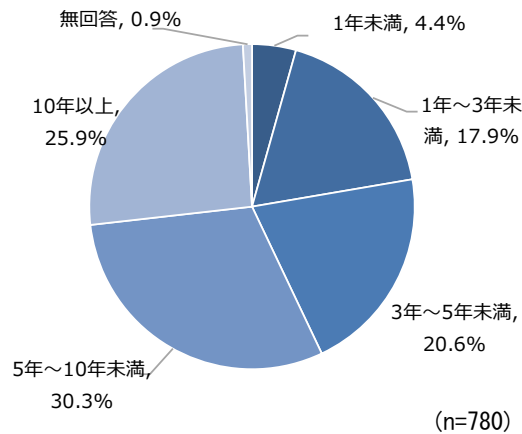
図表Ⅱ-7 通算業務経験年数 (①ケア課)



図表Ⅱ-8 通算業務経験年数 (②他部署)



図表Ⅱ-9 通算業務経験年数 (④包括)

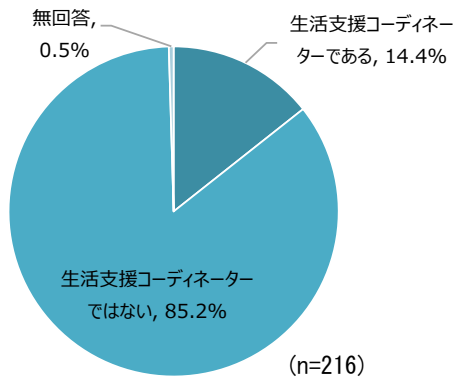


(3) 職種 (生活支援コーディネーターによる回答)

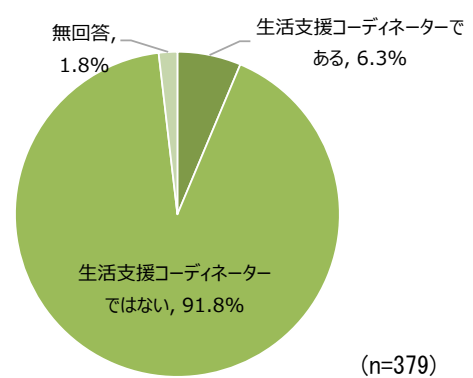
【回答対象者：①ケア課、②他部署、③社協、④包括】

・いずれの調査票も「生活支援コーディネーターではない」の割合が高いが、③社協は4割以上が「生活支援コーディネーター」による回答であった。

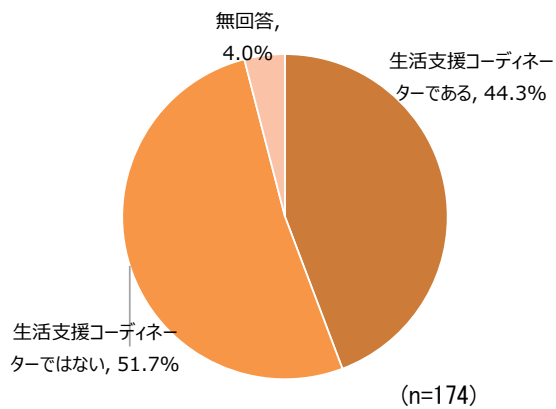
図表 Ⅱ-10 職種 (①ケア課)



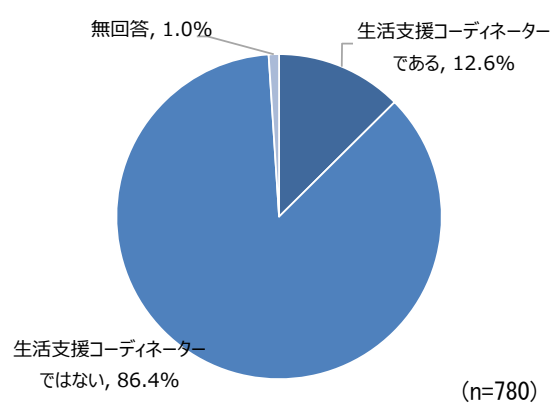
図表 Ⅱ-11 職種 (②他部署)



図表 Ⅱ-12 職種 (③社協)



図表 Ⅱ-13 職種 (④包括)

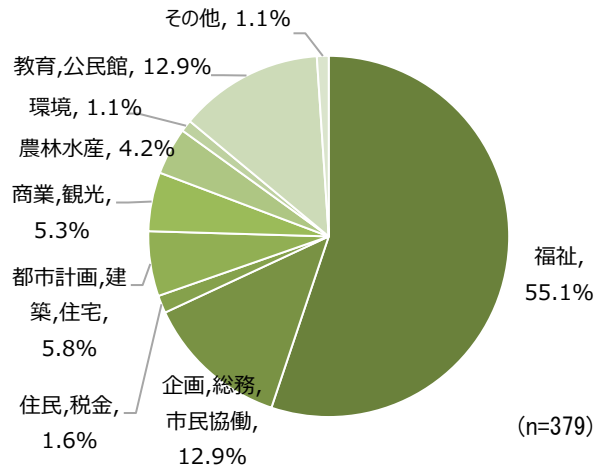


(4) 回答部局 (②他部署)

【回答対象者：②他部署】

・最も多かったのは「福祉」で半数以上を占めた。次いで「企画、総務、市民協働」「教育、公民館」が同率であった。

図表 Ⅱ-14 回答部局 (②他部署)



「福祉」主な部署

➡福祉総務、地域福祉、健康づくり、子ども・子育て、障害者等

「企画, 総務, 市民協働」主な部署

➡市民協働、消防本部、防災危機管理、自治振興等

「教育, 公民館」主な部署

➡教育委員会、公民館、生涯学習等

「その他」主な部署

➡給食センター、支所等

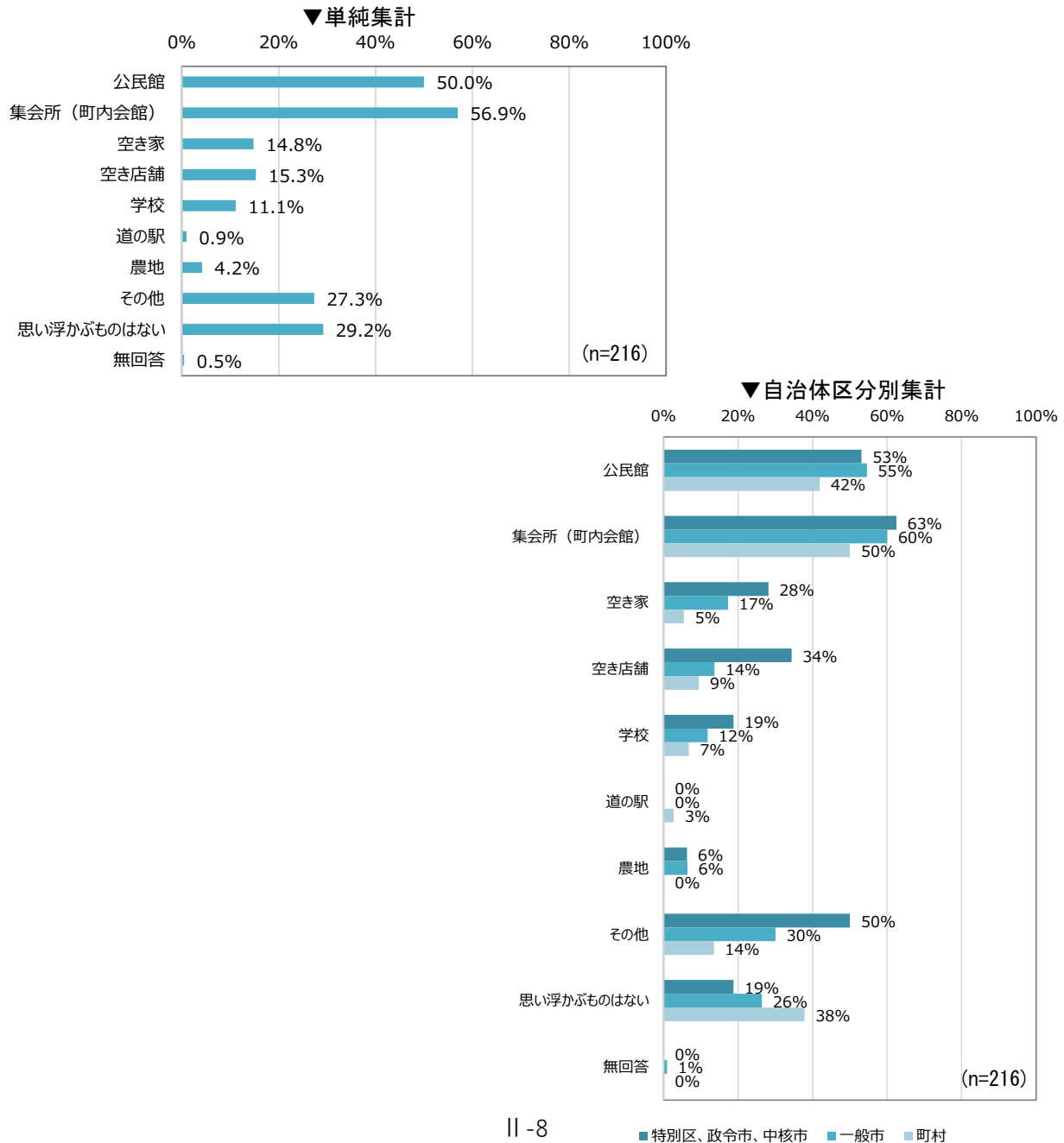
2-2. 住民の活動実績を把握している拠点の種類

【回答対象者：①ケア課、②他部署、③社協、④包括】

(1) ①ケア課

- ・単純集計（左）では「集会所（町内会館）」「公民館」「思い浮かぶものはない」の順に割合が高かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では「特別区、政令市、中核市」において「集会所（町内会館）」「公民館」「空き店舗」の順に割合が高かった。「一般市」「町村」でも1位と2位は同様だが、「一般市」の3位は「空き家」、「町村」の3位は「空き店舗」となった。
- ・「空き家」「空き店舗」「学校」は自治体の規模が大きくなるほど割合が高く、特に「空き店舗」は「特別区、政令市、中核市」が他の2グループに比べ2倍以上割合が高かった。

図表 Ⅱ-15 住民の活動実績を把握している拠点の種類【複数回答】（①ケア課）



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋）

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

市民センター会議室、保健センター、老人福祉センター、市役所出張所

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

銭湯、ドラッグストアのフリースペース、商店、ギャラリー空きスペース、
民間企業の空きスペース

▼高齢者施設・事業所

特養地域交流スペース、有料老人ホームや社会福祉法人の会議室等、介護保険施設のロビー

▼寺社

お堂、神社社務所

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

ゲートボール場、マレットゴルフ場、クローケー場

▼個人宅、マンション等の集会所

自宅（リビング等）、居宅の空きスペース、シルバーハウジング団らん室、
マンション集会室、市の高齢者協同住宅だった建物・敷地を借り受け（無償提供）

▼屋外（公園、広場、空き地等）

公園、空き地、駐車場

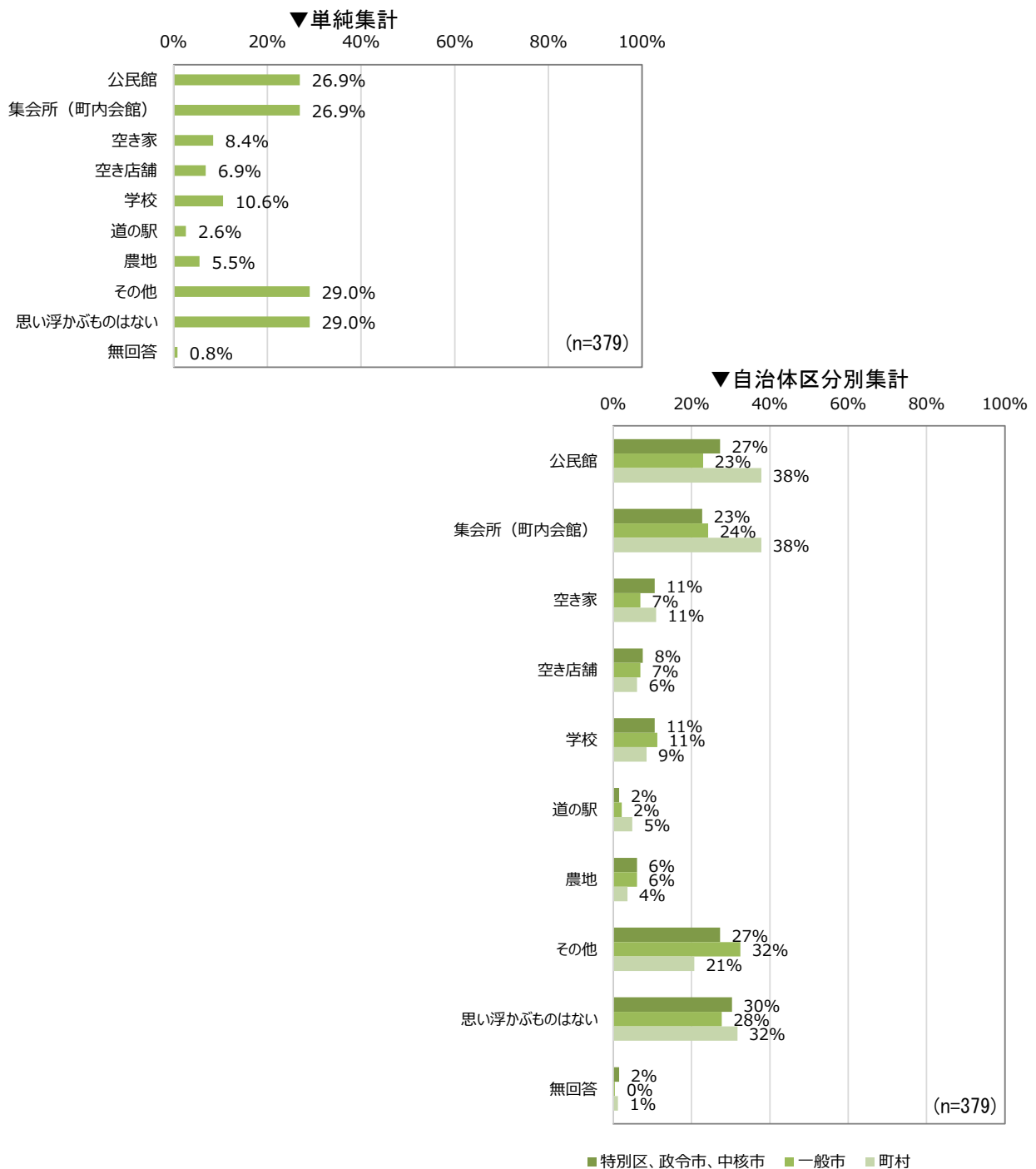
▼その他

不燃化促進用地

(2) ②他部署

- ・単純集計（左）では「公民館」「集会所（町内会館）」が同割合、「その他」「思い浮かぶものはない」も同割合であった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では「町村」において「集会所（町内会館）」「公民館」が同割合で最も高く、「一般市」もほぼ同様の傾向（「集会所（町内会館）」24%、「公民館」23%）であった。
- ・「空き家」「空き店舗」「学校」「農地」は自治体区分での大きな違いはみられなかった。

図表 Ⅱ-16 住民の活動実績を把握している拠点の種類【複数回答】(②他部署)



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋）

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

市役所分庁舎、公会堂、保健センター、老人福祉センター、ビジターセンター、児童館、生涯学習センター、コミュニティセンター、地区ボランティアセンター、地域区民ひろば（小学校区ごとに設置する地域の交流施設）

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

商業施設内の催事スペース、理容店、日帰り温泉施設、薬局などの民間施設、商店街

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

地区体育館、市の体育館、クロッケー場、武道館、多目的広場、グラウンド、健康づくりのための運動施設

▼屋外（公園、広場、空き地等）

歩道、公園、緑地、水路

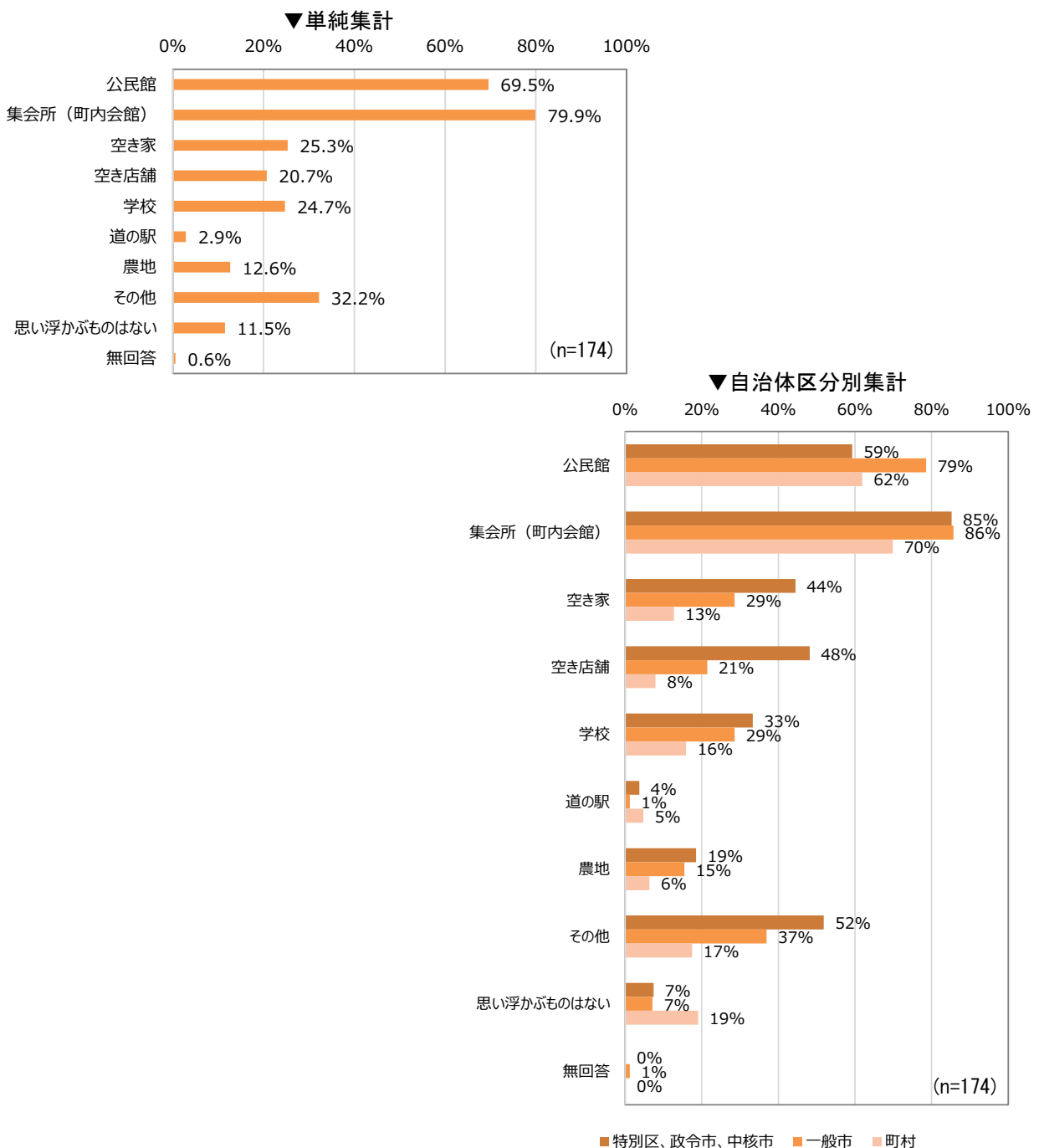
▼その他

寺社、地域福祉アンテナショップ（地域住民の身近な交流、相談などの多機能拠点）、旧網問屋を市民や観光客の「憩いの場」として再整備した施設、防災パーク、観光交流施設、農業センター、高齢者生産活動施設、農畜産物直売所、閉園となった保育園、県立高校の同窓会館、障害者地域活動支援センター

(3) ③社協

- ・単純集計（左）では「集会所（町内会館）」の割合が最も高く、次いで「公民館」「空き家」の順に高かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では3グループとも「集会所（町内会館）」の割合が最も高く7割以上を占めた。
- ・「空き家」「空き店舗」「学校」「農地」の割合は自治体の規模が大きくなるほど高く、特に「空き店舗」は「特別区、政令市、中核市」が他の2グループに比べ2倍以上高かった。
（①ケア課と同じ傾向）

図表 Ⅱ-17 住民の活動実績を把握している拠点の種類【複数回答】（③社協）



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋）

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

町所有の物件（一軒家）、出張所、市民センター、市総合福祉センター、市民会館、コミュニティセンター、包括所有の個室、行政財産施設（無償貸与による使用）、旧文化会館

▼個人宅

個人宅のリビング等、自宅の間借り、個人の自宅を開放、主催者の自宅

▼高齢者施設・事業所

高齢者施設にある地域交流スペース、社会福祉法人の施設、介護施設の一部屋

▼寺社

お寺、教会、神社

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

温泉施設、店舗の一角、大型スーパーマーケットのフリースペース、企業内スペース、塾テナントの空き時間、NPO 事務所

▼屋外（公園、広場、空き地等）

公園、公園事務所管理スペース

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

地域の運動場、体育館

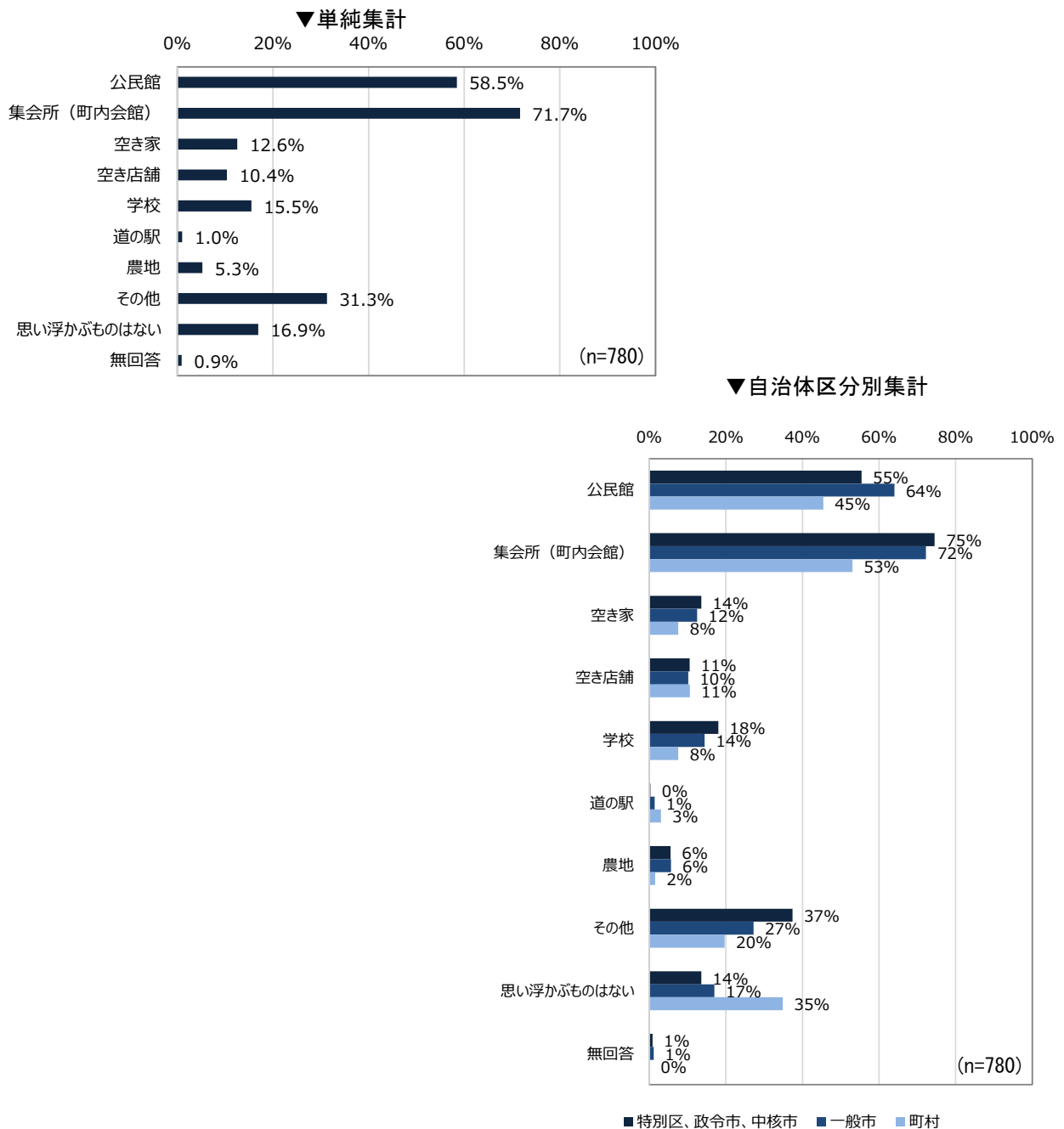
▼その他

旧診療所、モノレールの駅舎（無人駅）、外出支援利用者が乗り合わせる車中など、旧保育園、バス停（ポケットハウスなど）、利用しなくなった学童施設

(4) ④包括

- ・単純集計（左）では「集会所（町内会館）」の割合が最も高く、次いで「公民館」「学校」の順に高かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では3グループとも「集会所（町内会館）」の割合が最も高かった。
- ・「集会所（町内会館）」「空き家」「学校」は自治体の規模が大きくなるほど割合が高くなった。

図表 Ⅱ-18 住民の活動実績を把握している拠点の種類【複数回答】（④包括）



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴリズし多い順に一部抜粋）

▼高齢者施設・事業所

有料老人ホームの食堂等、法人の地域交流スペース、介護保険施設のロビー、
デイサービス休業日、高齢者・障害者施設の一般開放スペース、
サービス付き高齢者向け住宅ホール

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

児童館、区民活動センター、地域交流センター、地域福祉センター、いこいの家、
保健センター、児童センター、地域ケアプラザ、カルチャーセンター、
地域の消防団の施設内のホール、公共施設に併設している屋根付きスペース、
倉庫として使われていた市の施設、コミュニティセンター、ふれあいセンター、
図書館、空き倉庫、支所の縁側

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

民間企業の空きスペース、スーパー・コンビニの駐車場、温泉、喫茶店、薬局、
企業の空きスペース、NPO 団体等活動場所、商店街事務所、商店街休憩所、
介護相談室併設コンビニ、葬儀場（セレモニーホール）、マルシェ、直売所

▼屋外（公園、広場、空き地等）

空き地、公園、ビニールハウス、遊歩道、川岸、河川敷

▼個人宅、マンション等の集会所

UR の集会所、個人宅、個人宅の庭、自治会長宅、個人所有音楽ホール、自宅駐車場、
個人所有のフリースペース、分譲マンションの集会所、リフォーム会社のモデルルーム、
マンションの管理棟

▼寺社

お寺、社務所、教会、寺の談話室、神社境内

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

ジム、体育館、道場

▼その他

不燃化促進用地、地域市民が資金を集めて建築した健康福祉会館、競輪場管理の貸館

2-3. 活用可能な拠点や住民による活動の情報整理と活用場面

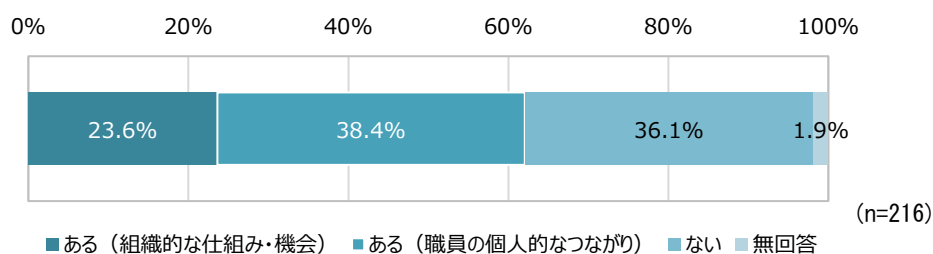
2-3-1. 他部署が所管する地域で活用可能な拠点の情報を得る機会

【回答対象者：①ケア課】

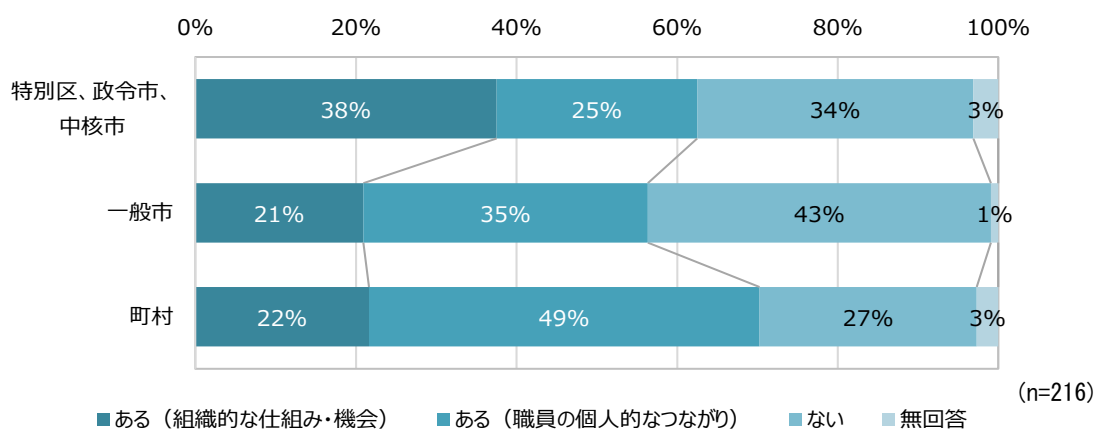
- ・単純集計では「ある（職員の個人的なつながり）」の割合が最も高かった。
- ・自治体区分別にみると、「特別区、政令市、中核市」においては「ある（組織的な仕組み・機会）」の割合が最も高かった。
- ・「一般市」においては「ない」が「ある」の2つを上回っていた。
- ・「町村」においては「ある（職員の個人的なつながり）」の割合が最も高かった。

図表 Ⅱ-19 他部署が所管する地域で活用可能な拠点の情報や住民らの活動の情報を得る機会（①ケア課）

▼単純集計



▼自治体区分別集計



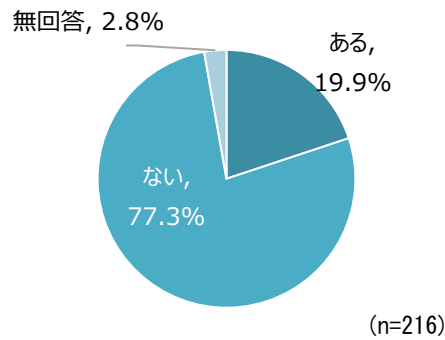
2-3-2. 活用可能な拠点の情報整理と活用場面

(1) 活用可能な拠点の情報を組織（部署・機関）として整理したものの有無

【回答対象者：①ケア課、③社協、④包括】

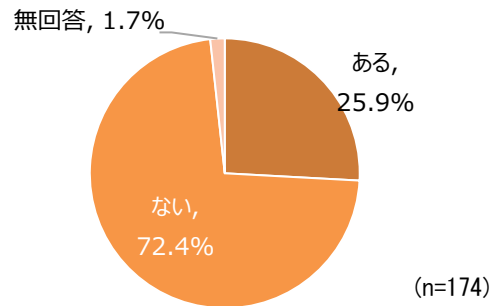
・①ケア課、③社協、④包括ともに、「ない」が「ある」を大きく上回っている。

図表 Ⅱ-20 活用可能な拠点の情報を整理したものの有無（①ケア課）



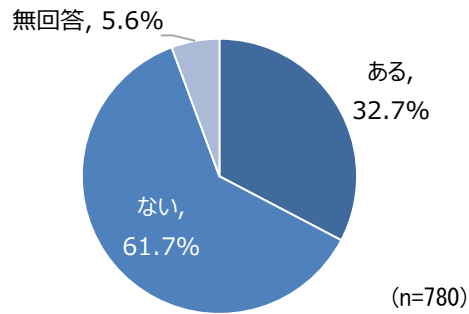
「ある」場合の具体例（自由回答より一部抜粋）
▼一覧表・パンフレット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で活用できる場所の一覧 ・ 公民館、地域センター一覧 ・ 施設の空きスペース情報 ・ 市が運営補助している居場所の一覧 ・ 地域で活用可能な集会場等の一覧 ・ 町の公共施設の一覧が掲載された冊子
▼マップ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉の資源マップ ・ 空き家をマップにおとしたもの
▼WEB サイト
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源マップ ・ 公共施設や教育・福祉関係施設のマップ（WEB サイト）
▼システム・データベース
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源を一覧化できるシステムの運用を開始した ・ 地域資源情報システム「Ayamu」

図表 Ⅱ-21 活用可能な拠点の情報を整理したものの有無 (③社協)



「ある」場合の具体例 (自由回答より一部抜粋)	
▼一覧表・パンフレット	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域公民館一覧 ・ 活用可能な店舗や施設の一覧 ・ 地域福祉係にて作成した地区カルテ ・ 社会福祉法人の施設等で貸し出し可能なスペースや備品等を整理したもの ・ ホワイトボードへのリストアップ ・ 市町内会館一覧 ・ 空き家バンク、空き店舗バンク 	
▼マップ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マップ ・ 住民が利用できる場をマップ化 ・ 市内に拠点の場がどこにあるか、またどんなことをしているか「地域資源マップ」 	
▼WEB サイト	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市社協 WEB サイト ・ 地域資源情報サイト 	
▼システム・データベース	
<ul style="list-style-type: none"> ・ クラウドでのデータベースソフト 	

図表 II-22 活用可能な拠点の情報を整理したものの有無 (④包括)



「ある」場合の具体例 (自由回答より一部抜粋)

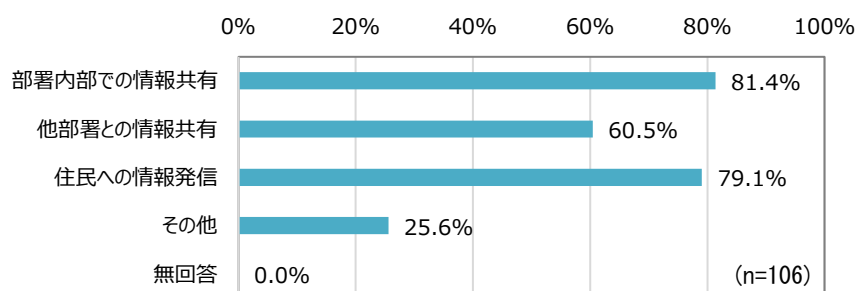
▼一覧表・パンフレット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域で希望者が活用できるスペースが掲載された冊子 ・ 地域にある公民館などを表した市の情報誌 ・ 公民館、商業施設等社会資源を一覧にしたもの ・ 町会会館等のリストアップ ・ 建物の外観を写真で分かるようにした冊子 ・ 空き家と思われる家をリストアップした台帳
▼マップ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 担当エリアの社会資源をマッピングしたもの (サロン場所や買い物場所、公的機関、病院など) ・ 公民館や地域開放スペースの情報を地図に落としたもの ・ 薬局マップ
▼WEB サイト
<ul style="list-style-type: none"> ・ 市区町の WEB サイト ・ 地域包括支援センターの WEB サイト ・ 高齢者サービス情報検索サイト
▼システム・データベース
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域資源システム「Ayamu」 ・ 区内の集会施設、公園施設、スポーツ施設、学校などの開放施設等を利用するためのオンラインシステム ・ クラウドでのデータベースソフト

(2) 地域で活用可能な拠点の情報を組織（部署・機関）として整理したものの活用場面

【回答対象者：①ケア課、③社協、④包括】

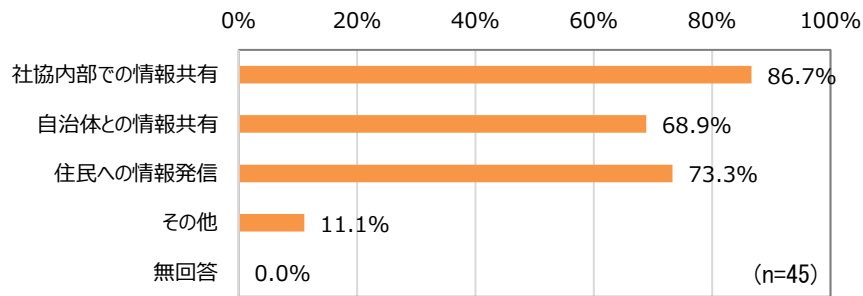
・①ケア課、③社協、④包括ともに「内部での情報共有」の割合が最も高い。次いで、「住民への情報発信」。

図表 Ⅱ-23 活用可能な拠点の情報を整理したものの活用場面【複数回答】（①ケア課）



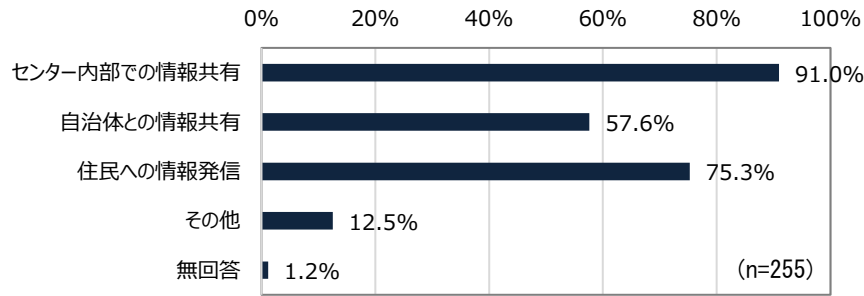
「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）	
▼外部の医療・介護・福祉関係者	
<ul style="list-style-type: none"> ・病院のソーシャルワーカー ・生活支援コーディネーターやケアマネジャー等との情報共有 ・居宅介護支援事業所等 ・介護支援専門員への情報提供 ・生活支援コーディネーターが地域資源として把握し、相談時情報提供するための資料 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会と共有し、市民からの問い合わせ等に活用 	
▼会議体・ネットワーク	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に係る関係機関等へ地域ケア会議等を活用した情報発信 	
▼その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・情報共有した会議の開催概要をホームページで掲載 	

図表 Ⅱ-24 活用可能な拠点の情報を整理したものの活用場面【複数回答】(③社協)



「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）	
▼外部の医療・介護・福祉関係者	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門職との情報共有 ・ サービス提供事業者への情報発信 ・ 福祉関係者間での情報共有 ・ ケアマネジャーへの情報発信 	
▼その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じてボランティア団体などに周知 ・ 民生委員への情報発信 	

図表 Ⅱ-25 活用可能な拠点の情報を整理したものの活用場面【複数回答】(④包括)



「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）

▼外部の医療・介護・福祉関係者

- ・地域の介護支援専門員
- ・地域のケアマネジャー・医療機関
- ・ケアマネ等高齢者支援の事業所と共有
- ・委託先のケアマネとの連携時に活用

▼会議体・ネットワーク

- ・地域ケアセンター会議内での共有
- ・地域ケア会議や民生委員との情報交換会で発信
- ・地域ネットワークへの情報発信

▼その他

- ・民生委員や地域相談員、地区担当保健師、生活支援コーディネーター、CSW などとの情報共有
- ・災害時対応
- ・福祉作業所
- ・店舗・コンビニ等
- ・障害者事業所や学校、幼稚園など地域を巻き込んだ連携

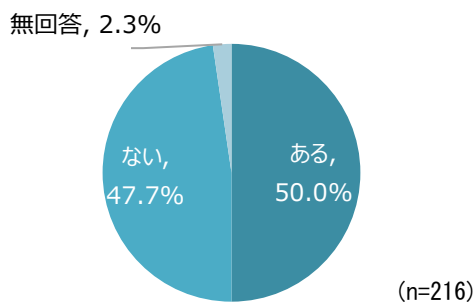
2-3-3. 住民による活動の情報整理と活用場面

(1) 住民による活動の情報を組織（部署・機関）として整理したものの有無

【回答対象者：①ケア課、③社協、④包括】

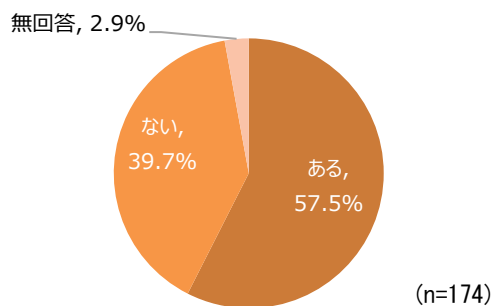
・①ケア課では「ある」と「ない」の割合が半々であるが、③社協や④包括は、ともに「ある」が「ない」を上回っている。

図表 Ⅱ-26 住民による活動の情報を整理したものの有無（①ケア課）



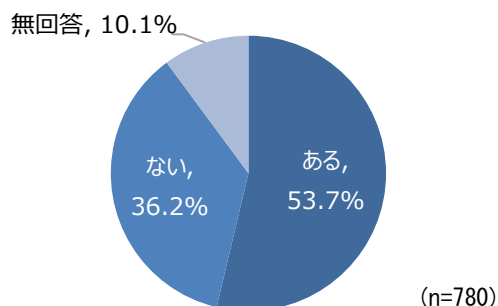
「ある」場合の具体例（自由回答より一部抜粋）
▼一覧表・リスト・チラシ
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活圏域ごとの地域資源を一覧にしたもの ・居場所やサロン活動の情報の一覧表 ・通いの場や包括支援センター、医療機関、サービス事業所をリスト化
▼冊子・ファイリング
<ul style="list-style-type: none"> ・居場所ガイドブック ・地域資源情報の冊子 ・通いの場、サロン、たすけあい活動団体等地域の活動等の情報をまとめた冊子
▼マップ
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ単位の活動一覧や情報をマッピングしたもの ・サロンなど住民主体の活動や介護予防の取り組みをマッピングしたもの
▼WEB サイト
<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護情報連携サイト ・福祉ひろばだより・体操教室・介護予防・生活支援サービスをまとめて市ホームページで公表
▼システム・データベース
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源情報システム「Ayamu」 ・地域の団体活動の情報を一覧にしたエクセルファイル

図表 Ⅱ-27 住民による活動の情報を整理したものの有無 (③社協)



「ある」場合の具体例 (自由回答より一部抜粋)	
▼一覧表・リスト・チラシ	
<ul style="list-style-type: none"> ・社協登録のサロン活動の情報を一覧化したもの ・集落別に資源となる人や物について整理した「地域資源カルテ」 	
▼冊子・ファイリング	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域概況と地域福祉活動をまとめた冊子 (毎年度更新し発行) ・地域の活動団体・居場所活動などの情報を圏域ごとにまとめたファイル 	
▼マップ	
<ul style="list-style-type: none"> ・ミニデイホーム・子育てサロンをマッピングしたもの ・地区社協による地区限定の高齢者お出かけマップとして、体操やサロンなど活動場所の紹介 ・市内のこども食堂や学習支援の場所を紹介したマップ 	
▼WEB サイト	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内の活動団体を紹介した HP ・地域のサロン活動などの情報をまとめ、ネット上でマッピング及び情報提供を実施 	
▼システム・データベース	
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動や助け合い活動一覧表 (エクセル) ・クラウド上のデータベースソフトを導入し、活動状況を管理 	

図表 Ⅱ-28 住民による活動の情報を整理したものの有無 (④包括)



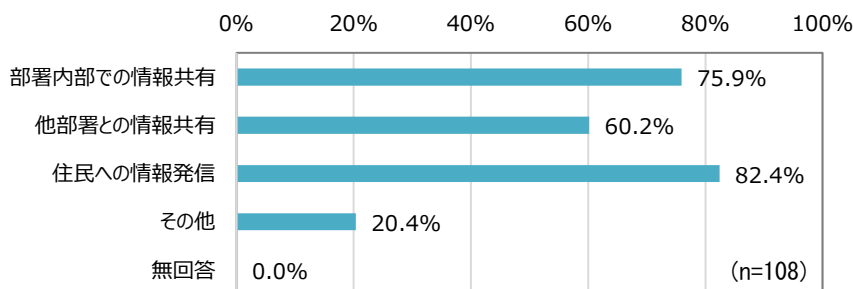
「ある」場合の具体例 (自由回答より一部抜粋)	
▼一覧表・リスト・チラシ	
<ul style="list-style-type: none"> ・インフォーマルサービスをリスト化したもの ・地域の活動状況、代表者氏名、連絡先一覧 	
▼冊子・ファイリング	
<ul style="list-style-type: none"> ・サロン活動の詳細をインタビューや取材したものを一冊にして閲覧できるもの ・会の立ち上げから運営についてのファイル ・それぞれの地区での活動を報告する機会があり、その際の報告書を保管 	
▼マップ	
<ul style="list-style-type: none"> ・社協と協働で、マッピングした地図とリストを作成 ・グーグルマップ上で居場所やサロン活動等の情報を検索できるようにしたもの ・活動の項目ごとに色分けをして、地図上にマッピングしてまとめたもの ・見守り対象者の戸別訪問見守りマップなど (災害時などにおいて活かされるようにしている) 	
▼WEB サイト	
<ul style="list-style-type: none"> ・区役所が主体となって、通いの場をネットで検索できるミルモネット (入力や更新は包括が行っている。) ・地域住民が参加可能な地域活動の一覧をサイトへ登録し発信 	
▼システム・データベース	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源情報データベースシステム「Ayamu」 ・地域の活動や社会資源等を入力できるデータベースソフトをオンラインで市内他センター及び市高齢介護課と共有して運営活用 	

(2) 住民による活動の情報を組織（部署・機関）として整理したものの活用場面

【回答対象者：①ケア課、③社協、④包括】

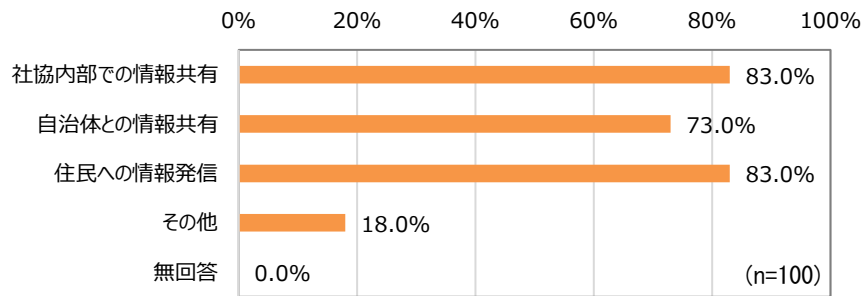
- ・①ケア課は「住民への情報発信」の割合が最も高く、④包括は「センター内での情報共有」の割合が最も高かった。
- ・③社協では「住民への情報発信」「社協内部での情報共有」が同率であった。

図表 Ⅱ-29 住民による活動の情報を整理したものの活用場面【複数回答】（①ケア課）



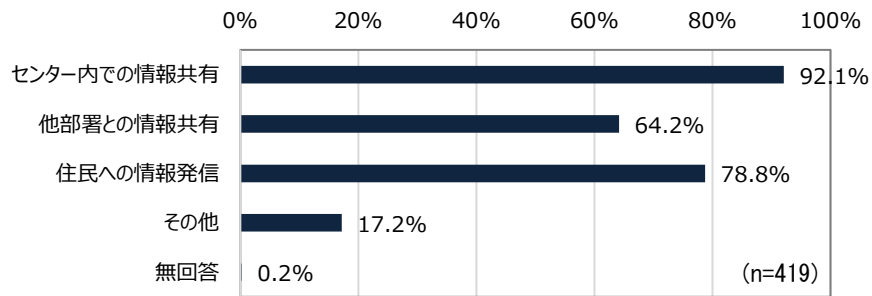
「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）
▼外部の医療・介護・福祉関係者
<ul style="list-style-type: none"> ・病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャー ・市内ケアマネジャー、地域包括支援センター、リハビリ専門職等関係機関への情報提供 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会と共有し、市民からの問い合わせ等に活用 ・SCや包括支援センター、関係団体との情報共有 ・外部関係者(生活支援コーディネーターやケアマネジャー等)との情報共有
▼会議体・ネットワーク
<ul style="list-style-type: none"> ・協議体等の関係会議で活用 ・地域ケア会議での参考事例として活用
▼その他
<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度から地域資源マップサイトの運用を開始予定（リストの情報を公開する）

図表 Ⅱ-30 住民による活動の情報を整理したものの活用場面【複数回答】(③社協)



「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）	
▼外部の医療・介護・福祉関係者	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域支援組織（例えば地域包括支援センター等）など ・サービス提供事業者への情報発信 	
▼活動者・団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の介護予防や健康増進のための情報として老人クラブ等に情報提供 ・活動者や活動団体との情報共有 	
▼会議体・ネットワーク	
<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジャー連絡会等での関係者への周知 	

図表 Ⅱ-31 住民による活動の情報を整理したものの活用場面【複数回答】(④包括)



「その他」の回答（自由回答より一部抜粋）	
▼外部の医療・介護・福祉関係者	
<ul style="list-style-type: none"> ・市内ケアマネジャー、地域包括支援センター、リハビリ専門職等関係機関への情報提供 ・地区社協や民生委員・ケアマネと情報共有と課題の抽出 ・医療機関、薬局、ケアマネにも配布 	
▼活動者・団体	
<ul style="list-style-type: none"> ・活動グループへの協力の案内 ・各町会に配布 	
▼会議体・ネットワーク	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域ネットワーク会議での活用、自治会への貸出し ・生活支援体制整備事業第1層協議体の内部資料 ・地域包括支援ネットワーク会議で配布 	
▼その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源が不足している地区の把握 ・個別相談時の情報提供(情報公表の可能なものに限る) 	

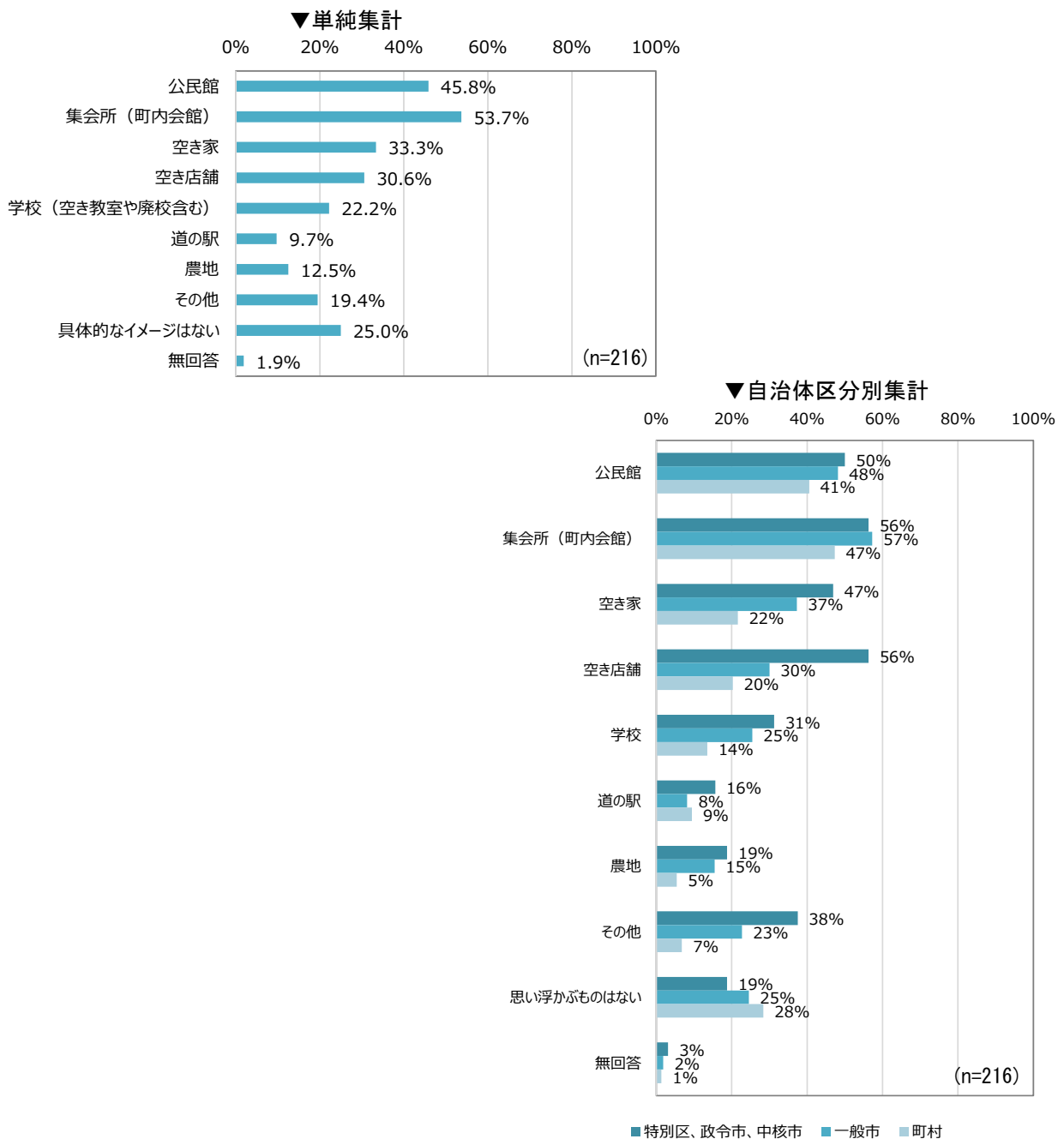
2-4. 今後活用したい拠点

【回答対象者：①ケア課、②他部署、④包括】

(1) ①ケア課

- ・単純集計（左）では「集会所（町内会館）」「公民館」「空き家」の順に多かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では「特別区、政令市、中核市」において「空き店舗」「集会所（町内会館）」の割合が同率で最も高かった。「一般市」では「集会所（町内会館）」「公民館」「空き家」に順に割合が高く、「町村」では「集会所（町内会館）」「公民館」「学校」の順に割合が高かった。
- ・「その他」の割合は「特別区、政令市、中核市」で最も高かった。

図表 Ⅱ-32 今後活用したい拠点【複数回答】（①ケア課）



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋）

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

喫茶店や大型店舗のイートインスペース、介護事業所や薬局等の空きスペース、
 娯楽施設、アミューズメント施設、事業所の空き室（休業日や営業時間外）

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

市民センター会議室、公民館以外の公共施設、区有施設等の空きスペース、
 老人福祉センター

▼高齢者施設・事業所

有料老人ホームや社会福祉法人の会議室やコミュニティスペース

▼個人宅、マンション等の集会所

自宅（リビング等）、個人宅、UR、都営団地集会所

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

スポーツクラブ等民間事業者、クロッケー場

▼屋外（公園、広場、空き地等）

無償利用できる公共・私設の拠点、路上等

▼寺社

お寺

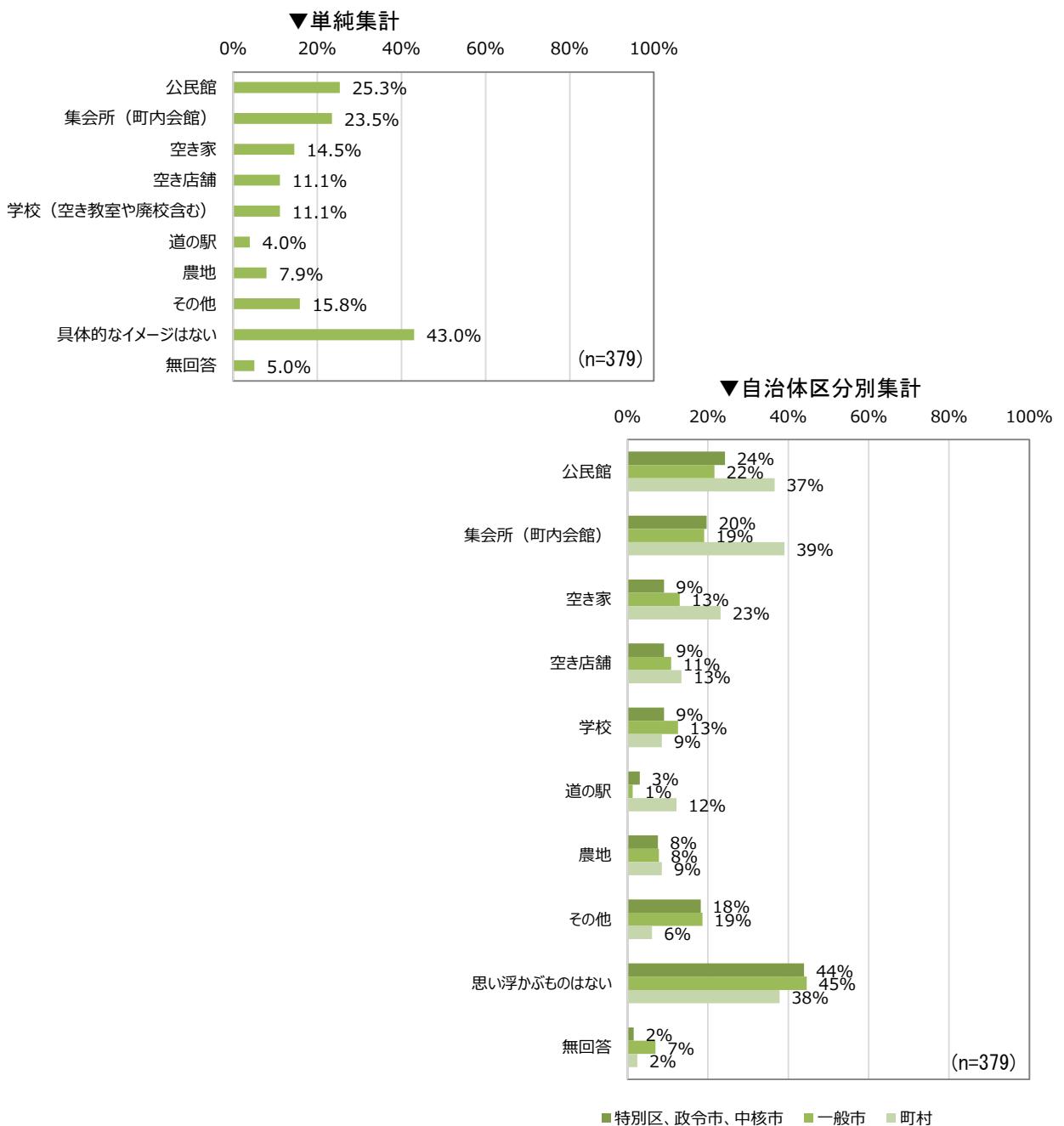
▼その他

定期・不定期にかかわらず無償で借りられる場所、不燃化促進用地、
 移動スーパーの停留所、農業協同組合

(2) ②他部署

- ・単純集計（左）では、「公民館」「集会所（町内会館）」「その他」の順に活用意向割合が高かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では、いずれの自治体区分においても「公民館」「集会所（町内会館）」が上位を占めた。
- ・「町村」では他の2グループに比べ「集会所（町内会館）」の割合は約20ポイント、「公民館」「空き家」「道の駅」の割合は約10ポイント高かった。
- ・3グループともに「思い浮かぶものはない」が40%前後を占めた。

図表 Ⅱ-33 今後活用したい拠点【複数回答】(②他部署)



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴリズし多い順に一部抜粋）

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

福祉会館、市民活動センター、老人福祉センター、ビジターセンター、
区施設の空きスペース、空き公共施設など（今後の展開を模索中）、
生涯学習センター、コミュニティセンター

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

民間団体等の運営施設等、子育てコミュニティ広場(商業施設内の子育て支援スペース)、
介護事業所や薬局等の空きスペース、民間ライスセンター、飲食店、図書館、
スーパーマーケット等商業施設の空きスペース、銭湯

▼高齢者施設・事業所

高齢者福祉施設

▼個人宅、マンション等の集会所

民間借家、集合住宅の空き室、戸建て住宅・集合住宅の空き部屋

▼屋外（公園、広場、空き地等）

公園・緑地、里山、施設に隣接する児童遊園

▼運動施設（ジム、体育館、運動場等）

体育館・武道館・グラウンド等

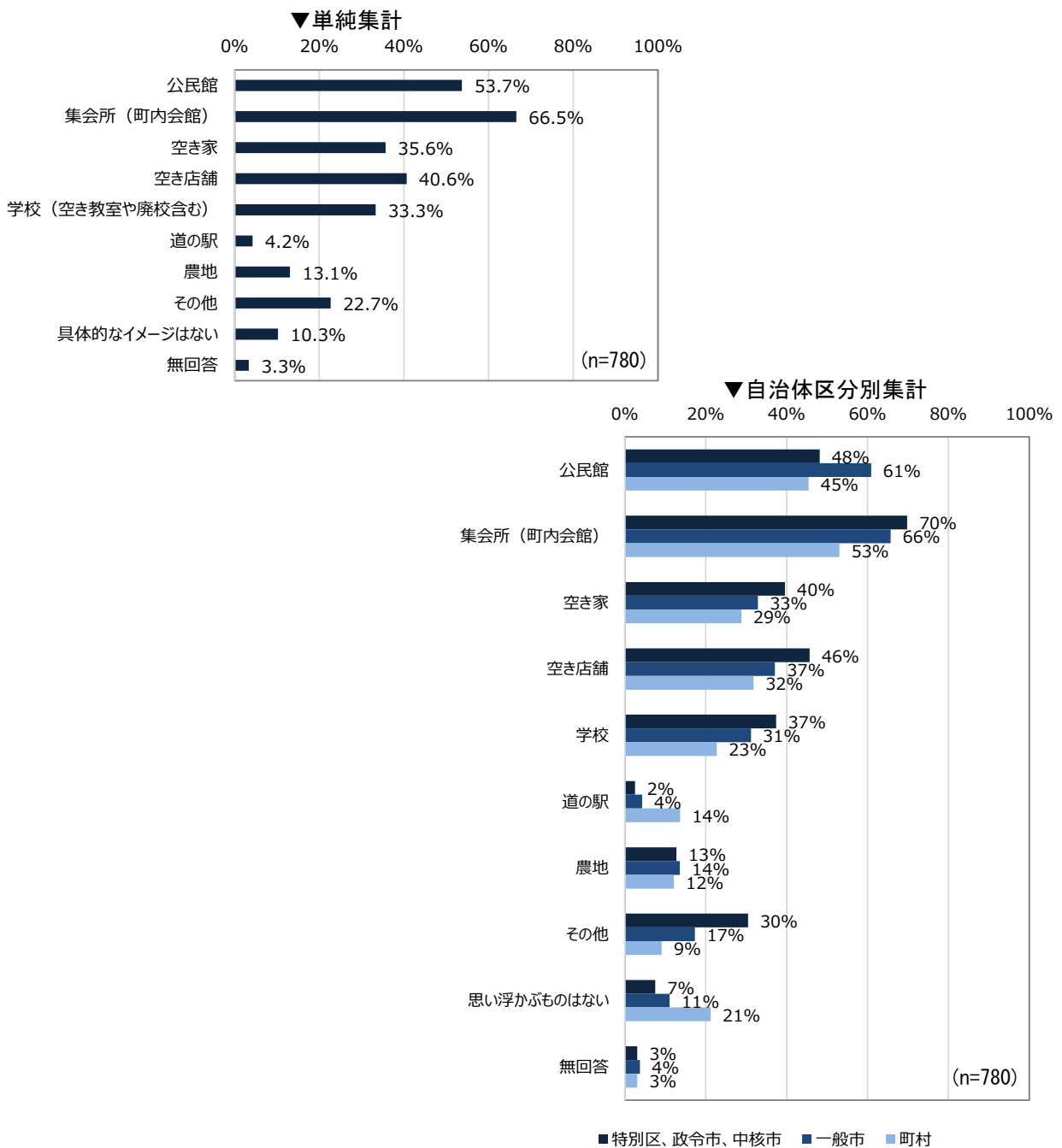
▼その他

お寺、定期・不定期にかかわらず無償で借りられる場所、地域振興・観光拠点、
移動スーパーの停留所、農業交流拠点、保育所等の児童福祉施設、
住民の方ならどなたでも自由に利用できお茶を飲んだり趣味活動など自由にできる場所

(3) ④包括

- ・単純集計（左）では「集会所（町内会館）」の割合が最も高く、次いで「公民館」「空き店舗」の順に高かった。
- ・自治体区分別クロス集計（右）では3グループとも「集会所（町内会館）」の割合が最も高かった。
- ・「空き家」「空き店舗」「学校」は自治体の規模が大きくなるほど割合が高く、「道の駅」は自治体の規模が小さくなるほど割合が高くなった。

図表 Ⅱ-34 今後活用したい拠点【複数回答】(④包括)



「その他」の回答（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋）

▼店舗・事業所（スーパー、コンビニ、企業等）

民間企業空きスペース、薬局、店舗（スーパーなど）、映画館、美術館、大規模商業施設、銭湯、葬儀場、スーパーのイベントコーナー、民間企業の会議室や店舗内スペース、管轄地域のカフェ、銀行内会議室

▼高齢者施設・事業所

有料老人ホームのデイルーム、特別養護老人ホームの地域交流室、介護保険事業所空きスペース、障害者事業所空きスペース、近隣高齢者施設や更生施設の地域交流スペース

▼屋外（公園、広場、空き地等）

公園、防災公園、地区の広場、駅周辺、遊水池の周りのウォーキングロード、競輪場

▼公共施設（市民センター、地区センター、児童館、庁舎の空き部屋、図書館等）

図書館、行政で利用していない空き部屋、保健センター、地区センター、商工会館、シルバー人材センター

▼寺社

寺の境内にある寄合所、神社の社務所、お寺や神社・教会などの宗教施設

▼個人宅、マンション等の集会所

個人宅の庭、個人宅の敷地内、民家の縁側、来宅を望む個人宅、マンションの共有会議室、団地の集会室、マンションや県営住宅等集合住宅の集会所

▼その他

診療所・クリニック敷地内空きスペース、こども園の遊戯室、倉庫、移動スーパーの停留所、地域包括支援センターの軒下、漁業協同組合、自動車学校、イノベーションラボ（コワーキングスペース・シェアオフィス）

2-5. 今後拠点で推進したい活動

【回答対象者：①ケア課、②他部署、③社協、④包括】

(1) ①ケア課

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 1/2

▼介護予防・通いの場

- ・ 介護予防のための体操やコミュニケーションの場として活用
- ・ 住民主体による地域介護予防活動の活動場所
- ・ 企業との連携による通いの場サポート
- ・ 子どもと高齢者の世代間交流を通じた介護予防事業

▼サロン・居場所・交流

- ・ 公民館を有しない自治会においてサロン等の居場所を推進
- ・ 空き家を活用した集いの場づくり
- ・ 多世代間による交流など、多世代が集える居場所づくり
- ・ 空き家や空き店舗を活用した地域の支え合い活動（活動が広がるよう庁内他部署や民間の取り組みなどを積極的に周知）
- ・ コミュニティセンターを中心に「誰もがどこかにつながる」地域コミュニティの仕組みづくり
- ・ （コロナ禍が解消されれば）飲食を介した交流ができる場所の増加
- ・ 年代問わず、高齢者、障がい者、生活困窮者などの居場所、活動の場（実施主体は行政に限らず）

▼見守り・相談・互助

- ・ 重層的支援が開始された際に地域の相談窓口として活用
- ・ 地域の互助による助け合いや相談
- ・ できることを持ち寄って地域の人を作る「場」の運営

▼認知症の方の支援・社会参加

- ・ 常設の認知症支援の拠点：認知症の人や家族等の身近な相談の場や居場所
- ・ チームオレンジ、認知症カフェ
- ・ 介護予防を目的とした自主グループ活動

▼庭や農地を活用した交流（農作業）

- ・ 休耕地を利用した農協+介護予防の活動
- ・ 畑を活用したサロン活動
- ・ 野外活動の拠点として農作業を中心とした高齢者等の「通いの場」の立ち上げ

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 2/2

▼その他

- 生活満足度の向上に向けた場づくり（オンラインを含む）
- 介護予防・フレイル予防のオンライン講座の充実
- 地域の住民団体をはじめとした様々な団体との顔の見える関係づくり

(2) ②他部署

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 1/2

▼地域住民の交流・居場所

- 不登校児童やひきこもりの方など、年齢や性別、種別に関係なくいつでも集うことができる居場所
- 地域住民、ボランティア等による生活支援
- 介護予防・世代間交流・地域間交流を行う活動
- CSW と連携した分野・属性を問わない居場所づくりや多世代交流など
- 子育て中のお母さんを対象としたカフェ、ヨガ教室を開催しているお寺での高齢者向けの活動（できれば子供とも関わるとよい）

▼介護予防・通いの場

- 介護予防リーダーの活動拠点
- オレンジカフェの会場
- 住民主体の介護予防教室
- サロンご当地体操の普及

▼子ども支援（居場所・食・学習支援）

- 学校や適応指導教室へも行くことができない子どもたちの居場所
- 生活困窮世帯に対する学習支援事業
- 学校の授業終了後又は休日等に地域の住民等と学校が協働して子供の学習支援や様々な体験活動の企画実施（地域学校協働活動）
- 園庭のない小規模保育園の遊び場としての活用

▼文化・学習活動

- 体験学習
- 教育支援活動
- 創作活動
- 文化活動
- 公民館講座

▼庭や農地を活用した交流（農作業）

- 農地（畑）を活用した貸し農園の運営
- 様々なみどりを対象としたみどり空間を活用した官民連携まちづくりの推進
- 多世代での畑活動（できた作物については道の駅での販売・公民館等で一緒に調理し会食）
- 農業と市民の交流の場として農業振興のために設置している「道の駅」及び「農業交流拠点」の推進に資する活動

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 2/2

▼認知症の方の支援・社会参加

- 認知症の方の社会参加や交流・活躍の場としての活用
- 若年性認知症の方の社会参加活動

▼その他

- 重層的支援体制整備事業における参加支援に該当する活動
- 買い物弱者と支援者のマッチング（移動販売の場所提供、買い物取り置きステーション、買い物ツアー集合場所）
- 地域まちづくり組織の活動拠点

(3) ③社協

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 1/2

▼地域住民の交流・居場所

- 住民だけでなく、企業や施設のヒト、場所を活用した誰でも利用できる居場所の展開
- 乳児やその親の交流の場（廃校で高齢者の居場所を行っているところと一緒に活動できないか調整中）
- 誰もが好きな時に立ち寄れ、経験や能力を活かしたり、時間を自由にすごせる地域共生・常設型の拠点整備

▼他機関との連携

- 地域と関係機関が同じ目線で共に活動する「協働」（そのためには、関係機関、特に市町村行政や社協等関係機関側において、人や制度、財源等から連携が横断的にできるような体制の構築が不可欠）
- 空き家や空き店舗の活用を行政とともに進め、近くの方が気軽に来れるような居場所づくり
- 他団体との連携を強化し、それぞれの強みを生かした事業を企画
- お寺を拠点として活用（お寺が多い地域のため、お寺の住職とつながりながら情報交換を行っている）
- 商店のフリースペースやコミュニティスペースなどを活用した居場所づくり（企業等と連携しながら活動場所を借りていく）

▼相談・情報交換

- 集会所などに赴き出張相談会（住民の悩みを聞き福祉的ニーズを把握する）の開催
- 子どもむけの活動に取り組んでいる団体同士が情報交換できる場（今年度中に実施予定）
- 地域のお助け隊活動の取組をしている団体同士が情報交換できる場（今年度中に実施予定）

▼情報収集・情報発信

- 空き家・空き店舗等活動場所の発掘
- 住民向けに地域サロンマップ作成
- 企業や団体などに向けて、施設等の貸し出しなど拠点づくりへの協力を含めた地域貢献活動の取り組みについて広く周知し、地域の様々な立場の皆さんとの『わがまち支えあい』を推進

▼子ども・子育て支援（居場所・学習支援）

- 地域での空家、空き店舗を活用した子ども食堂や学習支援の場（小学校区に1つは欲しい。そこを活かして住民が活躍できる場ができ、住民参加で地域の居場所づくりを広めたい。そのために社協では、市内の保健福祉圏域ごとに地域福祉コーディネーターを専任配置したい。）

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 1/2

▼庭や農地を活用した交流（農作業）

- 農福連携を念頭に、個別課題からの回復と人と人、人と地域がつながりを育む、きっかけづくりのための居場所
- 引きこもり支援と農業、高齢者ボランティア、障害者との交流の場の設置

▼その他

- 地域サロン助成金の継続実施
- 地域の福祉施設の送迎の空き車両を利用した外出支援
- 今年度、支部拠点にネット環境を整備したことから、拠点へ「困りごとの相談」等で来所された方への情報提供がタイムリーに出来るようネット検索の活用（常駐するコーディネーター（地域住民）のオンラインによる研修にも活用。今後は、支部圏域での見守り活動の際、オンラインやメールなど幅広く活用できるよう取り組んでいく予定。）
- 自治会館等を利用している地域の自主的なグループが高齢化（75歳以上）に伴い解散しているため、新たな世代（60代後半）のグループの設立に取り組む
- 誰もが参加でき、交流することで生きがいを持つことを目的とし、さらに少しでも収益につながる活動を行い、資金面でも自立できる取り組み

(4) ④包括

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 1/3

▼地域住民の交流・居場所

- いつでも開かれていて年代・性別問わず誰でもがフラッと立ち寄れるような集いの場・立ち寄り処
- 多世代の世代が集まって過ごすことができる居場所づくり
- 地域住民が自由に活動ができるフリースペース
- 世代にこだわらず地域住民同士がコミュニケーションを取ることができるような活動

▼通いの場・介護予防・体操

- 介護予防サポーターの活動、男性が参加しやすい体操教室や集まり
- 高齢者のフレイル予防としての集まりの場
- 神社を拠点とした活動推進（地域包括支援センターと地区社協との合同で、参拝ウォークラリーを開催したり、神社の部屋をお借りして介護予防啓発や体操などを実施）
- 隣接する市内外の包括と協働した高齢者を主とした集いの場などの創設

▼認知症支援（オレンジカフェ、チームオレンジ、認知症カフェ、介護者支援）

- コミュニティカフェをとおして、介護者の集いや認知症カフェの実施
- 商店街の中での認知症カフェ
- 具体案はまだないが、感染状況や地域課題を鑑みつつ、閉店した蕎麦屋の活用（以前、認知症カフェの開催の場として蕎麦屋の休憩時間に店舗を借りていたが、事情があり閉店となってしまった。しかし、店主の妻はオレンジサポーターに登録してくださるなど認知症事業に協力的で、今後また何かするなら場所を提供しても良いと言ってくださっている。）
- 認知症予防と世代間交流を目的とした活動（学習塾が提供している脳の健康教室に取り組む予定。普段関わり合う機会の少ない子育て世代を教室運営のボランティアとし、地域の高齢者に受講生として参加してもらい、そのつながりから農作業の手伝いに若い世代を誘えないかという仕掛け。）

▼講座・情報提供

- 地域住民向けの出前講座的な勉強会やワークショップなどの実施
- 情報が届きにくい高齢者や介護者へ勉強する機会を持っていただくため情報が得られるよう、区民ひろば（公民館）を活用

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 2/3

▼庭や農地を活用した交流（農作業）

- 地域住民が皆で実施できる家庭菜園活動など
- 認知症予防活動およびフレイル対策として園芸（花の寄せ植え教室）の開催
- 圏域内に農作業が続けられなくなった高齢者と後継者不足によって活用されていない農地が多いことから、農作業を通じた地域住民や施設入所者・精神科病院患者等の交流機会の場づくり
- 地域の農業高校と連携し、高齢者と共に土に親しむ「畑サロン」を計画中（令和4年5月開設予定）
- 農作業を通じて多世代交流のできる活動
- 引きこもりや知的障がい者の農作業参加による収益活動

▼相談支援

- 多世代型交流の場や引きこもりや障害者などの地域の人達が気軽に相談できる場所
- 道の駅の空きスペースを利用して、介護保険の相談窓口、介護教室などを設置し、地域住民の見守りの強化・推進
- 相談しに行くという場所ではなく、お茶やお菓子等をつまみながら気軽に話ができ、その会話の中で出た困りごとや提案などの住民が求めるものについて聞く場
- 当事者が抱える困りごとを解決するための居場所づくり（認知症のある方が過ごす居場所を地域で運営、子育てに悩みを抱える方を地域の高齢者が支える居場所）

▼子ども食堂・コミュニティカフェ

- 孤立しやすい男性の独居高齢者に食事の提供（栄養）が出来るような居場所
- みんなの食堂（子供・障害者・高齢者等の様々な人が集える食堂、レクリエーション、学習支援等を実施）

▼見守り・生活支援（家事支援・託老・子供預かり）

- ゴミ拾いウォーキングや小学生パトロールウォーキング
- 見守り活動の広域化
- お互い様を共有できる活動（簡単な家事支援・託老・子供預かりなど）

▼趣味活動（映画鑑賞・健康マージャン・音楽）

- 個人所有のコミュニティスペースを開放した多世代交流の場所（近隣農家の野菜を販売したり、卓球が一人でも仲間でもできるようになっている。古本や音楽鑑賞も可能。）を、講座や趣味の会も利用できる等、自由に使える場所として充実化
- 趣味・特技を生かしたワークショップ、インターネット情報発信のためのスタジオ運営

今後拠点で推進したい活動（自由回答の記載内容よりカテゴライズし多い順に一部抜粋） 3/3

▼パソコン・スマホ・タブレット教室

- 高齢者向けスマホサロン（参加者同士でスマホの使い方や活用方法等を教え合う。時には若年層にも参加していただき、スマホを通じて多世代交流も図る。）
- 社会福祉協議会が中心となり、地域内の店舗の空きスペースを活用した学生によるスマホ講座を開催予定

▼ボランティア（ゴミ拾いウォーキング、花壇ボランティア）

- 地域住民の災害、防災ボランティアの立ち上げ、活動
- 公園の花壇ボランティア活動を検討中（農家が多いため農福連携ができればよいと考えている）

▼マルシェ・移動販売

- 公園でのコンビニ移動販売
- 移動販売によるコミュニティ形成
- 地域の交流の場としての移動スーパーや地元農家の農産物の販売所
- スーパー等の店舗から離れた山あいの地域などで野菜や果物含めた食材が手に入る青空市場を空き地などで定期的に開催（現在構想中）

▼子どもへの学習支援

- 昔の遊びなどを子供に教える体験活動
- 学校の空き教室での学習支援

▼その他

- 企業や店舗等との地域連携やイベントの共催
- 美術館と連携した拠点づくり
- 子どもへの福祉に対する啓もう活動
- 地域の就労拠点

2-6. 社協の関与や支援により異なる拠点同士が接点・つながりをもったケース

【回答対象者：③社協】

(1) 同じ分野で活動している複数の拠点活動が接点・つながりをもったケース（回答：90件）

社協と各拠点の個別の関係性の中で、拠点同士との接点・つながりが生まれたケース

- 子どもの居場所と子育て応援フードパントリーが連携し、ひとり親世帯等が多世代交流を図れる機会を設けた。
- コロナ禍により対面してのサロンを休止せざるを得ない時、今後の活動について相談を受けた社協が、非接触型の取り組みをしているサロンの情報を収集・共有した。
- こどもの居場所を運営している任意団体に居場所づくりをしたい市民をつなぎ、新たな居場所が始まった。
- 多世代向けの居場所を立ちあげる場合、いくつかの先行している居場所の見学をコーディネーターが調整して実施している。
- 小地域福祉活動（地域福祉会）を展開していた A 地域が、会員だけではなく地域住民が気軽に参画できるような新たな地域の居場所づくりの立ち上げを検討していた。そこで、同様の活動を行っていた B 地域へ顔つなぎしたことで具体的なイメージを掴むことができ、A 地域において新たなサロンを立ち上げるに至った。
- 地域お助け隊（互助）を実施している地域とそれを見習い同様に互助活動を展開したい地域がつながり、地域活動におけるノウハウ等をヒアリングできた。もともと地域同士で関係性はあったが、間に入り連絡や資料等のやり取りを社協で実施した。

社協と複数団体とのネットワーク・会議・研修などで接点・つながりが生まれたケース

- 子ども食堂等子どもの居場所のネットワークをつくり、必要な世帯をつなぎ合う、食材提供の情報交換など連携が図れる仕組みができた。
- 子ども食堂立上げ希望団体に対し、子ども食堂ネットワークを紹介し、ノウハウの提供の仲介を行った。
- サロンを運営している人同士を集めて情報交換等をしてもらう交流会を行った。そのつながりでお互いのサロンを見学に行ったりしたケースがあった。
- こども食堂・フードパントリーが参加するネットワーク会議を開催していることで、各団体の運営ノウハウの共有につながっているほか、市民や企業からの寄付金や物品寄附、団体同士での食材の融通などの際に活用できている。
- 同じ地域の複数のサロン代表者が集まってサロンや地域の課題を話し合う場を作り、全地区の交流会やそれぞれのサロン同士で合同サロンを開催するようになって、住民同士の交流が活発になった。
- 子育て支援活動団体交流会を実施。前半は団体のチラシを作成している方を講師に、チラシ作りのポイントを教えていただいた。後半は交流会を行い、各団体からコロナ禍での取り組みや悩んだこと、SNS やオンラインでの活動や情報発信の仕方、行政及び関係機関への要望などさまざまな情報や意見が交わされ、団体同士のつながりができた。
- 区社協でこども食堂を知っていただく機会として講演会を開催。当時区内で先駆的に取り組みを始められていたこども食堂 A（拠点：自施設）に事例発表を依頼した。当日参加されていた地区社協より、後日、自分たちも活動を始めてみたいと社協に相談があった。こども食堂 A にお願ひし、活動の様子などを見学させていただくなど、立ち上げまでの支援を社協で行った。その後地区社協は活動を開始（拠点：町内会館および貸館施設）。

(2) 異なる分野で活動している複数の拠点活動が接点・つながりをもったケース（回答：54件）

農業に関する活動と別の活動

- 【農業×交流】遊休農地を活用した花畑&伝統野菜づくりを通じた高齢者の生きがいのづくりと世代間交流（福祉&農業）。
- 【農業×子ども食堂】規格外で商品にできない野菜の活用を考えていた農家と食材を必要としていた子供食堂をつないだ。
- 【農業×子ども食堂】①農作業に高齢・障害者が参加（参加支援）、②収穫した野菜を子ども食堂に提供、③それらの取組を企業等が応援。①②③が上手く連携・循環している。

地域・世代間交流に関する活動と別の活動

- 【地域・世代間交流×学習支援】低所得世帯向けの学習支援の会と、多世代向けの地域の居場所がコラボし、学習支援の会向けの子ども食堂を立ち上げた。コーディネーターが両団体の間に入り、活動調整や助成金の情報提供などを行った。

子育て支援（子ども食堂）に関する活動と別の活動

- 【子育て支援（子ども食堂）×交流】子育ての担い手を希望する地域住民、活動団体と、フードパントリー登録者、（ひとり親世帯）学習支援教室をつなぎ、多世代交流を図る取り組みができた。

高齢者に関する活動と別の活動

- 【高齢者×スポーツ】高齢者が参加しているサロンにおいて、内容がマンネリ化していた傾向があり、新たな活動として、ボッチャの普及活動を行っている団体とマッチングを行い、サロン活動に取り入れた。その過程において、連絡調整や道具購入のための助成金に関する情報提供、PR活動への協力を行った。
- 【高齢者×難民】難民センターと高齢者デイサービスのつながりを作ったこと。仮放免中の外国人が就労は認められていないものの、異国の地で不安が募るなか、人との交流や、社会に貢献できる機会を求めて難民の方々の居場所を探していたところ、社協に相談があり、社協は会員組織の中から、高齢者施設のネットワークに相談を持ちかけた結果、就労ではなく職業訓練として高齢者ケアの現場で実践的な活動ができる協力的な施設が見つかり、人と交流する機会を定期的に作ることが出来た。仮放免中の難民の方々は、正式に難民申請が通ったときに備えて介護の資格取得という目標と意欲を持つ事が出来、いきいきと毎日を過ごしている。

その他

- JA 移動販売、高齢者の拠点活動を行う NPO が連携し、地元の看護専門学校の実習受け入れ、その様子取材した。
- 要介護状態や認知症がある方をケアする方を対象としたケアラズカフェ運営者と障がい児者家族会が繋がり、障がいがある家族をケアしているケアラズカフェが始まった。

2-7. 事例の提供 ※参考

アンケート調査から得られた事例数は図表Ⅱ-35のとおりである。

ここから
ヒアリング先選定

図表 Ⅱ-35 アンケート調査から得られた事例数

		①ケア課 (有効回答 216)	②他部署 (有効回答 379)	③社協 (有効回答 174)	④包括 (有効回答 780)
事例紹介あり		71	94	120	331
	1 事例	58	78	82	244
	2 事例	13	16	38	87
なし		145	285	54	449

※③社協について

事例 1 : 社協が運営主体となった活動事例を質問

事例 2 : 地域住民が運営主体となった活動事例を質問

3. アンケート結果のポイント

(1) 活動実績を把握している拠点

- ・すべての調査票において、住民の活動実績を把握している拠点としては、「公民館」「集会所（町内会館）」の割合が高かったことから、「既存(把握)資源」とも位置付けられる。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：単純集計)
- ・「空き家」および「空き店舗」「学校」は、③社協や④包括など、現場により直接的に関与していると考えられる回答者が情報をキャッチしていると考えられる。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：単純集計)
- ・「思い浮かぶものはない」の割合は、③社協や④包括に比べると①ケア課の割合が高くなっていた。そのため社協や包括が把握している拠点の情報を共有する場が必要と考えられる。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：単純集計)
- ・活動実績を把握している拠点の「その他」は、「特別区、政令市、中核市」「一般市」「町村」の順で回答の割合が高く、とくに①ケア課や③社協の「特別区、政令市、中核市」の割合は50%を超えていた。このことから、人口規模に対し拠点が不足しており、既存の資源では賅えないことから独自に拠点の開発等を行っている様子がうかがえる。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：自治体区分別集計)
- ・「町村」では「思い浮かぶものはない」の割合が「特別区、政令市、中核市」や「一般市」に比べ高い。人口に対し拠点が充足していることが推測される。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：自治体区分別集計)
- ・①ケア課、③社協、④包括の回答では、「空き家」「空き店舗」「学校」の割合は自治体の規模が大きいほど回答率が高くなっていた。このことから、活動人口の規模の大きさに対して、常に拠点となる資源の動向に目配りしている様子もうかがえる。(図表Ⅱ-15～Ⅱ-18：自治体区分別集計)

(2) 今後活用したい拠点

- ・「公民館」「集会所（町内会館）」といった「既存(把握)資源」については、今後も一定の活用意向がみられる。(図表Ⅱ-32～Ⅱ-34：単純集計)
- ・「空き家」「空き店舗」「学校」「道の駅」「農地」については、活動実績はあまり把握されていなかったものの、今後活用したい拠点として活用意向はあった。そのため、「新たな資源」として先進事例の発信や関係者間での情報共有により、活用が進んでいくことが望まれる。(図表Ⅱ-32～Ⅱ-34：単純集計)
- ・今後活用したい拠点について、①ケア課と④包括で活用意向に差がみられた(④包括の活用意向が高い)もの(「集会所（町内会館）」「公民館」「空き店舗」「道の駅」)については、地域ケア会議や協議体等において互いの意向や先進事例等の情報を共有する必要性が示唆され

る。(図表Ⅱ-32～Ⅱ-34：自治体区分別集計)

- ・①ケア課と②他部署では必ずしも両者の意向がマッチしていない状況も窺えることから、庁内で活用可能な拠点の情報を共有する機会あるいは仕組みも望まれる。(図表Ⅱ-32～Ⅱ-34：自治体区分別集計)

(3) 他部署が所管する地域で活用可能な拠点の情報を得る機会

- ・「特別区、政令市、中核市」においては、他部署が所管する地域で活用可能な拠点の情報を得る「(組織的な仕組み・機会が)ある」の割合が「(職員の個人的つながりで)ある」や「ない」の割合を上回っていたものの、その割合は4割弱であり、今後、「組織的な仕組み・機会」をより充実化させることが望まれる。(図表Ⅱ-19：自治体区分別集計)
- ・「一般市」では「ない」の割合が最も高かったことから、組織的な仕組みや機会の整備が望まれる。他方で「(職員の個人的なつながりで)ある」は35%であったため、これらを共有し「組織的な仕組み・機会」にすることも有用と推察される。(図表Ⅱ-19：自治体区分別集計)
- ・「町村」は「ある」の2種類の回答を足すと70%を超えていたが、「(職員の個人的なつながりで)ある」は約5割であった。一般市と同様に、これらを「組織的な仕組み・機会」にすることで、相当程度の情報が複数部署において共有されると推察される。(図表Ⅱ-19：自治体区分別集計)

(4) 「拠点」や「活動」に関する情報整理と活用場面

- ・「活用可能な拠点の情報を整理したもの」は、①ケア課、③社協、④包括ともに、「ない」が「ある」を大幅に上回っていた。まずは、地域の中で活用可能な拠点がどれだけあるか、整理が必要と考えられる。(図表Ⅱ-20～Ⅱ-22)
- ・「住民による活動の情報を整理したもの」については、③社協や④包括では「ある」が「ない」を上回っていたものの、①ケア課は「ある」と「ない」が半々であった。(1)「活動実績を把握している拠点」と同様、社協や包括が整理している情報の共有が必要と考えられる。(図表Ⅱ-26～Ⅱ-28)
- ・「住民による活動を整理したものの活用場面」としては、①ケア課、③社協、④包括ともに、「住民への情報発信」「内部での情報共有」に比べ「他部署との情報共有」や「自治体との情報共有」はやや低調であった。拠点活用に向けた意向を踏まえ、内部での情報共有を更に推進することで、活動中あるいは活動を希望する住民へのより効果的な相談・助言(拠点の種類、活動内容ともに)にも寄与すると推察される。(図表Ⅱ-29～Ⅱ-31)

Ⅲ. 拠点活動の展開および自治体等の サポートの実態 (活動者・自治体等へのヒアリング調査より)

1. ヒアリング調査実施概要

(1) 調査目的

拠点活動の展開上生じた課題に対する「活動者自身が行った工夫」や「自治体、社協、包括によるサポートの実態」を整理することを目的に、ヒアリング調査を実施した。

【目的設定にあたっての検討仮説：検討委員会での議論】

上記目的を遂行するため、活動を立ち上げたい住民が直面するであろう「困りごと」を下記のように設定し、拠点活動の立ち上げから現在に至るまでの展開プロセスに沿って、こうした困りごとをどのように解決したかを明らかにすることとした。

- ・活動を行う場所の確保（拠点の確保<場所>）
- ・活動を継続的に行うための体制づくり<人・ノウハウ・物・お金>
- ・活動を地域に周知し、参加者の拡大や地域住民等との連携をいかに進めるかという地域とのつながりづくり<情報>

(2) 調査手法

オンラインによる聞き取り調査および訪問による聞き取り調査

(3) 調査対象

管内基礎自治体等アンケート調査回答者等および活動者（拠点活動運営主体）

(4) 対象の抽出方法

アンケート調査回答者より提供のあった活動事例から、活動分野のバランスに留意しつつ、下記の方針をもとに抽出した。

※なお実際は、必ずしも全てに合致しない活動事例もある。

- ①「当該拠点活動を運営している・活動に参加している人」に高齢者がおり、かつ高齢者以外の主体も挙げられていること
- ②「当該活動の主体となる住民に、関与・支援している主体」が複数であること
- ③活動頻度として、月に1回程度はあること
- ④取組開始後、一定年数（3年程度）が経過した事例を優先する
- ⑤回答内容に「コロナ禍で活動休止中」とあるものは除外

(5) 調査期間

令和4年1月～令和4年3月

(6) 主な調査項目

①活動事例について

- ・活動のテーマ（目的）、頻度、参加者数、運営スタッフの人数および年齢層
- ・活動の沿革（アンケート調査回答者：活動における関与、支援の内容）
- ・活動継続、展開に向けての課題や期待、抱負

②地域の活用可能な拠点の情報や拠点活動情報の整理、情報共有の状況について

→アンケート調査回答者への質問（回答があった機関のみ）

③今後アンケート調査回答者が活用したいと考える拠点について

(7) 実施日程等 ※実施日順

図表 Ⅲ-1 ヒアリング調査の対象・実施日・方法（実施日順） 1/2

対象の活動事例およびヒアリング先	実施日	方法
<u>まちな駅「ふじや」(長野県箕輪町)</u> [活動者] 木下に新しい居場所を作ろう実行委員会 [アンケート回答者] 箕輪町社会福祉協議会	R4.1.21 ※同日開催	オンライン
<u>ほっとスペースさくらさくら(東京都町田市)</u> [活動者] 町田・ワーカーズまちな縁がわ小山田桜台 [アンケート回答者] 町田市いきいき生活部 高齢者福祉課介護予防係	R4. 2.4 R4. 1.21	オンライン オンライン
<u>BABA lab さいたま工房(埼玉県さいたま市)</u> [活動者] BABA lab さいたま工房 [活動支援者] さいたま市保健福祉局長寿応援部 高齢福祉課生きがい事業係 [活動支援者] 埼玉県産業労働部人材活躍支援課 ※活動支援者は、いずれも活動者より紹介を受けた。	R4.1.24 R4.1.27 R4.2.1	オンライン 訪問 オンライン
<u>オレンジカフェ よりみち(埼玉県さいたま市)</u> [活動者] 埼玉福祉保育医療専門学校 [アンケート回答者] 大宮区東部圏域地域包括支援センター白菊苑	R4.1.26 ※同日開催	オンライン
<u>みんなの居場所 ひなたぼっこ(群馬県高崎市)</u> [活動者] 任意団体 虹の架け橋 [アンケート回答者] 高崎市社会福祉協議会	R4.1.28 ※同日開催	オンライン
<u>南三世代交流プラザ 三世代交流のつどい(新潟県上越市)</u> [活動者] 南三世代交流プラザ運営協議会 [アンケート回答者] 上越市健康子育て部こども課	R4.2.3 ※同日開催	オンライン
<u>コミュニティカフェ「茶論」(千葉県柏市)</u> [活動者] 多世代交流型コミュニティ実行委員会 [アンケート回答者] 柏市沼南地域包括支援センター	R4.2.18 R4.2.3	オンライン オンライン

図表 Ⅲ-2 ヒアリング調査の対象・実施日・方法（実施日順） 2/2

対象の活動事例およびヒアリング先	実施日	方法
<u>子育てサロン かりんの木（長野県塩尻市）</u> [活動者] かりんの木代表者（個人） [アンケート回答者] 塩尻市社会福祉協議会	R4.2.4 R4.2.16	オンライン オンライン
<u>遊休農地を活用した取り組み（長野県王滝村）</u> [活動者] 王滝村社会福祉協議会、地域住民 [アンケート回答者] 王滝村社会福祉協議会	R4.2.15	オンライン
<u>平塚市豊田地区町内福祉村（神奈川県平塚市）</u> [活動者] 平塚市豊田地区町内福祉村 [アンケート回答者] 平塚市福祉部福祉総務課	R4.2.28 ※同日開催	訪問
<u>おしゃべり農園（栃木県那須烏山市）</u> [活動者] ワンチーム落合 [アンケート回答者] 那須烏山市社会福祉協議会	R4.3.15 ※同日開催	オンライン
<u>美まもりやまカフェ（東京都世田谷区）</u> [活動者] 世田谷区社会福祉協議会 地域福祉推進員 地区サポーター他 [支援者] 世田谷区社会福祉協議会北沢地域社協事務所 新代田地区事務局 [アンケート回答者] 新代田あんしんすこやかセンター	R4.3.18 ※同日開催	オンライン

※名称はヒアリング実施時のもの

(8) ヒアリング調査先の活動概要

各拠点活動の詳細については、参考資料 (p 参考-62～p 参考-112) にて掲載。

図表 Ⅲ-3 ヒアリング調査先の活動概要 1/2

活動者 No.	活動名	概要
1	おしゃべり農園	地元有志からなる「ワンチーム落合」による、支え合いの地域づくり、交流促進の取組として、遊休農地(畑)を活用した「おしゃべり農園」でのさまざまな農作物の植え付け・収穫イベントを実施。平時の活動は、落合地区住民を中心に、収穫等のイベント時には、子ども、若い世代を含め市内から多数の参加を得る。市の生活支援体制整備事業の一環であり、健康寿命の延伸、孤立防止、防災機能の向上を狙った支え合いの一環でもある。
2	みんなの居場所 ひなたぼっこ	代表者がヘルパーをしている中で感じていた、「どこか集まってみなで話す場が必要だ」という思いを実現した、小学生から高齢者、外国にルーツのある子どもまで、いつでもだれでもきていい、安心して話ができる・聴ける居場所。日時によって、「セルフカフェ」「赤ちゃんくらぶ」「まなびば」などのプログラムを実施。
3	オレンジカフェ よりみち	専門学校の介護福祉士科の授業の一環で、専門学生の1年生、2年生によるオレンジカフェの企画・運営が行われている。 地域の高齢者が参加し、学生と高齢者によるカフェを通じた交流が行われている。
4	BABA lab さいたま工房	子連れのママから90代のおばあちゃんたちまで、幅広い年代の女性たちが、特技の縫製を生かしたものづくりをしながら、人とつながり安心して過ごせる居場所。目や体が弱くなった高齢者が「孫育て」をしやすくするためのグッズの開発や、ママからおばあちゃんまでが気軽に参加できるワークショップを開催する。
5	コミュニティカフェ「茶論」	かつては、田舎に大きな神社と森(「鎮守の森」)があり、みんなが遊んでいる、体験して教えてもらえる環境があった。子どもが少なくなる中、集まってくればなんでも教われるという場所を目指している。使われていなかった市の倉庫(車庫)を活用し、コミュニティカフェ「茶論」を立ち上げ。ここをベースキャンプに、地域と小・中学校が一緒になって、教室やサークル、コミュニティを作り、大人子ども、全ての世代の交流を図る。
6	美まもりやまカフェ	高齢者、子ども、障害者、子育て世帯が世代を超えて交流を楽しむ場。毎月第3木曜の13～15時に複合施設(地区会館、保育園、福祉作業所設置)内でオープン。区社協、包括、まちづくりセンターが行っている三者連携の事業。世田谷区社会福祉協議会新代田エリアの地域福祉推進員、地区サポーター(ボランティア)がスタッフとなり開催している。

図表 III-4 ヒアリング調査先の活動概要 2/2

活動者 No.	活動名	概要
7	ほっとスペースさくらさくら	小山田桜台団地及び周辺の住民にとっていつでもだれでもが訪れることができる「まちのほっとスペース」という居場所をつくり、地域で安心して暮らし続けられるまちづくりにつなげる。団地の一角にある空き店舗を借り、住民が立ち寄れる居場所として惣菜や壺焼き芋、パン・スープ販売、BOX・オープンスペースの提供、生活支援、相談、見守り等の事業を行っている。
8	平塚市豊田地区町内福祉村	「地域で支え合うしくみ」を地域住民が主体となって創り上げている「町内福祉村」では、介護保険制度では対応しきれない、地域住民に対するきめ細やかなサービスの提供を行っている。主に、制度によるサービスでは解決できないちょっとしたお手伝い（例えばゴミ出しや家具の移動、話し相手等）や地域住民が気軽に立ち寄れる「通いの場（サロン）」の提供、そして、活動拠点に配置されている地域福祉コーディネーターが、地域住民からの相談に対応している。
9	南三世代交流プラザ 三世代交流のつどい	上越市南三世代交流プラザ（以下「交流プラザ」と記載）を活動拠点として、子どもたちが、地域コミュニティの中で様々な世代の人々とのふれあいを通じて、社会性を育むための体験と交流を促進し、そのことによって、少子高齢時代における地域活性化を図る。 地域住民(高齢者や子育て家庭、子ども等)を対象に、居場所づくりや、世代間交流活動として「雁木通りまつり」、「三世代交流のつどい」などの交流活動を実施。
10	子育てサロン かりんの木	子育てに不安や孤独感を抱えている親御さんの拠り所になることを目的とした3歳児未満の子どもとその親が集まる子育てサロン。 子どもが遊んでいる間、親で集まってお茶をしたり、話し合ったりと2時間ほど活動をする。
11	まちの駅「ふじや」	箕輪町木下地区の新しい居場所として、実行委員会形式で活動している。子ども食堂をはじめ、学習支援、認知症カフェなど活動は多岐にわたる。
12	遊休農地を活用した取り組み	急激な過疎化が進むなか、ともに支え合う地域づくりのため、高齢者の生きがい・社会参加の場づくり、世代間交流、伝承を目的とする。遊休農地を活用した花畑づくりや伝統野菜栽培の活動を行う。他分野と連携、協働することで地域の元気づくりをすすめ、高齢就労や地場産業の発展を目指す。

2. 結果

ヒアリングを通じて、活動者は、いわゆる「立ち上げ期」から始まり、活動展開プロセスにおいて様々な課題や悩みに直面することが確認された。

以下、活動の展開プロセスである「活動拠点の確保<場所>」「活動を続けるための体制づくり<人・ノウハウ・物・お金>」「地域とのつながりづくり<情報>」の3つの場面における特徴的なエピソードを「背景」「取組」「結果」で整理する。

2-1. 活動拠点の確保<場所>

活動拠点の確保の場面について、ヒアリング調査の結果を踏まえ「場所探し」と「場所の確保」の2つに分類した。

「場所探し」は、活動者が「地域でどのような拠点が活用できるか分からない」状態で、活動拠点を探している状況とした。

「場所の確保」は、活動者が「活用したい拠点のイメージはあるが、手続きの方法がわからない」「所有者への交渉、説得の仕方がわからない」状態とした。

以下、ヒアリング結果から主なエピソードを抜粋する。

2-1-1. 場所探し

■活動PRをしつつ、人と人とのつながりで空き家を確保

活動者No.4 「BABA lab さいたま工房」(埼玉県さいたま市)

背景	「シニアの活躍・交流の場」を作りたいと考えたが、場所がない。まずは自宅を使うも、家族がおりやりづらさがあった。活動者自身には「人と人とのつながりで活動を広げたい」という思いがあり、また前職でコミュニティビジネス*支援をしていた経験もあり「空き家の活用」を思い描く。そこで、活動拠点となる空き家を貸してくれる人が地域にいないだろうか考えた。 <small>*コミュニティビジネス…地域の課題を、地域の資源を活用しながら、ビジネスの手法により解決に取り組むもの</small>
取組	活動を始めたばかりであったことから、 <u>活動のPRも兼ねて、「空き家募集」のチラシを自前で作成し、近隣に配布した。</u>
結果	チラシが色々な人の手に渡る中、早い段階で「この人ならば物件を貸してくれるのではないか」という情報を入手した。交渉の末、一軒家を「工房」として借りることができた。

■民生委員（活動代表者）が所有者に依頼し遊休農地を借り受け

活動者No.1 「おしゃべり農園」（栃木県那須烏山市）

背景	「地域でみんなが気軽に集い、何かできる場がほしい」という民生委員の思いから、自治会役員、班長、有志メンバーで情報交換会を開催。キックオフイベントの後の協議で、「地域に多数ある遊休農地を活用し、何か作ろう」ということになった。
取組	当時の活動代表者も、みんなが集まりやすい場所で活動したいと思っていた。そうした中、 <u>地区の中心部に、場所も広さもちょうどよい遊休農地を発見</u> 。そこで、 <u>所有者に農地を貸してもらえないか依頼</u> した。
結果	所有者は高齢で、ご自身ではもう農作物を作っていなかったことから、無料での利用を快諾してもらえた。今では農作物の売り上げもあるので、少しずつでも土地代としてお礼ができないかと考えている。

2-1-2. 場所の確保

■自治体による庁内調整を通じて、公的施設を利活用

活動者No.8 「平塚市豊田地区町内福祉村」(神奈川県平塚市)

背景	福祉村として活動するにあたり、市からも活動拠点を検討するよう要請された。他方で公民館は手狭、地域には借家や空き家もなかった。 ある日、活動代表者が自宅近所の豊田分庁舎(旧幼稚園)に、活動に利用できそうな場所を発見した。
取組	活動代表者から、事業を担当している市の福祉総務課に、 <u>豊田分庁舎の一室を使わせてもらえないか相談した。</u>
結果	市の福祉総務課と施設の所管部署との調整の結果、拠点として借りられることになった。隣の部屋は放課後児童クラブであり、日常的に多世代交流が生まれている。

■社協が活動者と拠点所有者双方の思いを汲むことで、空き店舗を確保

活動者No.11 「まちな駅『ふじや』」(長野県箕輪町)

背景	活動代表者は以前から子ども食堂の活動をしており、箕輪町木下地区にも中高生たちが気軽に集まれる居場所をつくりたいと考えた。新しい居場所として高校の近くの空き店舗が使えないだろうか、と以前から別の活動で関わっていた町の社協職員に相談した。
取組	空き店舗の所有者は、過去に社協が個別支援をした方。その方には空き店舗を「 <u>地域のために活用したい</u> 」という思いがあった。 <u>町の社協がその思いを汲み、所有者に活動拠点として借りられないか依頼した。</u>
結果	依頼の結果、空き店舗を借りられることになった。店舗時代の屋号から拠点を「ふじや」と命名。なお、10年以上使用されていなかった空き店舗の片付けでは、町の高校のボランティア部が大活躍した。

コロナ禍により、活動の場をオンラインにも広げた取組も聞かれた。

■活動拠点は「リアルな場」だけじゃない！コロナ禍ならではのコミュニティづくりのヒント

活動者No.5 「コミュニティカフェ『茶論』」(千葉県柏市)

背景	これまで順調に活動してきたが、コロナ禍で活動参加者が減少してしまい、カフェスタッフのシフトが組めなくなってしまった。感染対策は十分にしているが、家族からの反対などもあるようだった。
取組	対面での活動に限ることなく、オンライン会議システムを使ったりリモートによるコミュニティづくりに取り組んだ。 <u>高齢者にとっては難しいテーマかもしれないが、コロナの中ではリモートもやらないといけないと考えている。</u>
結果	オンラインが得意な人がリーダーとなってオンライン会議システムの勉強会を実施し、メンバーを手助けしている。10人ほどのグループができたが、もっと参加者を増やしたいと考えている。

2-2. 活動を続けるための体制づくり<人・ノウハウ・物・お金>

活動を続けるための体制づくりの場面について、ヒアリング調査の結果を踏まえ「メンバー集め」「知識・技術習得」「物品の確保」「活動資金づくり」の4つに分類した。

「メンバー集め」は、活動者が活動開始にあたり必要なメンバーを集めたり、場合によっては組織化したりする場面とした。

「知識・技術習得」は、活動内容は明確になったものの、始動間もない、あるいはそのテーマの実績をもたない活動者が、活動の運営ノウハウや活動テーマに関する専門知識を習得する場面とした。

「物品の確保」は、活動にあたって必要な材料費、備品、什器などの調達とした。

「活動資金づくり」は、活動の持続可能性を高めるための活動資金確保や自主的な活動による収益の生み出しとした。

以下、ヒアリング結果から主なエピソードを抜粋する。

2-2-1. メンバー集め

■同じ活動拠点で運営する福祉作業所の職員と利用者も運営メンバーの一員に

活動者No.6 「美まもりやまカフェ」(東京都世田谷区)

背景	美まもりやまカフェでは、社協の地域福祉推進員及び地区サポーター（ボランティア）がスタッフを務める。 開催拠点である「まもりやまテラス」は福祉作業所「まもりやま工房」や保育園、地区会館のある複合施設。
取組	福祉作業所「まもりやま工房」では、職員と利用者が焙煎珈琲と焼き菓子を作り販売している。 美まもりやまカフェでも販売してもらったら、「まもりやま工房」の応援にもなるのではないかと思い、販売することに。
結果	焙煎珈琲と焼き菓子は美まもりやまカフェの参加者からも好評。 工房の職員と利用者も、美まもりやまカフェのスタッフとして一緒に美まもりやまカフェを盛り上げている。

■活動代表者が知り合いの知り合いをたどり、「元教員」の力を借りる

活動者No.8 「平塚市豊田地区町内福祉村」（神奈川県平塚市）

背景	活動拠点である豊田分庁舎は、多世代の人に利用されている。 そこで、福祉村の新たな活動として、小学1～6年生を対象とした学習支援を実施することになった。
取組	地域の元教員の人とつながりたかったが、個人情報保護の関係で「この人は元教員」という情報がなかなか得られなかった。 <u>活動代表者の知り合いの知り合いの…とツテを辿り、世間話をしながら「実は元教員で…」という話を引き出していった。</u>
結果	小学校の元教員を中心に、11名の講師を集めることができた。月に2回、国語・算数・英語を中心に活動している。

■社協が町じゅうに声掛け 地域の多主体による「実行委員会」形式での運営

活動者No.11 「まちの駅『ふじや』」（長野県箕輪町）

背景	活動のきっかけは高校生の居場所づくりであったが、全ての町民が幸せにならなければならない。また、活動を支援する町の社協職員には、「町のことを自分ごととして考えてほしい」という思いがあった。
取組	町の多主体が参加し、「来られる時に来る」ゆるやかなつながりの「実行委員会」形式による運営を検討。 <u>町の地域福祉コーディネーターが、</u> 区長、町会長、地域おこし協力隊、商店街の人、キャリア教育コーディネーターをはじめ、 <u>町じゅうに声を掛けた。</u>
結果	「ゆるやかなつながり」を作るという前提で声をかけたことから、メンバーはどんどん増加。また、町に支店を構える民間企業からも、チラシの配布を通じて「ふじや」をPRしてもらったり、子ども食堂に必要な食材を寄付してもらったりと、町の内外から協力を得られるようになった。

2-2-2. 知識・技術習得

■包括が学生たちにオレンジカフェに関する授業や実施後の振り返りを行う

活動者No.3 「オレンジカフェ よりみち」(埼玉県さいたま市)

背景	地域住民の活動場所を探していた地域包括支援センターと、福祉に関わる実習先との連携等、産官学連携の授業展開の方針をもっていた福祉専門学校との協働により「学生たちが主体となったオレンジカフェ」に取り組むことになった。取り組むにあたり、オレンジカフェの運営について学生たちと共に考える必要があった。
取組	地域包括支援センターが、 <u>オレンジカフェに関する授業を実施</u> 。オレンジカフェ実施後は、 <u>運営についての振り返りの時間を</u> 設けている。
結果	授業と振り返りを重ねる中で、学生と高齢者たちの交流がスムーズに行われるようになった。高齢者も学生たちとの交流を楽しんでいる。振り返りを重ねることにより、学生たちのオレンジカフェ運営に対する姿勢がより前向きなものになっていった。

■農協や役場、そして地域の高齢者から農業のノウハウをもらう

活動者No.12 「遊休農地を活用した取り組み」(長野県王滝村)

背景	高齢者の活躍の場づくりとして、社協が音頭を取り、村の遊休農地を活用した花畑づくり・伝統野菜である「王滝かぶ」づくりを開始した。休耕田をおこすことからのスタートで農業のノウハウが必要だった。
取組	取組を検討する協議体の場に、村役場の農業系の担当者も参加しており、地元の農協とも協力関係を築いていた。 <u>農協や役場が企画する、かぶ栽培や耕耘機の講習会に参加し、農業のノウハウを学んだ。</u>
結果	村の高齢者、村役場職員、農協、社協等の多世代・他主体が一緒になって活動している。その中でも、一番の先生はベテラン農家である地域の高齢者である。王滝かぶづくりを通じた高齢者の役割づくりと伝統の継承が展開されている。

2-2-3. 物品の確保

■市が使わなくなった備品などを無料で提供+足りないものはリサイクルショップで安く調達

活動者No.8 「平塚市豊田地区町内福祉村」(神奈川県平塚市)

背景	福祉村活動を始めるにあたり、活動場所は確保できたものの、活動に必要な備品や道具が全くない状態であった。
取組	たまたま市の他の分庁舎で使っていた備品を廃棄するという情報を受けた。福祉村事業の担当者が、 <u>立ち上げたばかりの福祉村で備品を使えるように調整した。</u>
結果	机やロッカーなど、活動に必要な大型の備品を無料で確保することができた。そのほか足りないものは、福祉村立ち上げにあたり助成金を活用して調達。リサイクルショップをまわるなど、コストを抑えられるように工夫した。

■社協が回覧板でおもちゃ・絵本を募集し、地域住民が寄贈

活動者No.10 「子育てサロン かりんの木」(長野県塩尻市)

背景	活動開始にあたり団体や組織は立ち上げず、まずは1人でできることから、という思いで始めた子育てサロン。活動代表者の手持ちのおもちゃや絵本だけでは、サロンにやってくる子どもたちみんなに行き渡らない。
取組	活動代表者は元保育士で、社協の存在や地域の子育てサロンの存在を知っていたことから、子育てサロンの立ち上げ支援事業を行う市の社協職員に相談。 <u>社協が回覧版で子育てサロンの紹介と「不要なおもちゃや絵本を子育てサロンに譲ってほしい」と記載した。</u>
結果	回覧板を見た地域の方が、おもちゃや絵本を子育てサロンに寄贈してくれるようになった。また、社協に寄贈してくれるケースもあり、その際は社協が子育てサロンに持ってきてくれている。

2-2-4. 活動資金づくり

■遊休農地でとれた農作物と加工品の販売＋社協など複数の補助金を活用

活動者No.1 「おしゃべり農園」(栃木県那須烏山市)

背景	地域の有志メンバーによる検討を経て、地域の遊休農地を使った農作物・花畑づくりの活動開始が決定した。他方で、芋を作るにも花を育てるにも、活動資金は手元にない状態。
取組	自治会から助成をもらうことも考えたが、活動代表者と社協で「初めから助成をもらうのではなく、何かしら実績を作るなかで、地域に還元している様子が見えた方がよい」と協議。初年度については、 <u>活動代表者が活動資金を立て替えて活動を開始することになった。</u>
結果	初年度、じゃがいもやさつまいも等を植えて、とてもよいものができた。2年目以降は、少しずつだが順調に増える売上と、赤い羽根共同募金や社協、栃木県の共同募金など、複数の補助金を組み合わせながら、地域にも農作物を還元しつつ活動を継続。

■集まったメンバーに合わせて役割を生み出す 報酬分配の仕組みづくり

活動者No.4 「BABA lab さいたま工房」(埼玉県さいたま市)

背景	工房では、おばあちゃんたちの特技や目線を活かした「孫育て」商品を開発。ネットやデパートで販売開始し、注文も増加。一方で、発注に対して生産体制が追い付かなくなってきてしまった。
取組	活動代表者は、「まだ売り上げが増えていないのに、スタッフを増やしてよいだろうか…?」と悩んだが、市の外郭団体の方から助言も得つつ、思い切って <u>スタッフを増員</u> 。さらに、メンバー1人ひとりの特技を生かすため、 <u>商品ごとに工程を「作業メニュー表」に整理した。</u>
結果	「作業メニュー表」により、集まったメンバーにあわせて役割を作るスタイルが確立した。メンバーも増え、工房の運営も安定。見学者も増加した。

■複数団体の助成金＋お惣菜やパン・スープの販売

活動者No.7 「ほっとスペースさくらさくら」(東京都町田市)

背景	団地住民の居場所づくり活動をするため、団地内の商店街の一角である空き店舗を活動スペースとして確保できた。他方で規定上、いわゆる「居抜き」ではスペースを借りることができず、スケルトンにするところからの工事となった。このことにより、団体が改修費用として400万円以上の支払いを抱えることになった。
取組	6種類の助成金の応募に挑戦。メンバーは慣れない申請書づくりに夜な夜な取り組んだ。加えて、さくらさくらの活動の一環として、お惣菜やパン・スープを販売。お惣菜部門は週に3日、パン・スープ部門が週に3日と、あわせて週に6日営業することとし、1日の売り上げ目標も設定した。
結果	助成金は、5つの団体から得ることができた。また、お惣菜やパン・スープは安定的に売れるようになった。売り上げ目標の到達を目指しつつ、拠点の運営を続けている。

■スポンサーや参加者からの資金調達＋市の補助金を活用

活動者No.9 「南三世代交流プラザ 三世代交流のつどい」(新潟県上越市)

背景	南三世代交流プラザは、三世代交流の拠点として地域が土地提供し、市が建設した。開設後入場者1万人達成など、節目ごとにイベントを開催しているが、イベントの開催には、何かとお金がかかる。
取組	イベントの開催にかかるお金の範囲で、協力事業所を募る、出店料をもらうなどの工夫をした。イベントごとに、市の補助金(地域活動支援事業)も活用している。
結果	地域の「雁木通りまつり」は毎年3,000人が訪れる三世代交流の一大イベントになった。姉妹都市との連携も生まれ、更なる広がりを見せている。

2-3. 地域とのつながりづくり<情報>

拠点活動が立ち上げ後、地域に定着し継続していくためには、参加者の存在が欠かせず、参加者を増やすためには活動の状況や活動者の思いを発信し、地域とつながっていくことが重要になる。この場面について、ヒアリング調査の結果を踏まえ「情報発信」「地域への働きかけ」の2つに分類した。

以下、ヒアリング結果から主なエピソードを抜粋する。

2-3-1. 情報発信

■区、包括、町会、社協による「多数へのアプローチ+個人へのアプローチ」

活動者No.6 「美まもりやまカフェ」(東京都世田谷区)

背景	活動拠点の「まもりやまテラス」は元小学校で、地域住民にとって愛着のある大切な場所。「地域との交流とにぎわいをつくる」ことがテラスの目標であり、カフェの来客者も増やしたい。
取組	包括の広報誌(毎月)を町会やサロン、医療機関、介護保険サービス事業者に1,300部ほど発行。さらに、包括の職員が対応している200名弱の方にも個別にカフェを案内。町会でもチラシを回覧してくれたり、WEBサイトに掲載してくれているところもある。区社協の地域福祉推進員や民生委員から口コミもしてくれる。
結果	高齢者、子育て世帯など、2時間の開店時間に50名ほどが来客するようになった。常連さんが多く、スタッフとお客さんが入り混じるような雰囲気になった。

■手作り新聞・WEBサイトでのリアルタイムな活動情報の発信で地域の人たちに知ってもらう

活動者No.4 「BABA lab さいたま工房」(埼玉県さいたま市)

背景	活動立ち上げ当初は、開発する商品もなかったことから、人が集まらず、また定着しない状況が続いていた。お金もなく広告にも頼れない状況であったことも踏まえ、まずはコミュニティづくりに着手することにした。
取組	地域に根差した拠点にしたいという思いから、手作り新聞を配布。また、地域の新聞に活動が取り上げられることを目指して、WEBサイトによる情報発信に注力。資金もない状況であったが、その中でもプロのカメラマンに写真撮影を依頼するなど、発信方法や見せ方を工夫。地域の人たちに活動を知ってもらうため、情報発信に注力した。
結果	地道な発信が功を奏し、地域の新聞で活動が紹介された。これをきっかけに、少しずつメンバーが増え、にぎわいが生まれていった。

■多くの人が住む団地という強みを生かして 手作り新聞の配布と SNS の活用

活動者No.7 「ほっとスペースさくらさくら」(東京都町田市)

背景	もともと顔見知りだった住民同士のお茶会から始まった居場所づくり、生活支援、相談、見守り等を行う活動。活動者には、「誰もが安心して笑顔で暮らし続けられる団地。多世代が平等な立場でお互い様の助け合いができる関係を築きたい。」という思いがあった。
取組	団地に居住している 1,400 世帯に手作り新聞の「さくらさくら通信」を配布。活動情報の発信と、一緒に運営に携わってくれる仲間の募集を呼びかけている。その他の発信手段として、 <u>SNS も活用</u> している。
結果	少しずつメンバーが増加。一般の仕事と異なり、さくらさくらの活動は、自分のペースで参加できることから、他の地域活動との掛け持ちで参加してくれる人が多く、メンバーの顔触れも多彩なものになっている。

2-3-2. 地域への働きかけ

■社協が把握していた地域キーパーソンや他の活動団体との顔つなぎ

活動者No.1 「おしゃべり農園」(栃木県那須烏山市)

背景	活動の発案者である民生委員を中心に、「運営委員会」を立ち上げ、有志メンバーで活動内容の検討から進めることに。もともと住民同士のつながりが強い地域ではあったが、「どのようなメンバーに声を掛けようか」「どのように進めたらよいか」と考えていた。
取組	社協では、元民生委員や自治会で熱心にサロン活動をされている方、自治会長といった、いわゆる「地域のキーパーソン」を把握していた。そこで、 <u>活動の発案者である民生委員の方に、「この方にはお話を通しておくといいですよ」と助言。</u>
結果	運営委員会には、自治会の班長を中心に、はじめから15名もの方が参加。キックオフイベントを経て、「遊休農地を活用した農作物づくりと販売」という活動テーマが決定。その後、イベント開催時も、社協が以前からつながりのあった子育て支援団体等に声掛け(おしゃべり農園のある落合地区は子どもが少ないことから、意識的に社協がつなげた)。子どもがいることにより、にぎわい、世代交流が生まれている。

■地道な周知活動の積み重ねで、少しずつ地域からの理解を得る

活動者No.2 「みんなの居場所 ひなたぼっこ」(群馬県高崎市)

背景	活動拠点として、かつては賑わっていた町の商店街の一画にある空き店舗を借りることができた。空き店舗を借りたものの、「怪しい団体だ」、「税金の無駄遣いじゃないか」とまで言われた。
取組	拠点のオープンにあたり、空き店舗を改築してくれた方が商工会に詳しく、「 <u>近隣の人に、工事と拠点開設のお知らせをした方がよい</u> 」と助言を受ける。 <u>社協支所職員から各地区の民生委員の紹介を受け、活動周知をした。</u> 開設後も、1人が1人を呼ぶ地道な活動を展開していった。
結果	小学生から高齢者、外国にルーツのある子どもみんなが集う居場所になった。拠点の所有者からは「ずいぶんいいところになったねえ」とも言われるようになった。

3. ヒアリング結果のポイント

3-1. 拠点活動の各場面において明らかになった活動者と自治体等の支援者の動き

(1)「活動拠点の確保<場所>」

活動者が地域の状況に詳しく、活動拠点として使えそうな場所に心当たりがあるケースにおいては、活動者が主体となり直接所有者との調整を図っていた（活動者No.1,2,3,8,12）。

心当たりがないケースにおいては、活動者から活動 PR を兼ねて地域に向け募集する、支援者を通じて所有者に相談し確保を図る（活動者No.4,11）といった例がみられた。

(2)「活動を続けるための体制づくり<人・ノウハウ・物・お金>」

メンバー集めの場面では、活動者や支援者が自らの人脈を活用して声掛けをしていた（活動者No.1,5,6,8,11）。特に社協においては、日常業務を通じて構築された地域住民、地縁組織、民間企業等多主体との関係性を生かしていることが窺えた。

知識・技術習得では、活動メンバーあるいは協働相手が知識や技術を伝えた例（活動者No.1,3,12）のほか、スポット的に専門人材のノウハウを借りた例もみられた（活動者No.4）。

物品確保については、主には不用品を譲り受けたり、ちょっとした備品は活動者が持ち寄りするなど、地域の中で循環させながら確保を図っている状況がみられた（活動者No.1,6,8,10,11）。また、助成金や補助金を得て購入した例（活動者No.6,8）もあり、活動資金づくりとも密接に関係していることが窺えた。

活動資金づくりについては、補助金・助成金、収益活動など多様な方法がある。本ヒアリングでは、活動内容や活動の段階に応じて、活動者が複数の方法を選んだり、異なる方法に移行したりといった工夫がみられた。「活動初年度は前活動代表者の自己負担、活動を通じて収益を得ながら、2年目以降は助成金も活用」といった例をはじめ、多様な方法を組み合わせる（活動者No.1,7,9,11）ことの重要性も示唆された。

(3)「地域とのつながりづくり<情報>」

情報発信では、活動者自らによる紙媒体と WEB 媒体（活動団体の WEB サイト、SNS）を活用した取組（活動者No.1,4,5,6,7,8,）や、自治体や包括、社協、町会の協力を得て回覧や WEB サイトに掲載してもらうといった取組がみられた（活動者No.6,9,10,11）。新聞に取り上げられることも、地域の人たちからの信用を得るには有効な手段である（活動者No.4,11）。こうしたメディアにつながることの重要性も窺える。

地域への働きかけとしては、「事前に地域のキーパーソンや地縁組織等に話を通しておく」という取組がみられ、複数の活動事例からこうしたエピソードが聞かれた（活動者No.1,2,8,10）ことから、その重要性が窺えた。このことは支援者が、拠点活動の展開において「近隣住民や地域活動の担い手、自治会・町会といった地縁組織からの理解や応援」を重視しているとみることもできよう。

3-2. 活動者が活動イメージを思い描くことの重要性

ヒアリングを通じて、拠点活動の立ち上げは「活動者自身の思い」から始まるのが改めて確認された。地域の課題は様々であるが、活動者自身が解決したい課題に焦点を当て、「こんな拠点活動が必要だ」「こんな拠点活動をやりたい」と思うところがスタートとなる。

その後、活動時期や活動場所、活動メンバー、活動内容、運営方法、資金確保等について具体的に検討する。本ヒアリングにおいては、この検討プロセスを活動代表者個人のみでなく、複数のメンバーが集まり組織的に検討した事例が複数みられた。活動者の思いを立ち上げ時から地域の多様な主体に共有できること、また活動者が適切な支援を得るという意味でも、有用な取組といえる。

活動者の「思い」を拠点活動という「形」にする上で、活動イメージを描くことの重要性が示唆された。

活動者が思い描く活動イメージの一例を図表Ⅲ-5に整理した。

図表 Ⅲ-5 活動イメージの例

活動の目的・動機 (Why)		
地域にはどんな課題がある？ 活動者自身はどんな課題を解決したいと思っている？		
活動時期・頻度 (When)	活動場所 (Where)	活動者・参加者 (Who)
準備期間は？ いつ開始する？ どんな頻度で活動する？	どんな場所で活動したい？ どんな場所が使いそう？	運営メンバー集めは？ 参加者はどんな人？ どうやって集める？
活動内容 (What)	運営方法 (How to)	資金 (How much)
どんな活動をしたい？ どんな活動ならできそう？	メンバーの役割分担は？ 連絡・相談体制は？ 広報やPRの方法は？	活動にかかる費用は？ 参加者から費用をもらう？ 収益を生む？

なお、活動を継続する中で、当初検討したことが変化することも考えられる。参加者のニーズ、活動者の問題意識、運営メンバーを取り巻く環境等様々な要因があるが、こうしたことから拠点活動が多機能化・多目的化することも考えられる。

なお、本事業で作成した「地域で拠点活動を始めたい人 拠点活動を立ち上げから支えたい自治体等の人のためのヒント集」では、参考として「拠点活動ことはじめシート」をつけた。このシートは、活動者の「活動イメージの検討」にあたり活用いただくことを想定したものである。(図表Ⅲ-6)

図表 Ⅲ-6 【参考】拠点活動ことはじめシート (パンフレット P16、P17 より)

活動をイメージするための参考資料「拠点活動ことはじめシート」

このシートは、「地域で新たに活動をはじめたい」みなさんが、「考える、書く、話す…」のプロセスを通じて、活動イメージのお手伝いをするものです。

自分で考えてみる → 考えたことを、書いてみる → 仲間や支援者に話してみる

活動をイメージするための参考資料「拠点活動ことはじめシート」

活動名・プロジェクト名

活動の目的・テーマ

活動の内容

活動の対象となる人

拠点のイメージ

活動する場所のイメージ図を撮っていきましょう。画しければ、イメージに近い画像をネットで探してみるのも1つです。

たとえば・・・
 広さは？どんな設備が必要？
 どんな備品を置く？雰囲気は？

シートが全て埋まらなくても大丈夫。埋まらなかった部分を仲間や支援者と話し、イメージを具体的にしていきましょう！

何度も繰り返してOK!

活動をイメージするための参考資料「拠点活動ことはじめシート」

活動名・プロジェクト名

活動の目的・テーマ

活動の内容

活動の対象となる人

拠点のイメージ

活動する場所のイメージ図を撮っていきましょう。画しければ、イメージに近い画像をネットで探してみるのも1つです。

たとえば・・・
 広さは？どんな設備が必要？
 どんな備品を置く？雰囲気は？

3-3. 支援者による効果的なサポートの例

ヒアリング結果から、活動者は「自分たちでできることは頑張り、足りないことは支援者からのサポートを受けながら」拠点活動を行っている状況が窺えた。

これを踏まえ、拠点活動の各場面における支援者の効果的なサポートの例を以下に整理する。

(1) 支援者がもつ情報を活動者に届ける

拠点活動を新たに始めたいと考えている活動者にとってまず必要なのが情報である。特に活動者が「3-2」で示したようなことを考えながら活動を形にしていく上で、支援者がもつ情報を活動者に届けることは有用なことといえる。各活動事例において、支援者は主に以下のような情報を活動者に提供していた。

①活動拠点の確保<場所>

【場所探し】地域の活用可能な拠点の情報

【場所の確保】拠点利用にあたり必要な手続き、活用可能な補助金の情報

②活動を続けるための体制作り<人・ノウハウ・物・お金>

【メンバー集め】地域で活動したいと考えている人材の情報

【知識・技術習得】活動ノウハウや活動テーマに詳しい人材、先進事例等

【物品の確保】活用可能な補助金の情報、物品を融通し合える活動者ネットワークの情報

【活動資金づくり】多様な資金確保の方法

③地域とのつながりづくり<情報>

【情報発信】活動情報を発信できる場や媒体の情報

【地域への働きかけ】地域のキーパーソンや地縁組織、他の活動者の情報

(2) 活動者と地域をつなぐ

「3-1」で述べたように、活動者が地域の人たちとつながることは、活動の持続可能性にも資する要素である。ヒアリング結果からも、活動者の情報発信や地域への働きかけを支援者がサポートしている事例が複数みられた。

上記の「③地域とのつながりづくり<情報>」で記載した「情報発信」にもう一步踏み込んだ支援として、支援者が活動者に直接地域のキーパーソンをつなぐ（紹介する）ことも行われている。

(3) 活動者の「思い」を理解した上でのサポート

拠点活動は、活動者の「地域の人たちが集う場や機会がほしい」「高齢者の人たちが活躍する場をつくりたい」「少子化・核家族化が進む中で、大人と子どもがふれあい、学ぶ場を作りたい」「ふらりと立ち寄れる居場所がほしい」「地域の中で様子が見えない高校生たちの居場所を作りたい」といった思いから始まる。まずはこうした、自らが暮らすまちを「こうしたい」「こうだったらいいのにな」という思いがあって、＜場所・人・ノウハウ・物品・お金＞といった、活動を進めるにあたっての具体的な検討が進んでいく。

ヒアリングを通じて、拠点活動をサポートする支援者からは、こうした活動者の思いを理解した上で、以下のようなマインドをもちサポートを行っていることが明らかになった。

①活動者の思いを汲む

→支援者が活動者をサポートする際、活動者の思いを汲むことで、活動者にとって本当に必要な支援は何か、また支援者として何をすべきかが見えてくる。

②活動者の情報発信の機会をつくる

→活動者には、活動を地域に広め、仲間（活動メンバー、参加者双方）を増やし、展開させていきたいというニーズがあると考えられる。前項（2）でも述べたように、「活動者と地域をつなぐ」という意識のもと、情報発信の機会をつくることが大切である。

③「社会的信頼度の高さ」という強みを活かす

→支援者である自治体、社会福祉協議会、地域包括支援センターには「社会的な信頼」があると考えられる。例えば前項（2）で「活動者と地域をつなぐ」ことについて述べたが、この「つなぎ」の場面では、日常業務で地域の人たちとの接点をもつ支援者の強みを活かすことが大切である。また、この「つなぎ」の積み重ねが、地域との信頼関係の構築・強化にもつながっていきと考えられる。

IV. 拠点活動を支える人たちに期待される役割と 今後の検討課題

1. 調査結果を踏まえて

調査結果を踏まえ、地域共生社会に向けた拠点活動推進のため、拠点活動を支える人たちに期待される役割を整理する。

ここでは、支援者の役割が期待される場面を、「日常業務」に関するものと「拠点に関する相談対応」の2つに大別した。

「日常業務」については、拠点活動推進に向けた「活用可能な拠点」や「拠点活動」の情報収集・共有・発信に関することとする。ここには、相談窓口を明らかにし、住民や活動者が相談しやすい体制を整えておくことも含む。これらは支援者の「基盤整備」とも呼べる取組である。

「拠点に関する相談対応」は、活動者からの相談に個別対応する場面とする。整理に当たっては、「Ⅲ」のヒアリング結果で示した拠点活動の3つの展開プロセス（「活動拠点の確保」「活動を続けるための体制づくり」「地域とのつながりづくり」）を踏まえた。

支援者においては、これら2つの取組が相互に機能していることが望ましい。以下、「日常業務」および「拠点に関する相談対応」において、支援者にどのような役割が期待されるか、①自治体、②社協・包括の2主体に分けて整理する。

なお、ここでの「自治体」とは、地域包括ケア推進担当課を想定する。

言葉の使い方（再掲）

「活動者」：拠点活動運営主体（拠点活動を立ち上げたい地域住民も含む）

「支援者」：自治体、社協、包括

2. 住民の拠点活動立ち上げに向けた基盤を整える（日常業務）

2-1. 情報を収集する（支援者⇔支援者、支援者⇔活動者）

日常業務の場面においては、支援者自身が、「活用可能な拠点の情報」や「活動事例」についての情報を有しておく必要がある。地域ケア会議や協議体など既存の会議の場を活用し、こうした情報を収集することも考えられる。

（1）自治体（地域包括ケア推進担当課）に期待される役割

- ・他部署が所管している拠点の活用方法や各種補助等を知る
例）他部署が所管する拠点活用の相談窓口を確認 ⇒ 「知っている人のことを知る」
各省庁が作成・発行している活用事例集の参照
- ・折に触れて、自部署がもつ情報を整理する
例）保健師による地域診断や生活支援コーディネーターによる地域アセスメント等の資料を折に触れて確認し、情報整理
- ・既存の会議や情報共有の場で、社協・包括等より情報を得る
例）地区担当会議、地域ケア会議、協議体等で、保健師、生活支援コーディネーター、CSWなど現場と接する機会の多い人を通じて情報を得る
- ・既存の会議や情報共有の場に、他部署からの参加を得る
例）協議するテーマに該当する部署に声をかけ、スポット的に参加を得る
- ・企業や社会福祉法人など、地域の民間事業者と連携する
例）社会貢献の一環として事業所・店舗スペースを提供する民間企業と連携協定締結
社会福祉法人（施設）の地域交流スペース等の活用可能性を探る
- ・活動者の「声」を聞く、あるいはそのための場を設ける
例）行政計画策定時など、業務の一環として活動者へのアンケートやヒアリング実施
ボランティアやプロボノ等の形で、活動に直接参加

（2）社協・包括に期待される役割

- ・「活用可能な拠点」の視野を今より少し広げる
例）これまでに活用実績のない拠点を視野に入れた地域診断や地域アセスメントの実施（空き家や空き店舗、学校、道の駅、農地、社会福祉法人の地域交流スペース、民間企業など）
- ・自治体が発信する、活用可能な拠点の情報や補助制度を収集する
例）国や県、市町村が発信する活動事例集等のサーベイ
- ・活動者の「声」を聞く、あるいはそのための場を設ける（小地域単位で）
例）活動拠点の現場に赴き、活動状況や困りごとについてのヒアリング
ボランティアやプロボノ等の形で、活動に直接参加
- ・活動者同士で構成されるネットワークの情報を入手する

2-2. 情報を共有する（支援者⇔支援者）

アンケート調査では、「活用可能な拠点の情報」や「活動事例」などが、必ずしも支援者（自治体部署間、自治体⇔社協・包括）間で十分に共有されていないことが明らかになった。収集した情報を活動者や住民に届けるためには、支援者間で情報を共有しておくことが重要であるといえる。

（1）自治体（地域包括ケア推進担当課）に期待される役割

・他部署と情報を共有する

例）自部署の活用可能な「活用可能な拠点の情報」や「活動事例」を整理した一覧表や WEB サイト等を他部署に共有

部署横断による意見交換会や研修会等の場を活用し、他部署に共有

・自治体内部で整理した情報を社協・包括と共有する

例）自部署で整理した情報あるいは他部署から共有された情報を、会議等の場で社協・包括に共有

（2）社協・包括に期待される役割

・自治体に日常業務で得た情報を共有する

例）日常業務で得た情報から、「活用可能な拠点の情報」や「活動事例」、また「活動者（あるいはこれから活動を始めようとする住民）の困りごと」を共有

地域包括ケアシステム構築および地域共生社会の実現に向けては、解決すべき地域の課題が分野を横断することもまあり、自治体内の他部署・地域の関係機関（民間事業者、団体等）との連携はますます欠かせないものになっている。自治体内の他部署・地域の関係機関の積極的な関与を得るためにも、支援者からのアプローチは重要であるといえる。

2-3. 情報を発信する（支援者⇒活動者、新たに活動を始めたい住民）

収集、共有した「活用可能な拠点の情報」や「活動事例」の発信の手法には大きく「紙媒体」と「WEB 媒体」の 2 つがある。紙による場合、機材やネットワークの環境に左右されることなく住民の手に情報が渡るメリットがある。WEB による場合、リアルタイムな情報発信が可能であり、環境さえ整っていれば、いつでもどこでも情報を受け取れるメリットがある。「紙」と「WEB」それぞれの良さを生かし、組み合わせて情報を発信することで、より多くの活動者に情報を届けることにつながるといえる。なお情報発信の際は、活動の多様性を意識し、活動者の意向（どのような形式で発信するか、どのような内容で発信するか）を確認しておくことも必要なことであるといえる。

（1）自治体（地域包括ケア推進担当課）に期待される役割

・複数の手段を用いて、活用可能な拠点の情報や活動事例を発信する

例) 紙媒体…一覧表、冊子、マップ、広報誌

WEB 媒体…自治体 WEB サイト、ポータルサイト

※上記「紙媒体」で作成したものを WEB サイトに掲載することも含む。

（2）社協・包括に期待される役割

・複数の手段を用いて、活用可能な拠点の情報や活動事例を発信する

例) 紙媒体…一覧表、冊子、マップ、広報誌（社協だより、包括だより等）

WEB 媒体…社協・包括 WEB サイト、ポータルサイト

※上記「紙によるもの」で作成したものを WEB サイトに掲載することも含む。

その他…活動者へのインタビュー、活動の様子を動画に撮影し地域で上映する

・自治会や町会との連携により情報発信する

例) 回覧板にて情報を発信する

自治会や町会の WEB サイト等で情報発信してもらえるよう調整する

これらの情報発信とあわせて、自治体（地域包括ケア推進担当課）、社協・包括に共通して期待されるのは、「相談先」「問い合わせ先」についても周知し、住民からの相談を受け止める体制を作っておくことである。住民が「自分もやってみたい」と思った時に、相談先が明確になっているだけで第一歩が踏み出しやすくなる。

また、自らが担当する業務とは異なる内容の相談を受けた際、該当部署・機関の担当者につながることも重要である（「2-1. 情報を収集する」とも関連）。担当者に話を通しておく、担当者のいる窓口を案内するなど、つなぎ方に配慮することで、地域との信頼関係構築にもつながっていくと考えられる。

2-4. 活動者と地域がつながる仕組みをつくる

拠点活動が地域でスムーズに立ち上がるためには、既に地域で活動している活動者やいわゆる地域のキーパーソンも含めた住民に、拠点活動が認知されることが重要となる。そのためには、活動者と活動者、活動者と住民がつながることが必要であり、「2-3. 情報を発信する」も 1 つの手段であるが、ここではもう一步踏み込んだ「つながりづくりの仕組み」について述べる。

(1) 自治体（地域包括ケア推進担当課）に期待される役割

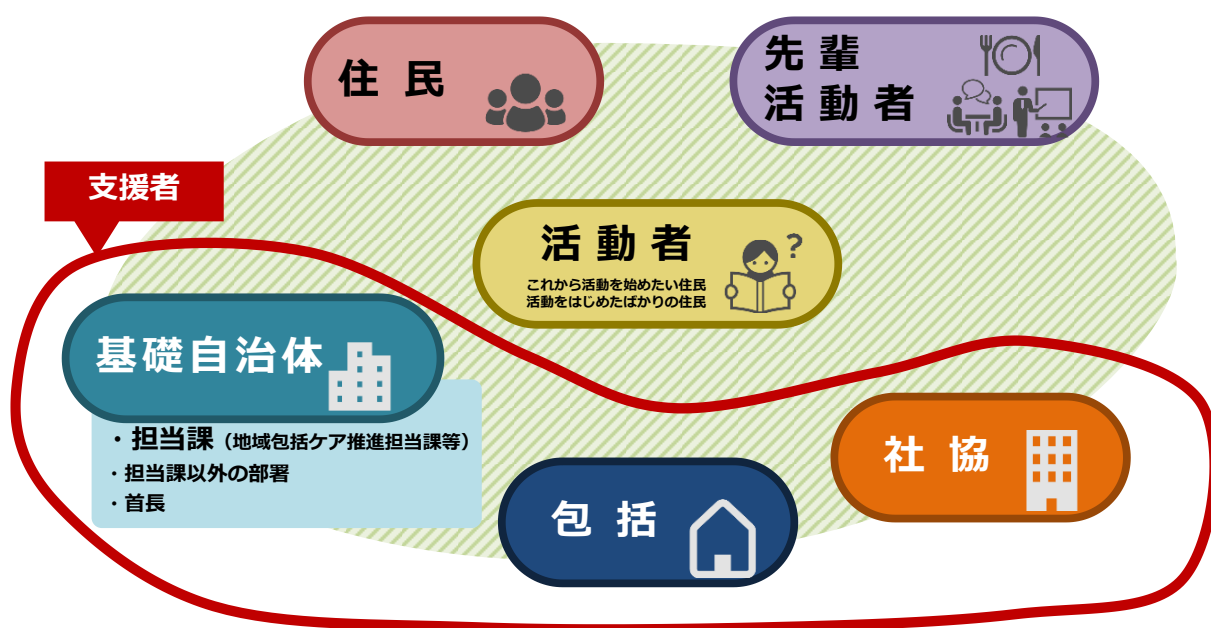
- ・活動者同士の定期的な情報交換会を企画・実施する
- ・活動者が住民に向けて定期的に活動情報を発信する機会を設ける
例) 住民向け活動報告会、セミナー、シンポジウム等

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・地域のキーパーソンや地縁団体、既存活動団体との協力関係を作っておく
例) 自治会、民生委員（現役・経験者）、ボランティア、サロン活動リーダー等
- ・活動者同士の定期的な情報交換会を企画・実施する（小地域単位で）
- ・活動者が住民に向けて定期的に活動情報を発信する機会を設ける
例) 住民向け活動報告会、セミナー、シンポジウム等

拠点活動の支援にあたっては、下図に示す主要ステークホルダーの間において、情報の伝達・共有が行われることが望ましい。次頁以降の「拠点に関する相談対応」では、下図を用いて情報の伝達・共有の流れを示し、支援者に期待される役割を整理する。

図表 IV-1 拠点活動の支援に関わるステークホルダー



3. 住民による活動の立ち上げを支える（拠点活動に関する相談対応）

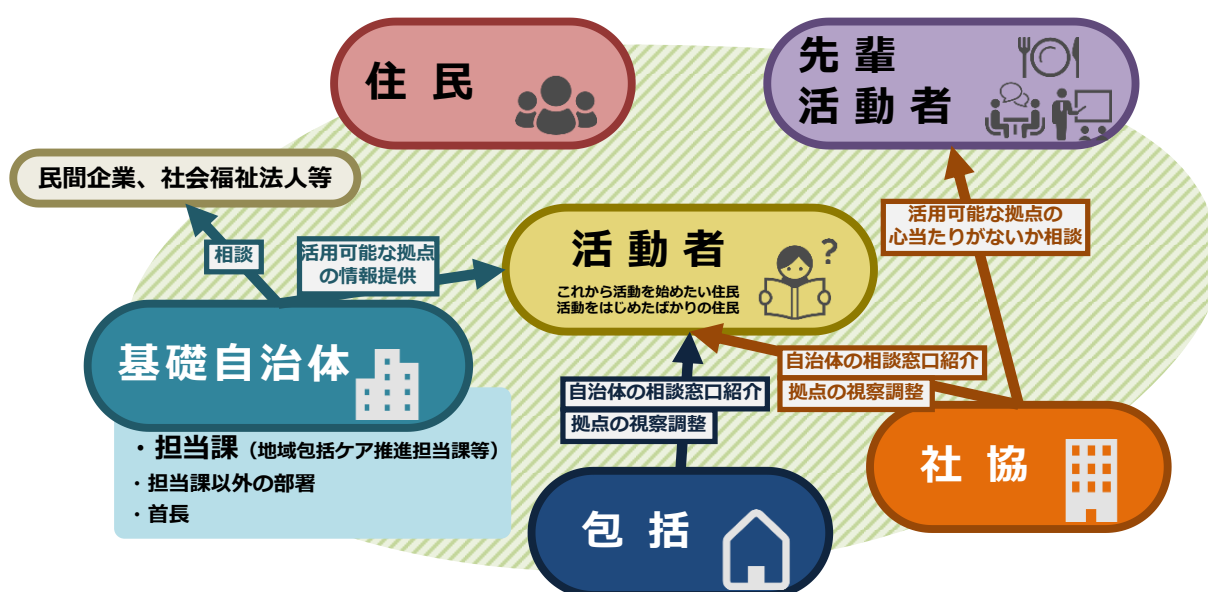
ここでは、活動者から拠点活動に対する相談が寄せられた際の具体的な支援として、自治体および社協・包括に期待される役割について主なものを例示する。

3-1. 活動者の拠点確保を支援する

○場所探しの支援

活動者のニーズ：「どこに活用可能な拠点があるか知りたい」等

図表 IV-2 場所探しの支援イメージ



（1）自治体に期待される役割

- ・自部署で整理した「活用可能な拠点」の情報を提供する
- ・他部署の相談窓口を紹介する
例）市民協働課、住宅政策課、商業支援課…等
- ・場所を貸してくれる民間企業や社会福祉法人に相談する

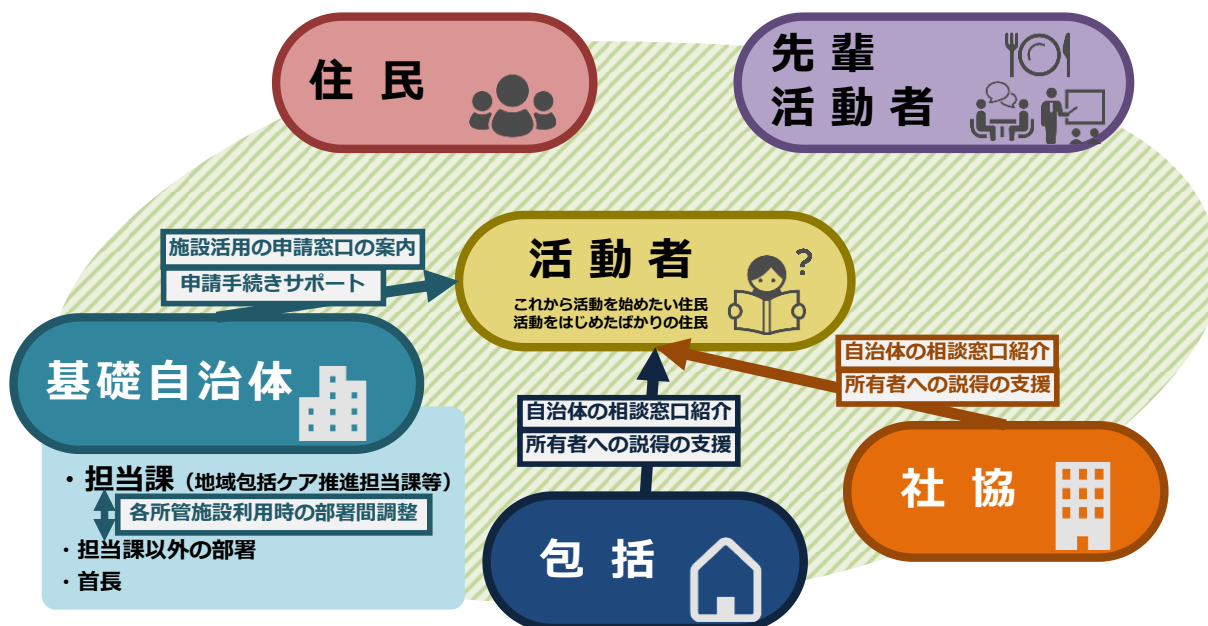
（2）社協・包括に期待される役割

- ・自治体の相談窓口を紹介する
例）地域包括ケア推進担当課、市民協働課、住宅政策課、商業支援課…等
- ・活動者らのネットワークに、活用可能な拠点への心当たりがないか相談する
- ・活用可能な拠点の視察を調整する

○場所確保の支援

活動者のニーズ：「誰に利用意向を相談するとよいか知りたい」「所有者の理解を得たい」等

図表 IV-3 場所確保の支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・ 公的施設を利用する場合、利用申請窓口を案内する
- ・ 自部署が所管する施設を利用する場合の申請手続きをサポートする
- ・ 他部署が所管する施設を利用する場合の部署間での調整

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・ 自治体の相談窓口を紹介する
例) 地域包括ケア推進担当課、市民協働課、住宅政策課、商業支援課…等
- ・ 拠点所有者との関わりがある場合、所有者への説得を支援する
例) 活動者とともに、活動の趣旨や内容等を所有者に伝える

3-2. 活動を続けるための体制づくりを支援する

○メンバー集めの支援

活動者のニーズ：「メンバー募集の案内を出したい」「活動参加希望者とマッチングしたい」等

図表 IV-4 メンバー集めの支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・メンバー募集の案内を支援する

例) 広報誌、WEB サイトへの掲載等によるメンバー募集案内

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・活動の多目的・多機能化の可能性を探る

例) 居場所を立ち上げたい住民と認知症カフェを立ち上げたい住民を引き合わせる

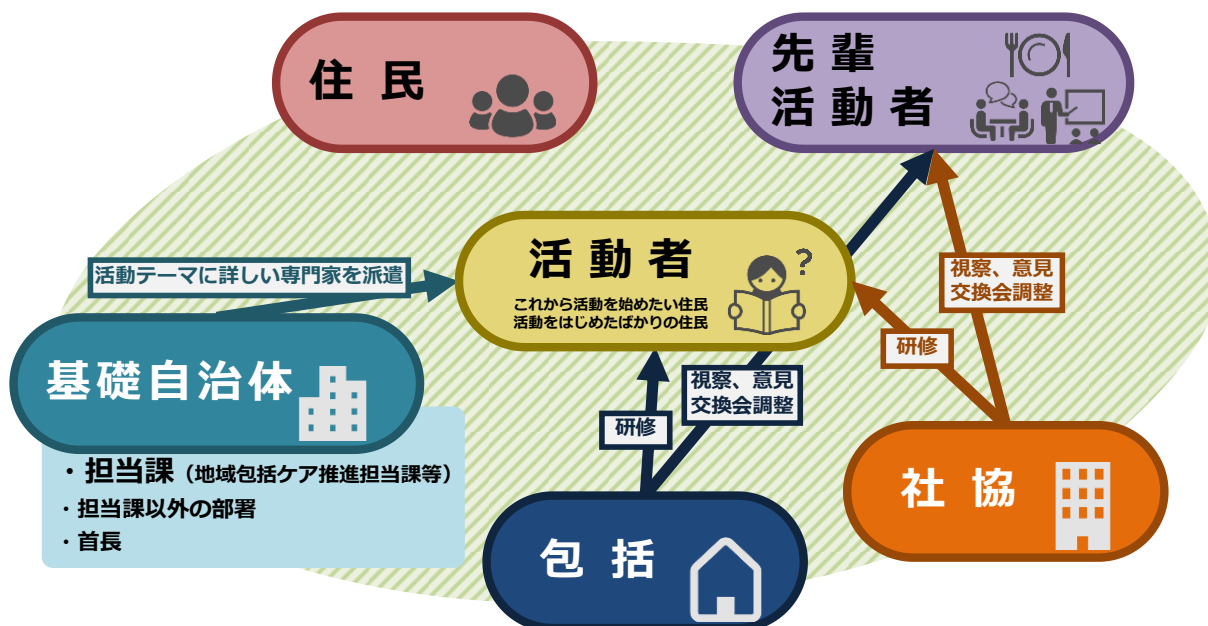
学習支援を始めたい住民と、学習支援を提供したい子ども食堂の活動者をつなぐ

- ・地域のボランティアやプロボノ団体等の人材バンクを紹介する

○知識・技術習得の支援

活動者のニーズ：「活動内容についての知識を得たい」「活動の運営ノウハウを知りたい」等

図表 IV-5 知識・技術習得の支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・活動テーマに詳しい専門家を派遣する

例) 保健師やPT、ST、認知症サポーターといった専門性の高い人材を派遣

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・拠点活動立ち上げに関する研修を実施する

例) 地域活動の担い手講座等の実施

- ・既存の活動団体への視察、意見交換の機会を設ける

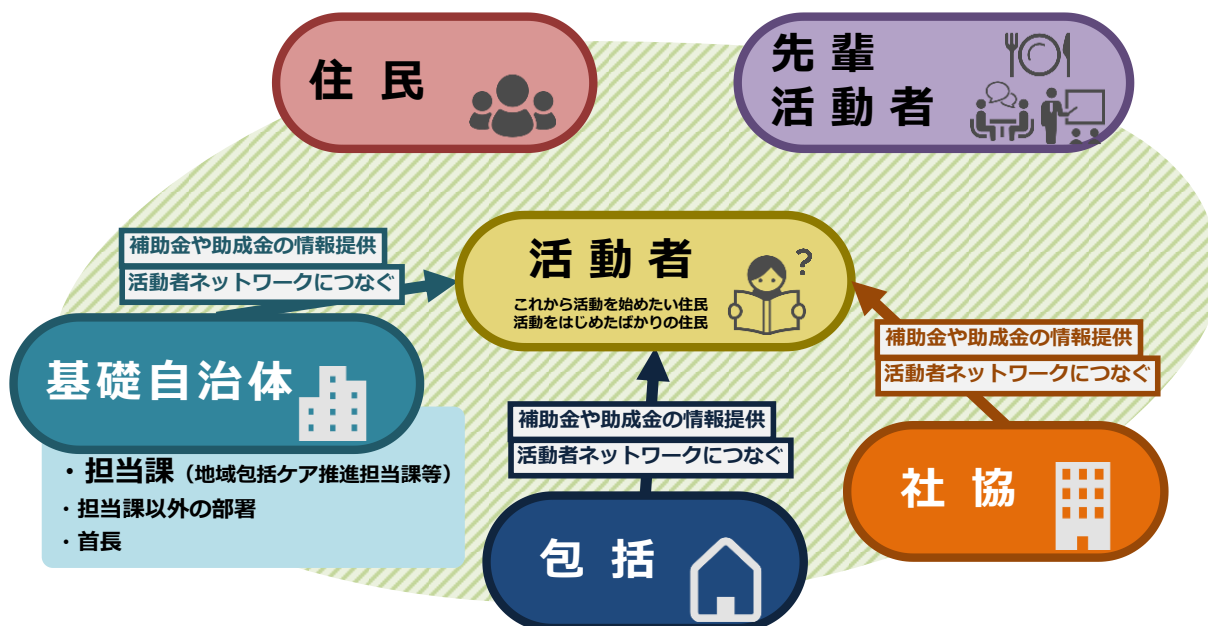
- ・自らの持つ専門性を生かし、活動テーマに関する知識・技術を伝える

例) 活動者向けの研修会（認知症、対人援助、個人情報保護等）の実施

○物品確保の支援

活動者のニーズ：「活動するための道具や備品が手元にない」等

図表 IV-6 物品確保の支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・備品等の購入が可能な補助金や助成金の情報を提供する
- ・活動者で構成されるネットワークにつなぎ、道具や備品の循環を促す

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・備品等の購入が可能な補助金や助成金の情報を提供する
- ・活動者で構成されるネットワークにつなぎ、道具や備品の循環を促す

○活動資金づくりの支援

活動者のニーズ：「手元に活動資金がない」「収益を生みたい」等

図表 IV-7 活動資金づくりの支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・多様な資金確保の方法について情報提供する
例) 寄付金、クラウドファンディング、補助金や助成金、参加費集め、収益化等
自部署が所管する制度の補助金や助成金の情報提供
他部署に活用可能な補助金や助成金があるか相談
- ・他部署の補助金や専門人材へのつなぎ
例) 活用可能な補助金や助成金を持っていそうな部署への相談
活動の収益化に向けた助言を受けるためのつなぎ
- ・補助金や助成金の申請手続きをサポートする

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・既存の活動団体のノウハウ紹介
例) 社協・包括で整理した情報を提供
視察や情報交換の場の設置
- ・活用可能な補助金や助成金の情報を提供する
- ・補助金や助成金の申請手続きをサポートする

3-3. 地域とのつながりづくりを支援する

○情報発信の支援

活動者のニーズ：「活動を地域の人たちに知ってもらいたい」等

図表 IV-8 情報発信の支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・紙媒体、WEB媒体での情報発信を支援する
例) 活動者が作成したチラシの配架、自治体WEBサイトや広報誌への掲載
- ・活動者自らが発信し住民や他の活動者につながる機会を設ける
例) 住民向け活動報告会、セミナー、シンポジウム等の開催
活動者同士の情報交換会の開催

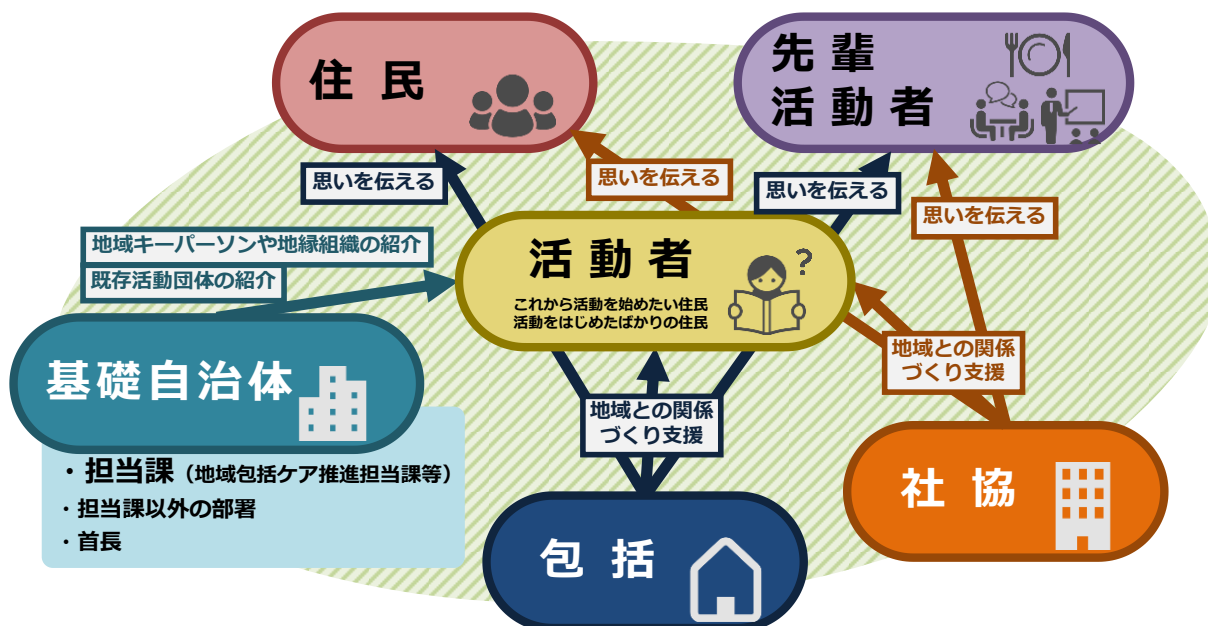
(2) 社協・包括に期待される役割

- ・紙媒体、WEB媒体での情報発信を支援する
例) 回覧板での周知
活動者が作成したチラシの配架
社協・包括WEBサイトや広報誌への掲載
- ・活動者自らが発信し住民や他の活動者につながる機会を設ける (小地域単位で)
例) 住民向け活動報告会、セミナー、シンポジウム等の開催
活動者同士の情報交換会の開催

○地域への働きかけの支援

活動者のニーズ：「活動を地域の人たちに知ってもらいたい」「活動者の仲間がほしい」等

図表 IV-9 地域への働きかけの支援イメージ



(1) 自治体に期待される役割

- ・活動者に地域のキーパーソンや地縁組織を紹介する
例) 自治会、町会、地域活動に携わっているキーパーソンの紹介
- ・活動者に既存の活動団体を紹介する
例) 同じテーマで活動している団体、豊富な運営ノウハウを有する団体の紹介

(2) 社協・包括に期待される役割

- ・地域のキーパーソンや地縁組織に、活動を始めたい住民の思いを伝える
例) 地域のキーパーソンや住民組織向け説明会の開催支援
- ・既存の活動者（団体）に、活動を始めたい住民の思いを伝える
例) 同じテーマで活動している団体、豊富な運営ノウハウを有する団体とのつなぎ
- ・地域の人たちとの関係づくりを支援する
例) 活動拠点に直接出向き、住民や他の活動者たちとの関わりの状況を確認する

3-4. 大切にしたいマインド

ここまでに記載した「支援者に期待される役割」を果たす上で共通する大切なマインドとして、下記の3点が挙げられる。

「活動者の思いを汲む」 「活動者の情報発信の機会をつくる」 「社会的信頼度の高さという強みを活かす」
--

拠点活動は、活動者の「思い」から始まり、場所、人、ノウハウ、物、お金の確保をしつつ、地域住民や地縁団体、他の活動者、団体、民間企業など様々な主体との関わりをもち、活動を続けていくことで、地域に根付いたものになっていく。

その過程で、例えば立ち上げ当初は拠点活動に懐疑的な目を向けていた地域住民の態度が柔らかくなり、あいさつを交わすようになり、参加者として関わるようになり、友人や知人を呼ぶようになり、活動のちょっとしたお手伝いをするようになり、そのうち活動運営になくはならない存在になっていく。ある1つの拠点における活動の中でその人の存在が大きくなり、その人がまた別の人や拠点活動と出会い、つながることで、地域に拠点活動が広がっていく。

地域共生社会の実現に向けた第一歩は、人々が互いに理解し、共感することであろう。拠点活動は様々な人と人との出会える開かれた場であり、相互理解や共感への第一歩を促す役割を持ち得ることからも、「活動者の思いを汲んで、広げていく」という支援者の役割は、意義の大きなものであるといえる。

4. 今後に向けた検討課題

本事業での検討を踏まえ、今後更に検討が必要と考えられる課題を3点整理する。

自治体内での「地域の活用可能な拠点」の情報共有のあり方に関する検討

本事業のアンケートで地域包括ケア推進担当課にたずねた「他部署が所管している拠点の情報や制度を知ったり情報交換をしたりする機会」の問いに対して、比較的規模の大きな自治体（中核市以上）においては「組織的な仕組み・機会」が設けられており、町村においては「職員の個人的なつながり」によって情報が共有されていることが明らかになった。他方で、一般市についてはそれらいずれも十分に行われていない状況が明らかになった。組織的な仕組み・機会を設ける必要に迫られるほど分業化しているわけではないが、個人的なつながりを得るには「縦割り」を越えるハードルが高いという、職員の人数規模が影響している可能性が窺える。

この点については、本調査において明確な示唆を得ることはできず、前項において解決策を提示することができなかった。

昨今、特に自治体ではあらゆる部署・場面において「部署をまたいだ情報連携」および「情報連携の後の行動連携」が求められている。地域共生社会の実現というテーマに限らず、情報共有に困難さを感じている職員が一定数存在すると推測されることから、自治体内部で情報共有をする上でボトルネックになっていることが何かを明らかにし、仕組み構築のあり方について検討することが望まれる。

拠点活動が地域にもたらす効果についての深掘り

本事業の目的に「②多様な拠点における活動がもたらす地域住民への影響（孤立防止、社会参加促進、地域コミュニティ形成等）についての検討」を掲げた。今回は「参加者やその家族、活動の運営スタッフへの影響」に着目し、ヒアリング結果を示した。他方で、地域で拠点活動が定着していくことで、活動に関与する当事者以外の人々に、何らかの影響がもたらされることも考えられる。例えば拠点活動の参加者や運営者と、拠点の近隣住民とのちょっとした交流や、近くで新たな拠点活動が生まれること。また、直接拠点活動に参加したり運営に関与したりしていなくとも、「困ったときにはここに行けばなんとかなるかも」という理解が、地域住民の間で広がっていくことも考えられる。

こうした拠点活動の広がりが、地域住民の無意識下での見守り体制構築につながり、地域包括ケアシステムを更に強じんにさせていくことを明らかにするための、より詳細な研究の実施が期待される。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代における

「地域コミュニティづくりの拠点のあり方」実践研究

本事業は新型コロナウイルスの影響下において実施されたものであり、管内基礎自治体における多様な「拠点」の実態把握および活動事例の把握を目的に掲げたアンケートにおいても、「コロナ禍のため休止中」という回答や、「コロナ禍での活動継続に課題を抱えている」という回答が数多く寄せられた。

ヒアリング調査では、「感染対策をしながら活動継続している」活動主体を対象としたものの、特に飲食を伴うものや多世代交流など活動の一部中止を余儀なくされる、活動は継続するも運営スタッフの確保が難しいといった状況も窺えた。対面による交流を前提としていた「通いの場」「居場所」活動は、その維持継続に苦慮されている。

他方でこの状況を逆手に取り「オンライン会議ツールの活用」に取り組む活動主体もいくつか見られた。活動拠点において「オンライン会議ツールの使い方講座」を実施しているところもあり、みんなで新しいものに取り組みやすい状況を生み出す工夫の重要性が窺えたほか、必ずしも支援者はじめ周囲の人間が「高齢者だからデジタル機器の活用は難しい」と思う必要はないことも示唆された。

ポストコロナ・ウィズコロナ時代においては「対面による地域コミュニティづくり」と「対面によらない地域コミュニティづくり」の両面から地域コミュニティをとらえ直す必要があり、今後そのあり方についての実践的な研究やフォローアップが望まれる。

